

官報号外

平成二十二年五月十八日

○第一百七十四回 衆議院会議録 第二十九号

平成二十二年五月十八日(火曜日)

議事日程 第十八号

平成二十二年五月十八日

午後一時開議

第一 工エネルギー環境適合製品の開発及び製造

を行う事業の促進に関する法律案(内閣提出)

第二 P T A・青少年教育団体共済法案(文部科学委員長提出)

第三 排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律案(内閣提出)

日程第三 排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律案(内閣提出)

日程第四 地球温暖化対策基本法案(内閣提出)郵政改革法案(内閣提出)日本郵政株式会社法

案(内閣提出)及び郵政改革法及び日本郵政株式会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

○議長(横路孝弘君) 高山智司君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(横路孝弘君) 御異議なしと認めます。よって、日程第一に先立ち追加されました。

○議長(横路孝弘君) 環境委員長樽床伸二君解任決議案(浜田靖一君外二名提出)

○議長(横路孝弘君) 環境委員長樽床伸二君解任決議案を議題といたします。

提出者の趣旨弁明を許します。福井照君。

環境委員長樽床伸二君解任決議案

〔本号末尾に掲載〕

〔福井照君登壇〕

○福井照君 自由民主党の福井照でございます。私は、自由民主党・無所属の会を代表して、ただいま議題となりました環境委員長樽床伸二君解任決議案につきまして、提案の趣旨の弁明をいた

します。(拍手)
（文部科学委員長提出）

平成二十二年五月十八日 衆議院会議録第二十九号

環境委員長樽床伸二君解任決議案

環境委員長樽床伸二君解任決議案(浜田靖一君
外二名提出)
日程第一 工エネルギー環境適合製品の開発及び
製造を行う事業の促進に関する法律案(内閣
提出)
日程第二 P T A・青少年教育団体共済法案

午後八時四十六分開議

○議長(横路孝弘君) これより会議を開きます。

○高山智司君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

浜田靖一君外二名提出、環境委員長樽床伸二君解任決議案は、提出者の要求のとおり、委員会の審査を省略してこれを上程し、その審議を進められることを望みます。

○議長(横路孝弘君) 高山智司君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(横路孝弘君) 御異議なしと認めます。よって、日程第一に先立ち追加されました。

○議長(横路孝弘君) 環境委員長樽床伸二君解任決議案を議題といたします。

提出者の趣旨弁明を許します。福井照君。

環境委員長樽床伸二君解任決議案

〔本号末尾に掲載〕

〔福井照君登壇〕

○福井照君 自由民主党の福井照でございます。私は、自由民主党・無所属の会を代表して、ただいま議題となりました環境委員長樽床伸二君解任決議案につきまして、提案の趣旨の弁明をいた

します。(拍手)
（文部科学委員長提出）

私は、ちょうど一週間前の衆議院本会議で質疑に立ちました。この際、鳩山内閣の目に余る無責任ぶりに対しまして一言述べさせていただきました。それから一週間たちましたけれども、政府・与党の運営からは、全く反省の念は感じられませんでした。無責任、数がすべてという方針は、悪化の一途をたどっていると言わざるを得ません。

私が質問に立ちました五月十一日の本会議は、

ます、本日の経緯について強く抗議を申し上げたいと思います。

本日は、議長のあつせんによりまして、断続的に政党間による協議が続きました。予算委員会の集中審議、与野党の幹事長会談、国会法の取り扱いに関しまして一定の方向性を出そと与野党双方が努力しているそのやさきに、強権的に郵政法及んで、延会手続をしてまで強行することは極めて遺憾でございます。

本日、郵政法案を趣旨説明、質疑したところで、総務委員会は放送法の質疑に入つたばかりでございます。郵政法案の審議入りのめどは立つてないのに、なぜこのような強行な本会議を開かなくてはならなかつたのか。開会時刻を考えましたら、本日の本会議は後日にずらすべきであった、せめて趣旨説明は後日にするなどの議事の工夫があつてもよかつたのではないかでしようか。

私たちには、趣旨説明、質疑の一方的決定という余りにもの非常識ぶりにかんがみ、これに抗議し、本日の郵政法案の趣旨説明、質疑の際は、やむなく、堂々と退席をさせていただきますことを先に申し上げておきます。

私は、ちょうど一週間前の衆議院本会議で質疑に立ちました。この際、鳩山内閣の目に余る無責任ぶりに対しまして一言述べさせていただきました。それから一週間たちましたけれども、政府・与党の運営からは、全く反省の念は感じられませんでした。無責任、数がすべてという方針は、悪化の一途をたどっていると言わざるを得ません。

議院運営委員長の職権によって決められました。不正常な形での本会議でございました。その翌日、五月十二日の内閣委員会では、我が党の質疑者の発言を遮る形で国家公務員法を数力で採決し、野党の質問権を封じるという暴挙に出ております。

さらに、五月十四日には、野党が党利党略を超えた慎重な対応を求めていた国会法の提出に関しましても、その求めに応じることなく、一方的に衆議院に提出をいたしました。

これは、言論の府である国会のルールを數の力でねじ伏せてしまおうという民主党お得意の手法であり、我々は、このような強引な国会運営を断じて許すことはできません。

政府・与党は、ルールを変える前に、ルールは守らなければならないということをもう一度学び直す必要があるのではないか。学べば学ぶほど理解を深めるということは得意なはずでございません。たゞ重なる強行採決は、先人たちが築き上げてきた国権の最高機関である国会の伝統を破壊する行為にほかなりません。

言うまでもなく、民主主義における絶対のルールは、民意に従うということです。

今、国民が解明してほしいと心から願っている小沢幹事長の政治資金の問題、鳩山総理の政治資金の問題、この二つから目を背け、国民の皆さんのが解決してほしいと一番願い、政府の一挙手一投足を見守っている普天間基地問題の解決、これも先延ばしにしようとしている。そんな政権に国会のルールを一方的に変更する資格などあるはずもないと強く申し上げたいと思います。

事業仕分けで、十二兆円、財源、出しました

五月十五日に、小沢幹事長は東京地検による事情聴取に応じられたようございます。しかし、現在に至るまで、野党のたび重なる要請にもかかわらず、国会での説明は一切行われておりません。一部報道によりますと、政治倫理審査会への出席の意向を示されたようですがれども、よもや、たった一回の政倫審への出席で説明を果たしたということにしようなどという意図はまさかないと信じております。

国家に対して大変な責任を担う政権与党の幹事長でいらっしゃいます。政治倫理審査会のみならず、証人や参考人として委員会に出席をし、徹底的に国民に対して説明責任を果たすべきではないでしょうか。

二宮尊徳の教えを伝える大日本報徳社の正門には、左右に門がございまして、道徳門、経済門と書いてあります。その教えの真髄は二つあります。道徳なき経済は危うい、究極は犯罪である。これは小沢幹事長に通じるではありませんか。そしてもう一つは、経済なき道徳は寔言であるといふことです。これは鳩山総理にぴったりです。経済なき二五%削減なんて寝言だからでございません。

鳩山内閣は、言いわけ内閣と言われております。普天間問題のいたらくは、ずっと野党たつたから抑止力なんてわからなかつた、知らなかつたという言いわけ。口蹄疫対策本部の立ち上がりたという言いわけ。これがおくれたのは風評被害を恐れて情報を精査していない、恐るべき危機管理への無知をさらけ出した言いわけ。

事業仕分けで、十二兆円、財源、出しました

か。高速道路は無料化しましたか。子ども手当は未来永劫二万六千円出すことにしましたか。沖縄の基地は海外に移転を決めましたか。期待だけさせておいて、何も実行しないで、言いわけと自己

正当化に終始して落胆させるだけさせる。このことを繰り返しているだけではないでしょうか。もう国民は、言いわけを聞きたくないんです。結果を出してほしかったんです。言いわけ内閣がいいわけないじゃありませんか。

八ヶ月前は高揚感にあふれていました。しかし、謙虚さを失い、進化をとめてしまった政権に、国民党は、さじを投げたんです。志も本質も品格も欠けていると喝破してしまったんです。

環境委員長樽床伸一君は、今月十三日の夕刻、急遽、今後の委員会立てについて協議するための理事懇談会を招集いたしました。その場で与党から、あろうことか、内閣提出、地球温暖化対策基本法案についての質疑、採決が提案されました。

我々野党としては、本基本法案は、国民にとってのもう一つの憲法ともいうべきものであることから、かねてより何度も繰り返し慎重審議を要求してきたところであり、質疑終局、採決のための委員会の開会には断じて応じるわけにはまいりません

と主張をいたしました。なぜなら、与党の身勝手な提案を受け入れてしまえば、国民の关心と期待を裏切ることになるからであります。国民の負託にこたえること、それこそが国民の代表たる国會議員の使命と考えるからにほかなりません。

したがつて、その理事懇談会の場では、引き続

の開催、十分な時間をかけての委員会審査を申し入れたところであります。対案としての自民党案、公明党案が一括して審査の対象となつていただけであります。これが問答無用の形で打ち捨てられてしまつたわけであります。

樽床委員長は、委員長に就任するに当たり、そ

の責務の重大さを十分認識し、公正かつ円満な委員会質疑、連合審査会、総理入りの委員会

員会運営に努めてまいる所存でありますとの所信を表明されておりましたが、今となつてはそれも、そらぞらしい限りであり、むなしく響きます。

私は、常々、党派の違いこそあれ、樽床委員長は、人間味にあふれ、発想力が豊かで、エネルギッシュでもあり、その上、国際性と行動力に富む、傑出した政治家の一人として尊敬していたくらいであります。しかし、このたびの委員会運営を見るにつけ、樽床委員長は、委員長職の重大さにも気づかず、党の出先の単なる茶坊主支店長に成り下がってしまったとしか言いようがありません。

私情と温情で言わせてもらえば、樽床委員長
いま一度目を覚ましてくださいと覺せしを期待す
る気持ちはありますけれども、解任決議案の提出
されたこの期に及んでは、もはや手おくれであり
ます。

このたびの樽床委員長の不公正で一方的かつ独
善的な采配は、到底肯定できるものではありません
。樽床委員長がこのまま委員長の職務にとどま
り、職務を遂行することは極めて不適当であり、
十分解任に値すると言わざるを得ません。

が直面する深刻かつ喫緊の最大課題であります。この、国民全員が参加しなければ解決困難な課題に対しても、党派の枠を超えて、真摯に議論し、取り組むべきであると考えます。

政府の基本法案は、議院運営委員会の決定によりまして重要広範議案として取り扱われることになりました。将来の日本の社会構造や、ま

た、ライフスタイルを大きく変えることが見込まる
れる法案であることから、そのような判断に至つ
たものと推察されます。

そうしたことから、我が自民党は、参考人質疑
につきましても、学識経験者のみならず、経済
界、産業界、労働界、N G O 、N P O といった幅
広い分野の方々からも意見を聴取しなければなら
ないと主張しましたけれども、実現されておりま
せん。

また 政府案には雇用への影響もばかり知れないとあるが、厚生労働委員会との連合審査会の開会を求めていたけれども、これも、一回も実現をされておりません。トータルとしては、百時間の審議時間の確保を与党に求めてまいりました。質疑時間は、参考人質疑、各委員による質問、これら連合審査会に含め、つ

質疑
経済産業委員会との連合審査会を含められずかわざか十八時間でござります。同じ週にやはり強引採決が行われました内閣委員会の国家公務

員法改正案は、重要広範議案ではないにもかかわらず、四十五時間の審議時間をかけております。

内閣提出の地球温暖化対策基本法案は、重要広範議案でありながら、信じられないくらいの短時

間で採決が行われるなど、これで審議を尽くした
とは到底言えるものではありません。

かつて、小泉政権の時代に、与党が医療制度改革案の委員会採決を強行したことに対し抗議し

て、野党時代の鳩山代表は、街頭で演説会を行いました。强行採決は国民を愚弄する行為であると

口をきわめて糾弾されました。

それにもしても、一週間のうちに二回も強行採決を行うといった愚挙、暴挙。与党の、数を頼んだ強引な委員会運営。幾ら会期末をあと一ヶ月後に控えているとはいっても、余りにも強引です。鳴り物入りで発足した民主党連立政権も、いよいよここにきわまれりです。

民主党連立政権がスタートして八ヶ月になります。民主党連立政権のこれまでの行状について、いかに独善的か、その実例を挙げてみたいと思います。

まず、二月十七日、政府・与党の意向に沿つた一方的な委員会運営にくみしたとして、予算委員長鹿野道彦君の解任決議案が提出されました。次に、それからほぼ一週間後の二月二十五日、野党の意見を封殺し、独善的な委員会運営を行つたとして、議院運営委員長松本剛明君の解任決議案が提出されました。つい先日の今月十三日には、国家公務員法改正の強行採決を主導したとして、内閣委員長田中けいしゅう君の解任決議案が提出されました。そして、本日、ただいま議題となつております環境委員長樽床伸二君の解任決議案が提出されました。

このように、解任決議案だけで既に四件が提出されたわけであります。あたかも、与党は、本院における不名誉きわまりない委員長解任決議案の記録でも打ち立てようとしているかのようにも思

これ以外にも、解任決議案こそ提出されておりませんけれども、厚生労働委員会で、我々野党が重要公聴会に位置づけるように要求をしておりました子ども手当法案、また国民健康保険法等改正案、この両法案につきましても強行採決が行われております。

これが、与党の、數に物を言わせた委員会運営の実態の一端であります。

今月十一日には、環境委員会において対総理質疑がありました。総理入りは、出口ではなくて、あくまでも議論のスタート、つまり入り口であります。そして、対総理質疑では、新たな論点も浮上してまいりました。まさにこれからが議論を深掘りして本格質疑という場面での、質疑打ち切り、強行採決であります。もし、政権党としての今夏の参議院選舉に向けた実績づくりというのであれば、本末転倒も甚だしく、全く逆効果だと考えざるを得ません。

本来、地球温暖化対策のための施策について私は、我が国においても国際社会においても、実効ある地球温暖化対策がどうすれば進むのか、与党、野党を問わず、皆で知恵を出し合い、その得られた結果を着実に実施していくことが肝要なのではないでしょうか。その意味で、拙速に結論を出すことなく、まず国民の目にもわかるように、今後の地球温暖化対策のあり方について、引き続き国会の場でじっくりと議論を積み重ねていくこと、このことこそ国民が真に求めていることではないでしょうか。

ぼります。昭和四十年一月二十五日に設置された産業公害対策特別委員会がその前身であります。その後、公害対策特別委員会、公害対策並びに環境保全特別委員会と名称を変え、昭和五十五年七月の第九十二回国会において現在の環境委員会となりました。

くしくも、環境委員会となつてことしがちょうど三十年、言うならば、節目の年を迎えたわけであります。特別委員会の時代も通算しますと、ほぼ四十五年、間もなく半世紀を迎えることになります。この間、多くの法律案が審議されてきました。長い年月の間には、与野党間で議論が激しくぶつかり合うことも当然あつたはずであります。しかし、会議録などをひもといてみますと、本院の環境委員会での強行採決の事実は全く見当たりませんでした。環境委員会での強行採決は、かつて一回もなかつたのです。

強行採決という暴挙が行われたのは今回が初めてだとすれば、何とも不幸なめぐり合わせでしょうか。なぜなら、樽床委員長を初め与党的環境委員二十二名の皆さんのが、本院環境委員会の歴史の中に、消えることのない一大汚点として記録されるからであります。

かつて人類が経験した、たつた一度の失敗で環境に甚大な被害をもたらし、その回復に數十年を要した苦い経験をこの国会運営の場で再び繰り返してしまったことを、国民とともに悔やみ、そして、環境委員会の失墜を一日でも早く回復できまことに議員各位の御協力をお願いするとともに、この決議案につきましても、議員各位の良識と見識をもつて一人でも多く御賛同を賜りますよ

う心よりお願い申し上げ、私の提案の趣旨弁明とさせていただきます。
ありがとうございました。(拍手)

○議長(横路李弘君) 討論の通告があります。順次これを許します。斎藤やすのり君。

(斎藤やすのり君登壇)

○斎藤やすのり君 民主党的斎藤やすのりです。

私は、民主党・無所属クラブを代表して、ただいま議題となりました環境委員長樽床伸二君解任決議案について、断固反対の立場で討論をいたします。(拍手)

まず初めに、正当な手続にのつとり委員会運営を行つた樽床伸二委員長に対し、理不尽きわまりない解任決議案を提出するという暴挙に出た自民党の諸君に対し、強く反省を求め、抗議するものであります。そして、このような行為は、不合理であり、国民の理解が到底得られるようなものではないことを忠告いたします。

私は、環境委員として、樽床委員長の仕事ぶりをつぶさに見てまいりました。

委員長は、就任以来、常に公正中立な立場で委員会を運営され、そして誠心誠意職務を全うされていらっしゃいました。採決の前も、自民党的委員が質疑の時間が終わつたにもかかわらずしゃべり続けた行為に対しても、委員長、それはちょっと優し過ぎるんじゃないですかと私が思つたほど

の紳士的な対応をとつていたのが樽床委員長でござります。

まあ、審議の場を設けても、自民党的委員の皆さんの席はいつも空席が目立つ。採決した日の午前中は、理事の二人しかいなかつた。あとの五人はどこに行つちやつたんですか。

そして、二つ目の理由は、議論は既に尽くされたということです。

その証拠に、十一日の環境委員会における自民

提出者諸君は、地球温暖化対策基本法案の議論は尽くされていない、採決は拙速だという理由で委員会採決に応じようとしたませんでした。

私は、二つの理由から、この主張に断固反論いたします。

まず、一つ目の理由、十分に審議の場を確保しているということです。

総審査時間は二十時間三十五分です。環境委員会での政府質疑に加えて、四月二十七日には、環境委員会と経済産業委員会との連合審査が開催。

ちなみに、ここでは、エネルギー環境適合製品の開発、製造を行う事業の促進に関する法律案についての審査を野党からの申し入れで開いたにもかかわらず、開いてみたら、当該法案の質問が一つもありませんでした。これはどういうことでしょうか。

その日は与野党双方の推薦による有識者が国会に来ていただきての参考人質疑、さらに、翌日には視察、五月十一日には鳩山総理大臣が環境委員会に出席しての政府質疑、また、大臣所信に対する質疑や一般質疑でも地球温暖化対策基本法案に関する質疑があり、自民党的要求どおり、たっぷりと時間をとつて審議の場を設けたわけでござります。

まあ、審議の場を設けても、自民党的委員の皆さんは、三月の地球の平均気温は、史上一番高かつた。ことしの夏も、私は、猛暑とゲリラ豪雨のリスクがあるのではないかと心配しております。

審議を引き延ばす行為というのは、地球温暖化についての危機感のなさを如実にあらわしているんじゃないですか。現に、自民党政権時代に二酸

党の中谷元委員の質問は、法案の中身に関係ない普天間基地の移設問題に終始し、地球温暖化問題に関することは全くと言つていいほど言及されなかつた。議論が全くされていないとおっしゃるならば、なぜあのときに法案に関する質疑をしなかつたんですか。既に法案に関する質疑が出尽くしたから別の質問をしているんぢやないですか。

質疑がないのならば素直に採決に応じることが、国民から信託を受けた立法府の一員としての責任を果たす当然の行為なのではないでしょうか。

今回の地球温暖化対策基本法案は、鳩山総理が、地球を守るために、温室効果ガスの排出量を二〇二〇年までに九〇年比で二五%削減する目標を掲げたことを受けて策定されました。

この法案は、環境と成長が両立する低炭素社会の実現を目指していくんだという旗のもとに、基本原則と各主体の責務を明らかにしています。また、中期目標を設定して、温暖化対策の基本となる事項が定められています。

本原則と各主体の責務を明らかにしています。また、中期目標を設定して、温暖化対策の基本となる事項が定められています。

地球温暖化問題は、今対処しなければ未来の子供たちに取り返しがつかない被害をもたらす喫緊の課題なんです。

私は、気象予報士です。だれよりも、地球の危機、気候変動の恐怖を感じています。この春、日本は記録的な寒さに見舞われましたが、実は、三月の地球の平均気温は、史上一番高かつた。ことしの夏も、私は、猛暑とゲリラ豪雨のリスクがあるのではないかと心配しております。

審議を引き延ばす行為というのは、地球温暖化についての危機感のなさを如実にあらわしている

化炭素はふえ続けた。そして、太陽光パネルの生産など、環境関連の産業は世界からおくれをとつちやつた。環境政策の失われた二十年をつくったのは、あなた方じやないですか。

○ 齋藤健君　自由民主党の齋藤健です。
私は、自由民主党・無所属の会を代表して、た
だいま議題となりました環境委員長樽床伸二君の登壇

解任決議案につきまして、賛成の立場から討論を行います。（拍手）

造を構築するためにも、この法案を速やかに成立させなければならないと私は考えております。

最後に、苦言を述べさせていただきます。

質疑に立たれていた環境委員の態度を見て、私は非常に残念に思いました。

その環境委員は、既に意見を出し尽くしてしまったのにもかかわらず同じ質問を何度も何度も繰り返し、不謹慎にも、にやにや笑いながら審議を引き延ばしていた。そのような態度は、法案を審議するに当たり、一つ一つ丁寧に答弁をしていらっしゃつしやつた小沢環境大臣、そして政務三役、真剣に委員会に挑んでいた環境委員長と環境委員、そしてあなたに負託した国民に対して、余りに失礼じやありませんか。

私たち国会議員の職務は、真剣に国の未来を議論することです。その割には、今回の地球温暖化対策関連の法案の質疑は、皆さん、内容がなき過ぎた。もう少し国会議員としての自覚を持つたいと思います。

以上をもちまして、樽床委員長解任決議案について、私の反対討論を終わらせていただきまます。

○議長（横路孝弘君） 静粛に願います。

平成二十二年五月十八日 衆議院会議録第二十九号 環境委員長樽床伸二君解任決議案

会での十分な審議を求めるアピールを文書で公表しました。

また、同日、温室効果ガスの削減に日夜努力している九つの産業団体からも、国会で十分に時間をかけて審議するよう強く要請するという趣旨の、強い表現の声明が各会長の実名で公表されました。

同日、労働界からも、基幹労連から、今後の通常国会においては、建設的な議論を期待することもに、さまざまな負担の姿についても逃げることのない、国民目線に立った審議を求めるという談話が公表されました。

さらには、二五%削減目標達成のためのロードマップと評されて公表された小沢環境大臣試案に対する対しては、我が国を代表する研究者八名から、実名で、精査が必要で、国民に誤解を与える可能性があるという趣旨のアピールが、これまで文書で発表されました。

このように、政府提出法案に対しまして、各界から次々と、国会での十分な審議、政府の発表に対する分析の精査を求めるアピールが文書で発表されるという事態は、極めて異例のことになります。

十五年間で三〇%削減という高い目標を掲げる以上、それが国民生活や経済活動、雇用などなどに与える影響を国民に対しきちんと説明していくだけなくては、その目標の是非を国会で判断することはできないのではないしょうか。そういうふう、皆さん。

しかしながら、この点について示されたものは、小沢大臣試案というものでありましたけれども、

これは、審議会の審議もこれから、経済産業省や厚生労働省といった関係省庁の専門家とも議論していない、モデルにかかわった研究者自身が検証が必要と委員会で明言するような未成熟なモデルを用いて、CO₂は削減すればするほど雇用はふえるというような、世界でも聞いたことのないよう、のうてんきな結果を検証もなく公表し、さらには、先ほども言及いたしましたように、日本を代表する研究者八人が、見るに見かねて、実名で、國民に誤解を与えかねないというアピールを公表する、そういう代物がありました。

こんなもので、国会でどう議論しろというのでしょうか。幾ら何でも無責任過ぎる。これが、我々環境委員会の委員が直面した現実であります。

一言で言えば、環境大臣の思い込み以外には何も存在しない。私は、義憤に駆られながら、委員会審議におきまして、説明責任をしつかり果たすべきだということを再三小沢環境大臣に求めましたが、これで十分というお答え以外、ついにいただけませんでした。

そういう状況の中で、去る金曜日、たつた十八時間の審議で、樽床委員長の判断で、この重要法案は強行採決をされました。

我々国會議員は、政黨の看板を掲げる以上、党利党略の嵐の中に巻き込まれることは避けられません。しかしながら、一方で、この国の将来に対して、國會議員一人一人が責任ある決断を下さなければならぬという責務からも逃れることはできません。

どなり続け、真剣に考えなくてはならない国会議員としての正念場をやじでごまかし、強引な国会運営でやつつけた気持ちにはなつていても、あなたたちの中には、本当にこれでいいのかという良心のうずきが必ずあります。

どんなしがらみの中に住んでいても、人間には越えてはならない一線があります。この一線を越えたとき、人間はどこまでも堕落していきます。

我々自民党は、昨年八月まで与党でありましたので、野党があくまでも理不尽な引き延ばしを企てるのであれば、どこかで強行に出なければならなくなるのはわかります。しかしながら、それでも越えてはならない一線があります。樽床委員長は、その一線を越えました。

委員会では、労働界からも経済界からも意見を聞くことはありませんでした。真摯な学者の言葉も、馬の耳に念佛でした。

国会での十分な審議を求める労働界の声に耳をふさぎ、経済界の声に耳をふさぎ、研究者の声に耳をふさぎ、多くの良識ある人たちの声に耳をふさぎ、深刻な論点が数多く残されている重要法案の審議を、たった十八時間、たった十八時間で强行採決をするということで本当にいいのでしょうか。そして、そういう委員会運営をする委員長を褒めたたえるということで本当にいいのでしょうか。

私は、今の民主党政権の政策決定のあり方に大変危惧を感じております。

一言で言えば、党内で政策をもむ場がない。党内に政調会もなく、政策会議も実が伴っていない

い。そして、じつと見ておりますと、決定に盲従しているかのようにしか見えない多くの議員がいる。ですから、一部の人たちの思い込みだけの政策が、そのまま法案となつて国会に提出され、多数の力だけで成立する危険が極めて高くなつております。

政権与党がこういう状態である今、国会が踏みとどまつて果たさなければならない使命は實に大きくなつております。見識ある委員長であるならば、その点に十分気づいていなければなりません。小沢大臣試案のような不思議なものが国会に提出されたとき、幾ら何でもひどいのではないかと正気に戻らせることができるのは、今や委員長の良心しかないんです。

ヒトラーは民主主義の多数決の中で生まれました。議会は、一部の人たちの決定に盲従する人たちは多數になつたときファッショニに変わるのです。我々議会人は、このことを片時も忘れてはなりません。

樽床委員長は、残念ながら、委員長が背負つているこの重大な使命を理解していないか、あるいは、理解していても特定の政党のプレッシャーをはねのけるだけの胆力がないか、いずれにしても、委員長失格だと言わざるを得ません。

今や、国会は死につつあります。その原因は、もちろん、連立与党の一線を越えた国会運営をあります。この国会を死から救い、この国の意思決定を健全なものに生き返らせるために必要なことは、与党の議員一人一人が胸に手を当てて、本当にこれでいいのか、本当にこれでいいのかと自問しました。

自答する以外にはありません。

先ほどの反対討論を聞いておりまして、あれば

ど空疎で無内容な話に、なぜあれほど情熱を込め

て話をすることができますのか、私の常識はどう

しても理解できませんでした。いや、私だけでは

なく、この国会の建物から一步外に出たら、理解

できる常識人は一人もいないのではないか

か。

〔参考氏名を点呼〕

〔各員投票〕

○議長(横路孝弘君) 齋藤健君、申し合わせの時

間が過ぎましたから、なるべく簡単に願います。

○齋藤健君(続)

力説すればするほど、真摯に自

問自答することを放棄し、ひたすら権力の言いな

りになつて衰れな姿が浮かび上がつてしまつ

ることに気がつかないのでしょうか。もしかしたら

一年生の教育ということでやつているのかもしれ

ませんが、この国には、そんな遊びをしてゐる余

裕はありません。余りにもレベルが低過ぎる。

今、国会に必要なのは、正気を取り戻すこと

はないでしょうか。

労働界の声に耳をふさぎ、経済界の声に耳をふ

さぎ、研究者の声に耳をふさぎ、多くの良識ある

人々の声に耳をふさぎ、たつた十八時間の審議で

強行採決をすることで本当に国会が使命を果たし

ていると言えるのか。そういう委員会運営をする

委員長に、今後もまた我が国の将来を決定づけか

ねない重要な仕事を續けていいのか。

再度、議員各位の良心に訴えさせていただきま

して、私の賛成討論といたします。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

○議長(横路孝弘君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(横路孝弘君) 採決いたします。

この採決は記名投票をもつて行います。

本決議案に賛成の諸君は白票、反対の諸君は青

票を持参されることを望みます。——議場閉鎖。

氏名点呼を命じます。

〔参考氏名を点呼〕

〔各員投票〕

○議長(横路孝弘君) 投票漏れはありませんか。——投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。

開票。——議場閉鎖。

投票を計算させます。

〔参考投票を計算〕

○議長(横路孝弘君) 投票の結果を事務総長から報告させます。

〔事務総長報告〕

投票総数 四百六十一
可とする者(白票) 百四十九
否とする者(青票) 三百十二

○議長(横路孝弘君) 右の結果、環境委員長樽床伸二君解任決議案を可とする議員の氏名

任決議案を可とする議員の氏名

安倍 晋三君

逢沢 赤澤 正君

秋葉 嘉也君

甘利 明君

井上 信治君

伊東 良孝君

石田 真敏君

稻田 朋美君

今村 雅弘君

岩屋 稔君

江渡 聰徳君

官 報 (号 外)

平成二十二年五月十八日

衆議院会議録第二十九号

環境委員長樽床伸一君解任決議案

エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律案

八

官 報 (号 外)

式会社日本政策金融公庫が指定金融機関を通じて行う金融支援並びにリース保険契約の引き受け及びエネルギー環境適合製品に関する情報の提供等の業務を行う需要開拓支援法人の指定などの措置を講じるものであります。

本案につきましては、去る四月十六日に本委員会に付託され、同日直嶋經濟産業大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑に入り、環境委員会との連合審査会を行い、五月十二日質疑終局の

後、討論を行い、採決の結果、賛成多数をもつて原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

なお、本日、本案についての発言がありましたことを申し添えます。

○議長（横路孝弘君）採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(横路孝弘君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(横路孝弘君)　日程第二は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略するに御異議ありませんか。

○議長（横路孝弘君） 御異議なしと認めます。

○議長(横路孝弘君)　日程第一、PTA・青少年教育団体共済法案
(文部科学委員長提出)
教育団体共済法案を議題といたします。
委員長の趣旨弁明を許します。文部科学委員長
田中眞紀子さん。

PTA・青少年教育団体共済法案
〔本号末尾に掲載〕

〔田中眞紀子君登壇〕

○田中眞紀子君　ただいま議題となりました法律
案につきまして、提案の趣旨及びその内容を御説
明申し上げます。

本案は、PTA及び青少年教育団体が実施する
共済事業の状況を踏まえ、PTA及び青少年教育
団体の相互扶助の精神に基づき、その主催する活
動における災害等についてこれらの団体による共
済制度を確立し、もつて青少年の健全な育成と福
祉の増進に資することを目的とするものであり、
その主な内容は、次のとおりであります。

第一に、PTA及び青少年教育団体は、一般社
団法人等を設立し、行政府の認可を受けて、共済
事業を行うことができるることとすること、

第二に、PTAが行うことができる共済事業
は、PTAが主催する活動における児童、児童、
生徒もしくは学生、保護者及び教職員の災害、学
校の管理下における児童生徒等の災害のほか、学
校の管理下以外における児童生徒の災害を対象と
すること、

第三に、青少年教育団体が行うことができる共

済事業は、これらの団体が主催する活動における青少年及び保護者等の災害を対象とすること、第四に、行政庁は、共済事業の健全かつ適切な運営を確保し、共済契約者の保護を図るため、必要があると認めるときは、共済団体に対し、業務または会計の状況に関し報告または資料の提出を求め、立入検査を行うことができることとし、業務の改善等の監督上必要な命令をすることができることとすること

の保全及び拠点施設の整備等に関する法律案を議題といたします。
博史君。

委員長の報告を求めます。国土交通委員長川内

排他的經濟水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

等であります。
以上が、本案の提案の趣旨及び内容であります。

本案は、去る十四日の文部科学委員会において、全会一致をもつて委員会提出の法律案として、ことに決したものであります。

何とぞ御賛同くださいますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(横路孝弘君) 採決いたします。
本案を可決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長(横路孝弘君) 御異議なしと認めます。
よつて、本案は可決いたしました。

A decorative vertical line with a small diamond-shaped ornament at the center.

日程第三 排他的経済水域及び大陸棚の保全 及び利用の促進のための低潮線の保全及び 拠点施設の整備等に関する法律案（内閣提

○議長(横路孝弘君) 日程第三、排他的經濟水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線

の保全及び拠点施設の整備等に関する法律案を議題といたします。

博史君。

委員長の報告を求めます。国土交通委員長川内

排他的經濟水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

国土交通大臣が公告する水域において、水域の占用等の行為を規制することなどであります。

本案は、去る四月二十七日本委員会に付託され、翌二十八日前原国土交通大臣から提案理由の説明を聴取し、五月十一日質疑を行い、同日質疑を終了いたしました。十四日採決いたしました結果、本案は全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（横路孝弘君） 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横路孝弘君） 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第四 地球温暖化対策基本法案（内閣提出）

○議長（横路孝弘君） 日程第四、地球温暖化対策基本法案を議題といたします。委員長の報告を求めます。環境委員長樽床伸二君。

地球温暖化対策基本法案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

○議長（横路孝弘君） 討論の通告があります。順次これを許します。近藤三津枝さん。

〔近藤三津枝君登壇〕

○近藤三津枝君 自由民主党の近藤三津枝です。

私は、自由民主党・無所属の会を代表して、地

球温暖化対策基本法案に反対の立場から討論します。（拍手）

まず、五月十四日、環境委員会で、樽床伸二委員長が、民主党の質疑打ち切りの緊急動議に応じ、強行採決を行つたことに対し、強く抗議します。

以下、我が党が法案に反対する理由を六項目申し上げます。

第一、温室効果ガスを一九九〇年に比較して二五%削減するという、世界に突出した削減目標を定めようとしていること。

小沢環境大臣は、二〇一二年までに京都議定書の一九九〇年比六%削減を実行していくと答弁しました。仮にこれが達成できたとしても、一九九〇年から二十年以上もかけて六%削減を目指して

いる我が国です、政府案を達成するためには、二〇一三年以降、毎年およそ三%の削減をしなければならないというとても困難な目標です。

小沢大臣は、法案趣旨説明で、この目標について、雇用の増大、国民の暮らしの豊かさの実現につながるものであると確信しておりますと見解を示すのです。しかし、二五%削減は、明らかに日

本の身の丈を大きく超えた目標値であり、逆に、産業の空洞化、地域雇用、そして国民生活に大きな負の連鎖を引き起こしかねません。

第二、二五%削減の三つの前提条件の定義をそし

て判断基準が示されていないことです。

三条件は、第一が、すべての主要な国が参加し、第二が、公平かつ実効性が確保された地球温

暖化の防止のための国際的な枠組みを構築するとともに、第三が、温室効果ガスの排出量に関する意欲的な目標について合意したと認められることです。

国会の審議を通じ、政府は、この三条件について、定義そして条件が成就しているかどうかの判断基準をあいまいにし、国際交渉を控えているので手のうちは明かせないという答弁を繰り返すばかりでした。

ところが、強行採決が行われた五月十四日、私は、自由民主党・無所属の会を代表して、地

球温暖化対策基本法案に反対の立場から討論しま

す。（拍手）

これまで、環境委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、地球温暖化対策を推進するため、地球温暖化対策に関し、基本原則を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかに

するとともに、温室効果ガスの排出量の削減に

関する中長期的な目標を設定し、地球温暖化対策の基本となる事項を定める等、所要の措置を講じようとするものであります。

本案は、去る四月二十日の本会議において趣旨説明及び質疑が行われた後、同日本委員会に付託されました。

本委員会におきましては、四月二十三日に小沢環境大臣から提案理由の説明を聴取し、同日質疑に入りました。二十七日参考人から意見を聴取するとともに、同日経済産業委員会との連合審査会を開会し、翌二十八日には千代田区の大丸有地区における地域冷暖房施設等の視察を行いました。

さらに、五月十一日には鳩山内閣総理大臣に対する質疑を行うなど、慎重に審査を重ね、十四日に質疑を終局し、採決いたしましたところ、本案は賛成多数をもつて原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（横路孝弘君） 討論の通告があります。順

次これを許します。近藤三津枝さん。

〔近藤三津枝君登壇〕

しかし、三月三十一になつてようやく示され

たロードマップは、政府案ではなく、環境大臣小

沢銳仁試案という形で公表されました。この小沢

試案に示された二五%削減を実現すれば、GD

おいて、豊かな国民生活及び産業の国際競争力が確保された経済の持続的な成長を実現しつつ、温室効果ガスの排出量を削減することができる社会を構築することをうたっております。

もちろん、地球温暖化対策の推進によつて企業活動に影響を受ける産業などに従事する皆さんの雇用の安定への配慮も重要であり、この点についても基本原則の中に明記され、しっかりといたしました。

本案の最も重要な点は、温室効果ガスの排出削減の中長期目標であります。

鳩山総理は、昨年九月の国連気候変動首脳会合において、我が国の中期目標として、すべての主要国による公平かつ実効性ある国際的な枠組みの構築と意欲的な目標の合意を前提に、温室効果ガスを二〇一〇年までに一九九〇年比で二五%削減するという野心的な目標を公表しました。

また、本年末には、我が国は、昨年十二月のCOP15におけるコペンハーゲン合意の求めにより、この前提条件つきの中期目標を改めて国連事務局に対して提出いたしております。本年十一月末からメキシコで開かれるCOP16においても一貫して掲げるとともに、その実現のための政策手段を具体的に示すことが必要であります。

私は、我が国のそうした姿勢こそが、必ずや中国や米国をはじめとした主要排出国の積極的な参加を促すことになると確信をいたしております。また、本案の掲げる中期目標は、国際枠組みの

合意という前提条件を付すことによって、科学の要請を満たしつつも、我が国だけが過度な負担を負うことのないよう工夫されております。

前提条件つきの中期目標は、国際交渉においても、主要国の排出削減に向けた積極姿勢を促す上で非常に使い勝手のいいものであると小沢環境大臣は委員会で答弁されておりますが、私も全く同感であります。

中期目標を実現するためのロードマップにつきましても、三月末に小沢環境大臣の試案が示されています。

その試案によりますと、国内で、今後十年間、

約百兆円規模の工口投資を行つた場合、二〇二〇年には、四十五兆円の市場規模と百二十五万人の需要喚起をし、関連産業への波及効果まで考慮すると、百十八兆円の市場規模と三百四十五万人の雇用規模をもたらすとされております。

なお、この投資額は、二〇二〇年までにその半分が、二〇三〇年には全額が回収可能であるときれております。

この試案については、恣意的なモデル試算だと非難する向きもありますが、あくまでも一つのイメージであり、絵柄であると私は認識をいたしております。

本案がねらいとする地球温暖化対策は、国民の皆さんに日常生活の我慢を強いたり家計負担をふやすことではなく、太陽光発電など再生可能エネルギーの導入拡大、エコカーの普及や公共交通機関の整備等によつて、より便利で快適な、そして豊かな生活を実現するための、いわば将来に対する投資であるということであります。

また、このような環境への投資は、長引くデフレ不況にあえぐ我が国経済にとってのカンフル剤ともなるものであります。

さらに、本案は、国内排出量取引制度や地球温暖化対策税といった経済的手法の導入や再生可能エネルギーの全量固定価格買い取り制度の創設によって、地球温暖化対策に積極的に取り組んだ家庭や企業がそれだけ多くの恩恵を享受し、同時に、国内の温室効果ガスの排出削減を着実に進めることができる仕掛けになつてゐると言えます。

先ほど委員長報告にもございましたが、この重要法案の審査においては、鳩山総理も環境委員会に出席され、本案における熱い思いを述べられたほか、委員各位により、広範かつ多岐にわたる論点について質疑がされるなど、活発かつ精力的な審査が行われてきたところであります。

我が国は、国際社会と協力しつつ、地球温暖化対策を強力に推し進め、次世代にこの美しくかけがえのない地球を残す努力をするとともに、現在に目を転じて、低炭素型の新たな環境産業の育成と新規雇用の創出を通じて我が国経済の立て直しを図つていくべきであります。

○江田康幸君（江田康幸君登壇）

○江田康幸君 公明党の江田康幸でございます。

私は、ただいま議題となりました政府提出の地

球温暖化対策基本法案につきまして、公明党を代

表して、反対の立場から討論を行ひます。（拍手）

地球温暖化による気候変動問題は人類の生存の基盤を揺るがす脅威であり、気候変動の緩和及び適応を図ることは人類共通の最大の課題であります。

この地球温暖化による気候変動対策の基本法案として、今国会に、政府案、公明党案、自民党案の三法案が提出され、審議を深めてまいりました。本法案は、温暖化対策のみならず、日本の経済社会構造を大きく転換するものであり、将来の

ひいては我が国の産業の国際競争力を高めることになると確信をいたしております。

与野党の別なく、本議場に集う私たちすべては、地球温暖化問題に対する基本認識、あるいは危機感を間違いなく共有しているはずであります。思うに、具体的な政策手段やアプローチが異なるだけであると私は考えます。

本案の成立は、現在及び将来世代の国民の健康で文化的な生活、豊かな暮らしを守る我々政治家の責務であります。

議員の皆様におかれましては、ぜひとも、党派を超えた、地球愛に満ちた視点に立つて、本案に御賛同いただきますよう、心よりお願い申し上げ、本案に対する賛成の討論といたします。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（横路孝弘君） 江田康幸君。

○江田康幸君（江田康幸君登壇）

私は、ただいま議題となりました政府提出の地

球温暖化対策基本法案につきまして、公明党を代

表して、反対の立場から討論を行ひます。（拍手）

地球温暖化による気候変動問題は人類の生存の基盤を揺るがす脅威であり、気候変動の緩和及び適応を図ることは人類共通の最大の課題であります。

この地球温暖化による気候変動対策の基本法案として、今国会に、政府案、公明党案、自民党案の三法案が提出され、審議を深めてまいりました。本法案は、温暖化対策のみならず、日本の経

済社会構造を大きく転換するものであり、将来の

國の形を示す重要法案であります。にもかかわら

す、その十分な審議が行われずに強行採決に至ったことは、極めて極めて遺憾でござります。以下、公明党提出法案の趣旨を踏まえ、反対の理由を述べます。

反対の第一の理由は、温室効果ガス二五%削減目標に、すべての主要国による公平で実効性ある国際枠組みの構築と意欲的な目標の合意といった前提条件をつけたことであります。

前提条件が満たされたと政府が判断したら二五%削減の目標を設定する、前提条件が満たされないと政府が判断すればいつまでたっても二五%は日本の中期目標にならない、こんなおかしな法案はありません。

国際交渉に当たつて前提条件を付すことはあつたとしても、日本がどういう基本姿勢で気候変動に立ち向かっていくのかを示す法律に、前提条件をつけることはあり得ません。まさに、二五%削減目標凍結法案、否、二五%放棄法案であります。

二〇二〇年の目標がなくて、どうやって国内排出量取引制度のキヤップを決めるのでしょうか。地球温暖化対策税の税率はどうするのですか。国民、企業は、何を指標に行動すればよいのですか。民主党マニフェストのどこに、世界に意欲がないなら日本もやらないなどと書いてあつたのですか。日本がリードする気概で二五%と掲げていたのはありませんか。

公明党案のように、前提条件など外して、日本として二〇二〇年二五%削減という国家目標を掲げ、低炭素経済の構築に打つて出るべきであります。

今、政府に求められているのは、気候変動に関する取り組みに関して明確なメッセージを発信することであります。明確なメッセージを発信することによって、国民も企業も行動を開始することができるのであります。にもかかわらず、二五%削減目標を行方のわからない国際交渉に依存し、実際に施行するかどうかを政府に全面的にゆだねるような法律では、何のメッセージにもなりません。

米国も中国も、国際交渉での姿勢とは別に、着々と環境分野での経済戦略を進めています。すぐれた環境技術で世界をリードしてきた日本が、今や出おくれつつあると言つてもいいのであります。その上、いつ妥結するかわからない国際交渉にとらわれていては、さらに日本が出おくれることを恐れるものであります。

反対の第二の理由は、政府案には、気候変動政策の目指すべき究極の目標、すなはち二度C目標が示されていない点であります。

気候変動枠組み条約では、気候系に対し危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを究極的な目標としており、ラクイラ・サミット首脳宣言やコペンハーゲン合意においては、産業革命前の水準からの世界全体の平均気温の上昇度を控えめに二度とするべきと明記されました。

また、政府案では、温室効果ガスの排出とは、温室効果ガスを大気中に排出し、または他人から供給された電気、熱を使用することとしています。本来、温室効果ガスの排出とは、みずからガスを排出することであります。政府案では、発電所等からの排出を電気等の使用者の排出とみなしています。

国際的に共有されることとなつたこの目的を認識することによってこそ、必要な中長期目標や、それに至る道筋が明確になつてまいります。公明

党案は、この二度C目標を法案に盛り込み、この目標に従つて、世界と我が国の削減目標、早期のピークアウトの必要性といった基本原則を定めているのであります。

政府案が規定する基本原則は、利害関係者への配慮ばかりが目につき、科学の知見に基づいた施策の原理原則が見えてこないものになっておりますが、その原因の一つは、この二度C目標の欠如にあるのではないかですか。

反対の第三の理由は、国内排出量取引制度において、いわゆる総量方式を基本としつつ、生産量などの一単位当たりの排出量を定める原単位方式の検討を法案に盛り込んだことであります。

原単位方式では、生産量が伸びれば排出総量が増加することになり、排出総量をコントロールすることができます。我が国の総量削減目標を達成するための柱となる制度としては極めて不適切であります。将来の世界的な排出量取引制度にもリンクできず、日本は世界のカーボンマーケットからも取り残されてしまうおそれさらあります。

また、政府案では、温室効果ガスの導入とあわせて再生可能エネルギーの導入目標を一五%としておりますが、新たな産業の育成を進めるためにも意欲的な目標に改めるべきであります。

出量は日本全体の三四%を占めますが、これを電気を使用する企業や家庭に割り振つてしまえば、わずか六%になつてしまします。

したがつて、本来の排出量と、電気、熱の使用を明確に立て分け、それぞれの部門にきちんと対策を進める必要があるのであります。発電所の排出をあいまいにする姿勢から、発電所等の排出量取引制度は原単位方式でもよいという政策が出てくるのではないでしようか。政府は、この

とは言い過ぎでしようか。お考えをお聞かせください。
郵政民営化の一一番の犠牲者は、まじめで勤勉でいつも前向きな郵便局職員です。公務員であることにあぐらをかくことは決してなく、はるかに有利な条件でサービスを提供する民間宅配事業者や銀行、保険会社との間で厳しい競争を闘っています。

私の地元岡山の若い郵便局員さんが目に涙を浮かべながら語った言葉が今でも忘れられません。公務員でなくともいい、でも、何が悔しいつて、お客様から、民営化してサービスが悪くなつたじゃないのと怒られることです、自分たちは何も変わっていないのに、会社が別々になり、制度も複雑になつたため、お客様の苦情もたらい回しにされる、なぜこんなことになるのですか、本当に悔しいですと、涙ながらに私に話してくれました。

亀井大臣に伺います。

私たち与党は、昨年から計十六回に及ぶ政策會議を開き、十二分に国民の、お客様の声を聞いて、この法案をつくり上げました。二度と郵便局員の皆さんにこのような思いをさせることのない、五十年、百年間お客様に愛される郵便局を築くための法案をつくつたつもりですが、間違いました。

統いて、原口大臣にお聞きします。

私は、今までは郵便局ネットワークは維持できないと考えています。収入の八割を支える郵貯、簡保の減少は顕著で、この十年間で、郵貯は約九十兆円、簡保は約四〇%減少しています。郵便局ネットワークを維持するためには、税金を投入するか、サービスを自由にするか、どちらかしか方法はない。二者択一であります。

原口大臣に、郵便局ネットワークを維持するという観点から、この郵政改革の意義を伺います。マスコミの論調を見ると、民業圧迫、財投復活といった表現が多々見受けられます。しかし、新郵政会社は国の出資は三分の一、貯金・保険会社はさらにその三分の一ですから、国の出資は九分の一にすぎません。また、貯金・保険会社は、業法の適用を受ける一般会社であり、納稅義務も保険料負担も他の会社と一緒にます。暗黙の政府保証などは、とつこの昔にありません。これは小泉、竹中両氏も認めているのです。

小泉郵政民営化の最大の過ちは、入り口改革と出口改革を混同したことにあります。出口である財投機関の無駄を改革するためには、入り口である郵政を改革すればいい、そんな暴論がまかり通っていました。

しかし、出口は改革すべきです。我々は今、特別会計や公益法人改革を初め、出口の改革に着手しています。財投復活など、何の根拠もありません。

この郵政改革推進委員会により、実質的な事前規制となり、新郵政会社が自由にサービスが提供できないような事態となるおそれはないのでしょうか。企業が発展するためには、経営の自由が認められていることが不可欠であり、行政の関与は必要最小限であるべきと考えますが、原口大臣の御意見をお聞かせください。

続いて、亀井大臣に伺います。

かんぽ生命が参入を希望している第三分野保険は、欧米の保険会社が圧倒的なシェアを占め、その結果、米国の大手生命保険会社三社の営業利益の七割以上が日本向けサービスで占められています。今回のかんぽ生命の第三分野参入は、お客様の選択肢をふやし、消費者利益の向上にもつながるものであり、また、ゆうちょ銀行が住宅ローンなどの個人ローンを提供することも同様に国益にかなっています。

原口大臣は、こうしたマスコミによる、民業圧迫、財投復活などの批判に対し、どのように考えておりますでしょうか。また、新たな資金運用が可能であり、新法の施行を待つ必要はありません。本法案成立後、速やかに認可申請を

され付けるべきと考えますが、亀井大臣、いかがでしょうか。

私は、今までは郵便局ネットワークは維持できないと考えています。収入の八割を支える郵

貯、簡保の減少は顕著で、この十年間で、郵貯は約九十兆円、簡保は約四〇%減少しています。郵便局ネットワークを維持するためには、税金を投

入するか、サービスを自由にするか、どちらかしか方法はない。二者択一であります。

原口大臣に、郵便局ネットワークを維持するどいう観点から、この郵政改革の意義を伺います。

マスコミの論調を見ると、民業圧迫、財投復活といった表現が多々見受けられます。しかし、新郵政会社は国の出資は三分の一、貯金・保険会社はさらにその三分の一ですから、国の出資は九分の一にすぎません。また、貯金・保険会社は、業法の適用を受ける一般会社であり、納稅義務も保険料負担も他の会社と一緒にます。暗黙の政府保証などは、とつこの昔にありません。これは小泉、竹中両氏も認めているのです。

小泉郵政民営化の最大の過ちは、入り口改革と出口改革を混同したことにあります。出口である財投機関の無駄を改革するためには、入り口である郵政を改革すればいい、そんな暴論がまかり通っていました。

しかし、出口は改革すべきです。我々は今、特別会計や公益法人改革を初め、出口の改革に着手しています。財投復活など、何の根拠もありません。

この郵政民営化騒動の総括と、どのような郵政事業を築いていかれるのか、これから決意をお伺いして、私の質問を終わります。（拍手）

〔國務大臣亀井静香君登壇〕

○國務大臣（亀井静香君） ただいま高井議員から、高井議員御自身が郵政改革に正面から真摯に取り組んでこられて、今日こうして改革法案を提出することになった、そうした思いも込めての御質問であった、このように私は感じております。

議員御指摘のように、もう無謀とも言つてもいい、アメリカからの、我が国の状況を無視した、一方的とも言つてもいい郵政民営化なるものを小泉内閣が五年前に強行をいたしました。その結果は、多弁を弄する必要はありません。

北海道から沖縄まで、山の中から島まで張りめぐらされた明治以来の国民的財産ともいふべき郵政ネットワークがたゞたゞにされてしまい、事業分割によって、事業の効率性が失われ、住民サー

ビスが極端な形で低下し、また、御承知のように、職員のモラールが低下に低下を続けてまいりました。

監視カメラで働いている状況を監視される、特定郵便局長の席が常にねらわれているというような、そんな職場の中で郵政事業がうまくいくはずはないわけでありますけれども、そうした状況を今私どもは抜本的に改革しようとしておるわけであります。

小泉総理ががたがたにした郵政事業をもとに戻すわけではありません。今日この時点、国の未来を見詰めて、地域社会のため、国家のため、また、広く世界のために貢献していく、そうした郵政事業に育て上げる、我々は今、そのスタートラインに立つておるわけであります。

もう、機械的にユニバーサルサービスをやることによってこうした目的を達することはできません。そこに働くおる職員が、モラールが高く働くことが不可欠であります。

残念ながら、今、四十三万を超える職員のうち半分以上が、正社員と同じ仕事をしながら三分の一の給与という、そうした状況のもとで仕事をしております。これを、三党の具体的な協議の中で、そうした雇用形態までこの際抜本的に変えていくということも既に着手をしておるわけであります。人間を人間として大事にする、そうした日本郵政であつてこそ、眞に地域、国家に対する有益な働きができる会社となり得ると考えております。

それから、今御指摘の新分野への事業展開であります、この日本郵政が、地域のため、日本の

ため、あるいは世界のために、ある意味では大胆に事業を開拓すべきだと私は考えております。この点は、原口大臣とも全く同じ考え方であります。ただ、民業圧迫が起きることによって、いろいろな、地域社会においてもあるいは日本全体においても、頑張っておられる企業が大変な状況に追い込まれていくことがないための配慮は必要であります。

第三者委員会を設置して、委員は総理大臣の指名であります。そこにおいて、そうした民業圧迫が間違った形で起きないかどうかをきつちりとチェックもいたしますけれども、基本は、やはり日本郵政が地域のため、国家のために思い切って事業展開をしていくことである、このように考えております。

現在、欧米からも、何かおかしな話でありますけれども、早々とWTOに提訴とかしないとかといふ議論もなされておるやに聞いておりますけれども、我々としては、WTOに今提訴されるようになります。

やはり全然ございません。万一提訴される場合は、堂々と受け立つつもりでございます。(拍手)

〔国務大臣原口一博君登壇〕

○国務大臣(原口一博君) 高井議員から、四点お尋ねがございました。

まず、郵政改革の意義についてであります。郵政は国民の財産です。私たち、この意義はたつた一つです。郵政事業における国民の権利を保障する、これが郵政改革の意義であります。

今般の郵政改革の目的は、国民の権利を保障するために、郵便局のネットワークを維持し、郵便

のユニバーサルサービスや地域における金融サービスを保障する、のことであります。

三事業一体で、よく、今議員がおつしやつたよ

うに十年間に五回変わっていますから、ある人は

二〇〇三年の議論をしている、ある人は二〇〇五年の議論をしている、ある人は二〇〇七年の時点

の議論をしているんです。財投が復活するの、あ

るいは民業圧迫だのというのは、いつの話です

か。私たちが二〇〇五年に郵政改革法案を出したときとは全く違うんです。この間、百兆円も郵貯

が落ちている。そして、今、亀井大臣が答弁をしましたけれども、ばらばらにされたんです。

きのう、検証委員会の報告書を出させていただ

きましたが、まさに、私たちは政権交代によつて、郵政事業に取りついたシロアリを退治する機

会をいただいた、そのように考へています。

さて、そこで、このネットワークの維持につい

てですけれども、ぜひ御理解をいただきたいのは、税を入れないモデルであるということであり

ます。

税を入れるのであれば、それこそ、郵便事業だけ税を入れてあとは自由化する、こういう手もあるわけです。しかし、三事業一体で、この事業から上がるものでネットワークを使う、このことが私たちの改革の中心でござります。

次に、今般の郵政改革に対する批判及び新たな資金運用についてお尋ねがありました。

民業圧迫という批判は全く当たりません。本当に皆さんの地域でどういう方々にお金が行つておるでしようか。昔、通知表が一から五ままでこの運用については、日本郵政、民間企業

が借りられない。日本の中でベンチャーリと言われる人たちは、世界でどうでしようか。先進国の中で一番資金を提供されていない。まさに、そういう金融だけがまかり通るとすれば、それこそが

民業圧迫ではないでしようか。

私たち、このゆうちょ銀行、かんぽ生命保険が新規業務を開始するに当たつては、他の一般金融機関と異なり、一定期間、届け出制を導入するとともに、貯金の預入額、保険の加入額についても一定の上限を設けること、さらには、第三者機関である郵政改革推進委員会による意見の聴取を条件とする勧告制度を導入する、そこまでやつているわけであります。

もし、民業圧迫の前提という暗黙の政府保証があるというのであれば、このゆうちょ銀行は預金保険機構に預金保険料を払う必要はないはずです。一千億円近い預金保険を払つてゐるわけですね。まさに、民間の一般銀行であるからこそ、政府保証がないからこういう預金保険を払つてゐるわけです。預金保険を払うことによって、他の信金、信組やそういう方々の保険料も安くなるわけですから、まさに、民業圧迫というのは、ためにする議論でござります。

また、私たちは、この資金についても、先ほど亀井大臣がお話をしました、本当に生きた資金を使わなきやいけない。官から民にということを言つていましたけれども、本当にそうだったか。

郵貯や簡保のお金の八割、七割が国債に使われてゐるわけであります。私たちは、生きたお金、あくまでこの運用については、日本郵政、民間企業ですから、この日本郵政が独自に判断するもので

ござりますけれども、地域の金融あるいは海外ファンドという形の大型の投資。ことは、二歳のときから一回も経済成長を経験していない。そういう人が今回社会に出てくるのです。この間の政権の、まさに内向きで、閉じて、そして停滞をしたものから、私たちは、外に開く、そして発展をする、そういう郵政を目指してまいりたい、このように考えています。

次に、郵政改革推進委員会の存在が経営の自由度の拡大の制約になるのではないかとのお尋ねがございました。

高井議員がおっしゃるように、まさに、できるだけ自由にして事後規制していく、これが大事であるというふうに考えております。

最後に、郵政民営化騒動の総括と今後の決意についてお尋ねがありました。

もともと、明治の初期に、私たちの先輩は三つのものを歩いていける距離につくりました。派出所、学校、そして郵便局です。官から民に、官か民にという小泉政策とは全く違うんです。当時は、日本は貧しかった。富を持った人たちが、みずから民間の人が郵政にお金を出し合って公をつくっていました。公そのものが郵政なわけでございます。

あの二〇〇五年の郵政改革法案のとき、私たちは何回も言いました。国民を知能で割つて、そして情報の乏しい人たちに、繰り返し繰り返し、小泉郵政改革こそが改革なんだということをやつていつたわけです。この手法そのものはファシストの手法なんです。しかし、私たちはそこで大きな

ござりますけれども、地域の金融あるいは海外ファンドという形の大型の投資。

ことは、二歳のときから一回も経済成長を経験していない。そういう人が今回社会に出てくるのです。この間の政権の、まさに内向きで、閉じて、そして停滞をしたものから、私たちは、外に開く、そして発展をする、そういう郵政を目指してまいりたい、このように考えています。

次に、郵政改革推進委員会の存在が経営の自由度の拡大の制約になるのではないかとのお尋ねがございました。

高井議員がおっしゃるように、まさに、できるだけ自由にして事後規制していく、これが大事であるというふうに考えております。

最後に、郵政民営化騒動の総括と今後の決意についてお尋ねがありました。

もともと、明治の初期に、私たちの先輩は三つのものを歩いていける距離につくりました。派出所、学校、そして郵便局です。官から民に、官か民にという小泉政策とは全く違うんです。当時は、日本は貧しかった。富を持った人たちが、みずから民間の人が郵政にお金を出し合つて公をつくっていました。公そのものが郵政なわけでございます。

あの二〇〇五年の郵政改革法案のとき、私たちは何回も言いました。国民を知能で割つて、そして情報の乏しい人たちに、繰り返し繰り返し、小泉郵政改革こそが改革なんだということをやつていつたわけです。この手法そのものはファシストの手法なんです。しかし、私たちはそこで大きな

敗北を喫しました。

国民党は、しかし、ちゃんと見ておられました。

私たちの郵政事業をしっかりと守つてくれ、私たちが長い歴史を持つて支えてきたこの郵政事業を

取り返してくれ、この声にこたえるべく、今回の法案になつた次第でございます。

一刻も早くこの法案を通して国民の負託にこたえたい、そのように考えております。

以上、答弁を終わります。(拍手)

○議長(横路孝弘君) 重野安正君。

(重野安正君登壇)

○重野安正君 私は、社会民主党・市民連合を代表して、郵政改革三法案に対し、亀井担当大臣並びに原口総務大臣に質問します。(拍手)

二〇〇五年の郵選挙で、郵政民営化は改革の本丸、社会保障が充実し、景気回復や安全保障にまで効果が出るとまで言い切つて多数を得た自民・公明政権が郵政民営化を強行しました。

政府は、民営化をすればサービスはよくなる、郵便局はなくならないと言つてきました。二〇〇七年十月から民営化がスタートしましたが、郵政事業は、よくなるどころか、効率性の徹底や分社化の弊害などがあつて、利便性は著しく低下してきました。地域で親しまれてきたひまわりサービスも一時停止になりました。加えて、かんぽの宿の一括譲渡問題を初め、さまざまな疑惑や利権問題なども噴出しました。

昨年九月、歴史的な政権交代が実現し、今までの審議が始まるに際して、私は、国民不在の郵政

事業の四分社会化を見直し、郵政事業を国民の手に取り戻す第一歩が大きく踏み出されたものであり、国民の力で政治は変えられるんだとの思いが

ひとしおあります。

亀井大臣並びに原口総務大臣から、まず、この三年間の郵政民営化の総括と、今次郵政改革に対する思い、決意を述べていただきたいと思います。

さて、ゆうちょ銀行への預け入れ限度額の引き上げなどをめぐり、郵政を官業に戻そうとしているだとか、民業圧迫論が根強く出されています。

地域の金融機関からも心配の声が上がっています。

が、政府として、こうした疑問にはもつと丁寧に説明すべきだと思います。

私は、郵貯資金を地域に還元し、地域振興や新しい公共を支える環境、福祉を初めとするNPOや社会的企業、中小企業や女性起業家などに貢献するようになります。また、地域金融機関の融資ノウハウを活用したり、協調・連携融資を行つたりするなど、既存の地域金融機関との共存共榮を図るようにすべきであると考えています。また、国債も認めた上で、地方債の購入も進めるべきであります。

そこで、亀井大臣から限度額の引き上げの必要性について、原口総務大臣から郵貯、簡保の資金の運用についての考え方をお伺いします。

政府による親会社の、親会社による子会社の株式保有比率は三分の一超となっています。私は、

公共サービスとしてのユニバーサルサービスをいかに担保するかということから定められたものと理解をしています。そういう意味では、自治体に

よる株式の保有がもつと検討されていいと考えますが、この点について、原口総務大臣はいかがお考えでしょうか。

社民党は、雇用の非正規化の拡大や過大ノルマなど、今日の郵政職場の異常な状況を追及してきました。今回、グループの非正規社員十万人の正社員化も打ち出されていますが、官製ワーキングニアーマー問題を初め、雇用格差の是正にとつても、いいモデルケースになると評価します。今後、どのように手順で進めるつもりなのか、処遇向上のため必要な額をどうしていくのか、亀井大臣の答弁をお願いします。

我が国の郵政事業は、明治の郵便、郵便貯金、大正の簡易生命保険の創業以来、国営三事業一体で運営がなされてきました。全国二万四千の貴重な郵便局ネットワークは国民生活を守る社会インフラであり、国民、利用者のために郵便局網と郵便局における郵政三事業の一体的サービス提供を保障する仕組みを立て直すことが今度の郵政改革の基本目的だと考えています。

最後に、郵政の将来像について両大臣の思いを開陳していただきたいことをお伺いし、質問を終ります。(拍手)

○國務大臣(亀井静香君登壇) 重野議員にお答えいたします。

議員御指摘のように、改革という名のもとで、極端な言い方かもしれません、破壊が行われた、こうした評価しかできないわゆる郵政民営化であつたと思います。だれのための郵政民営化であつたか、今や明らかであります。

私どもは、三党で力を合わせて、それを根底からやり直していく、今そういう作業に取りかかっております。

この郵政事業の未来というのは、地域の方々に

とっても、ただ貯金をするというだけじゃなく

て、そうした金が地域社会においても使われてい

く。あるいは、私は、国債の安定的な引き受けが

悪いと言つておるのはありません。しかし同時に、日本の国家づくり、産業資金等にこれが効率

的に提供されていく。財投の復活なんという、そ

ういう昔の化石のような議論にとらわれる必要は

ない、日本郵政が民間企業としての厳しい判断の

上に立ちながら、そうした社会への貢献、世界へ

の貢献をやっていくべきだ。私は、このように考

えております。これも、原口大臣とほとんど意見

を一致しておる点でもあります。

(号外)

それから、限度額の引き上げについては、御承

知のように、民間金融機関は青天井であります。

その中で、山の中まで、島までユニバーサルサービスをお願いする以上は、一千万の限度額で手足を縛つてやれというのはむちやだ、私は、このよううに考えて、二千万に上げる措置をとつたわけでございます。

また、正社員化への手順等でございますが、私は、齋藤社長に対して、ただ単に、組織的に、機械的にユニバーサルサービスの形をつくることが改革ではないと。コンピューター化する、すべてを機械化するわけにはいかない。赤い血の流れた生身の者が担つてている。その人たちが幸せでなければならぬ。人間として扱われていないような職場に未来はないと私は考えている。

齋藤社長も全く同感をして、この十一月には、

とりあえず六万五千名を正社員に登用していくための具体的な登用試験を実施し、かつ、それで合格になった者も、いわゆる郵政大学のような教養機関もつくりますので、訓練、教養等をさらに深めた上で正社員への機会を確保していく。

そういうことを含めて、今、日本郵政はいいモデルをつくり、もう既に取り組みを始めてくれておるのが現在の状況であります。

以上、御質問に対してもお答えをいたしました。この際、みんなで力を合わせてやりましょうよ。皆さん、やりましょう。(拍手)

○國務大臣(原口一博君) 重野議員にお答えいたしました。

(國務大臣原口一博君登壇)

郵政民営化の総括と今次の郵政改革に対する決意についてございました。

四点のお尋ねがございました。

郵政民営化の総括と今次の郵政改革に対する決意についてございました。

意についてございました。

一緒に、郵政事業における国民の権利を保障する、このためにこの三年間ずっと闘つてまいりました。告発もしました。そして、私たちはここで勝ちました。私物化された、あるいは分社化ありきの民営化をとめて、そして国民に郵政事業の安心をかち取っていただきたい、その決意を申し上げたいと思います。

郵貯・簡保資金の地域への還元等、資金運用についてお尋ねがございました。

郵貯・簡保資金の地域への還元等、資金運用についてお尋ねがございました。

は、現在、国債中心の運用がなされています。今後は、地域の絆を深め、地域の中小企業等を支えるなど、地域に資金が還元することが望ましいと考えております。

また、これはあくまで郵政が判断することです。

ざいますけれども、国際協力やあるいは国際競争力といった点についても必要な投資がなされるべきだ、このように考えています。

○議長(横路孝弘君) 本日は、これにて散会いたします。

午後十一時二十分散会

出席国務大臣

総務大臣 原口一博君
文部科学大臣 川端達夫君
経済産業大臣 直嶋正行君
国土交通大臣 前原誠司君
環境大臣 小沢銳仁君
国務大臣 亀井静香君
内閣府副大臣 大塚耕平君

出席副大臣

高齢社会対策基本法第八条第一項の規定に基づく「平成二十一年度高齢化の状況及び高齢社会対策の実施状況」に関する報告書

○議長の報告

(報告書及び文書受領)

一、去る十四日、内閣から次の報告書及び文書を受領した。

高齢社会対策基本法第八条第一項の規定に基づく「平成二十一年度高齢化の状況及び高齢社会対策の実施状況」に関する報告書

高齢社会対策基本法第八条第二項の規定に基づく「平成二十一年度高齢化の状況及び高齢社会対策の実施状況」に関する報告書

書

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る十三日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任 逢坂誠二君 補欠 高野守君

官 報 (号 外)

一、昨十七日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

官 報 (号 外)

衆議院議員木村太郎君提出あしなが募金に関する質問に対する答弁書
衆議院議員塩崎恭久君提出国家公務員の退職管理制度および再就職に関する質問に対する答弁書
衆議院議員塩崎恭久君提出独立行政法人等の役員の公募に関する質問に対する答弁書
衆議院議員塩崎恭久君提出国家公務員の在職中の求職活動に関する質問に対する答弁書

平成二十二年四月三十日提出

質問 第四三九号

民主党参議院議員会長の農地転用に関する質問主意書

提出者 木村 太郎

民主党参議院議員会長の農地転用に関する質問主意書

去る三月十二日、教育者の経歴をもつ輿石民主党参議院議員会長が、自宅として使用している土地の一部を、農地の無断転用を禁じる農地法などに違反して車庫、庭、舗装路などに使用し、坪で開つていることが報道により判明した。

従つて、次の事項について質問する。
 一 今回輿石民主党参議院議員会長の農地法違反問題に対し、鳩山内閣はどうに認識し、そして対応してきたか。
 二 相模原市農業委員会より、再三にわたり行政指導を受けていたにも拘わらず、違法状態が解消されないことを、鳩山内閣はどう考えるか。
 三 報道などによれば、違反転用部分の土地は、実際には宅地として使用されているにも拘わらず、宅地より低い税額とされる農用地として課

税され、本来納めるべき固定資産税の百分の一定程度しか納めていないと聞く。つまり、実質的衆議院議員塩崎恭久君提出国家公務員の退職管理制度および再就職に関する質問に対する答弁書

四 今回の輿石民主党参議院議員会長の行為は、農業関係者の信頼を損ね、農業や土地に関するルール破りを奨励するようなものと考えられるが、鳩山内閣の見解如何。また、民主党代表である鳩山総理として輿石氏に対する処分は如何。

右質問する。

内閣質一七四第四三九号

平成二十二年五月十四日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員木村太郎君提出民主党参議院議員会長の農地転用に関する質問に対する質問主意書

去る三月十二日、教育者の経歴をもつ輿石民主党参議院議員会長が、自宅として使用している土地の一部を、農地の無断転用を禁じる農地法などに違反して車庫、庭、舗装路などに使用し、坪で開つていることが報道により判明した。

〔別紙〕

衆議院議員木村太郎君提出民主党参議院議員会長の農地転用に関する質問に対する質問主意書

提出者 木村 太郎

芸術・文化活動への公的助成に関する質問主意書

平成二十二年四月三十日提出

質問 第四四〇号

芸術・文化活動への公的助成に関する質問主意書

提出者 宮本 岳志

一 事業仕分けでの優れた芸術活動への重点的支持

主意書
援(以下、重点支援事業などへの予算縮減とい

ては、鳩山内閣総理大臣の民主党代表としての見解に係るものであり、政府としてお答えする立場にない。

二 お尋ねに係る土地の所有者は、当該土地を管轄する農業委員会の指導を受けて、当該土地について原状回復措置を講ずる意向であると聞いており、今後の状況を注視しつつ、本件が適切に処理されるよう対応していく考えである。

三 について
 地方税の個別の課税関係については、政府としては承知する立場にないことから、お答えすることは困難である。

四 今回の後段のお尋ねについては、鳩山内閣総理大臣の民主党代表としての見解に係るものであり、政府としてお答えする立場にない。

ところが、昨年行われた政府の事業仕分けでは芸術・文化活動への公的助成について「効果説明が不足」「税金投入の説明が不足」といった理由をつけて予算縮減の判定を下した。短期的な効率主義や成果主義を芸術・文化に持ちこむやり方に世界の通念からも非常識な結論だと多くの芸術・文化関係者が強い憤りと反対の意見表明をしました。文部科学省には十一万件ものメールが寄せられ、その圧倒的多数が予算縮減に反対の意見であつた。これは短期的な効率主義や成果主義の芸術・文化への持ちこみに対する反発、予算縮減ではなく、拡充こそ芸術家、文化関係者はもとより国民の要望であることを示している。

今こそ国による公的助成を拡充し、芸術・文化をいつそう力強く支えるべきと考え、以下質問する。

一 事業仕分けでの優れた芸術活動への重点的支持

ホームページ上に「事業仕分け結果・国民から寄せられた意見と平成二十二年度予算(案)における対応状況」という文書を掲載し、文部科学省にメールで十万余件の意見が寄せられたこと

を明らかにしている。寄せられた意見の内容は「ほぼすべてが事業仕分けの結果に反対するもの」となっている。ところが、文部科学省は同

じ文書で、「事業仕分けの結果や頂いた御意見を踏まえ、優れた芸術活動への重点的支援については三年で1／2まで縮減する」とした方針を理由も説明することなく一方的に示し、二〇一〇年度から予算額を削減している。

① 政府として、寄せられた十一万件の意見をどのように考えているのか。

② 「三年で1／2まで縮減する」理由を明らかにされたい。

③ 「三年で1／2まで縮減する」との方針は政府のどの段階での決定なのか。今後、この方針を見直すことはないのか。

④ 「三年で1／2まで縮減する」方針は、芸術家、文化関係者、国民の意見を踏まえたものとは言えず、事業仕分けの結果だけに従つたものと言わざるえないが、どうか。

⑤ ホームページに掲載した一片の文書で、予算額を縮減する方針を理由も説明することなく、一方的に示すやり方では芸術家、文化関係者、国民の理解は到底得られないと考えるが、どうか。

⑥ 政府として、「三年で1／2まで縮減する」方針を直ちに撤回すべきだと考えるが、どうか。

二 重点支援事業は芸術家、文化関係者の長年の要望もあり、一九九〇年代後半によくはじめられたものであるが、二〇〇三年度をピークに毎年、予算額が削減されてきた。昨年の事業仕分けによつて芸術・文化にまで短期的な効率主義や成果主義を持ちこみ、さらに予算縮減をすすめるやり方に多くの芸術家、文化関係者が

憤りを感じている。これまで予算額を削減してきた自民・公明前政権がさえ「舞台芸術の公演等は採算困難」と認めていた。

① 重点支援事業は芸術・文化活動への公的助成の中心部分であり、予算額の削減は芸術・文化団体や芸術家、文化関係者の活動に重大な打撃となるとの認識はあるのか。

② 政府は、今後、重点支援事業はじめ芸術・文化にまで短期的な成果や効率を求めるのが、どうか。

三 現在の重点支援事業は、「対象経費の1／3以内」かつ「自己負担金の枠内」となっているため、芸術・文化団体がいくら努力しても、赤字が生じるようになっている。多くの芸術・文化団体はこうした無理な自己負担を強いる助成制度の改善を求め、日本共産党も繰り返し要求してきた。自民・公明前政権は、昨年六月九日に日本共産党的石井郁子衆議院議員（当時）が提出した質問主意書に対し、現在の助成方式で黒字がほとんど出ないことは認めだが、赤字を前提とする方式の転換は認めなかつた。

① 赤字を前提とする方式を転換すべきと考へるが、どうか。

② 直ちにできることは、自己負担金枠の撤廃である。すでに自治体の一部では実施されている。公的助成における自己負担金枠を撤廃すべきと考えるが、どうか。

四 経済危機のもとで芸術・文化団体、映画製作会社が資金を確保することは著しく困難になつてゐる。公的助成における自己負担金枠を撤廃すべきと考えるが、どうか。

平成二十二年度予算においては、御指摘の「優れた芸術活動への重点的支援」に係る事業（以下「重点支援事業」という。）について、平成二十二年十一月に行われた行政刷新会議の事業仕分け（以下「事業仕分け」という。）の評価結果を踏まえて縮減を行つたところであるが、一方で、文化芸術活動に対する支援について、新たな事業を創設するなど、その充実を図つたところである。

二の①について

平成二十二年度予算においては、重点支援事業について縮減を行つたところであるが、一方で、文化芸術活動に対する支援について、新たな事業を創設するなど、その充実を図つたところである。

二の②について

文化芸術の振興に関する施策については、文化芸術の特質を踏まえ、短期的な経済的効率性を一律に求めるのではなく、長期的かつ継続的な視点に立つて展開する必要があると考えてい

前政権は、昨年三月三日、ならびに六月九日に日本共産党的石井郁子衆議院議員（当時）が提出した質問主意書に対し、文部科学省の他の補助金において、「事業が終了する前に当該補助金を支払つた例」があることを認めながら、芸術・文化分野での導入は「検討すべき課題」とするだけで先延ばしにしてきた。文部科学省の他の補助金ででき、芸術・文化分野に対してできない理由はなく、直ちに導入すべきと考えるが、どうか。

右質問する。

内閣衆質一七四第四四〇号
平成二十二年五月十四日
内閣総理大臣 横路 孝弘殿
衆議院議長 横路 孝弘殿
衆議院議員宮本岳志君提出芸術・文化活動への公的助成に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員宮本岳志君提出芸術・文化活動への公的助成に関する質問に対する答弁書

支援について、新たな事業を創設するなど、その充実を図つたところである。重点支援事業については、御指摘の「事業仕分け結果・國民から寄せられた意見と平成二十二年度予算（案）における対応状況」において「3年で1／2まで縮減する」と記述されているが、これは、事業仕分けの評価結果を踏まえ、支援対象を段階的に見直すこと等により重点支援事業の規模を三年で二分の一まで縮減するという文部科学省の平成二十二年度予算編成時における考え方を示したものであり、文部科学省としては、平成二十二年度以降の予算については、このような過年度における予算編成の経緯のほか、その時々の情勢を踏まえて要求を行うこととしている。なお、この平成二十二年度予算編成時における文部科学省の考え方については、文化庁において、平成二十二年一月に社団法人日本芸能実演家団体協議会等の文化芸術団体に対して説明会を実施し、理解を求めたところである。

三について

重点支援事業においては、舞台芸術の公演等が採算をとることが困難なものであること、支援を公平かつ効率的に行う必要があることを踏まえ、舞台芸術の公演等の入場料収入等では補いきれない経費について、財政支援を行っていくところである。なお、今後の舞台芸術活動等への支援の在り方を含めた文化芸術の振興のための基本的施策の在り方については、現在、文化審議会文化政策部会において御審議いただいているところである。

をほぼ使い切つたのか。あるいは、未使用額を残し、その分を国庫に返納したのか。昨年度の内閣官房報償費（機密費）について、未使用額がいくらか、その未使用額の国庫への返納の有無、国庫に返納したのであれば、返納を行つた期日を明らかにされたい。

らかに今年度の内閣官房報償費（機密費）からである。「答弁書」の言う「できる限りの透明性の確保を図る方策」によって情報公開する対象は、少なくとも今年度の内閣官房報償費（機密費）からという理解でよいか。

すしも十分でなく、また、これらの経費のうちには本来外務省が負担すべき通常の外交政策を遂行するのに必要な経費も含まれているとの考え方から、外務省がその一部を負担している（表5参照）』と記述をしている。この『外務省がその一部を負担している』という記述について、

重点支援事業においては、舞台芸術の公演等が採算をとることが困難なものであること、支援を公平かつ効率的に行う必要があることを踏まえ、舞台芸術の公演等の入場料収入等では賄いきれない経費について、財政支援を行つているところである。なお、今後の舞台芸術活動等への支援の在り方を含めた文化芸術の振興のための基本的施策の在り方については、現在、文化審議会文化政策部会において御審議いただいているところである。

二 「機密費の情報公開に関する質問主意書」(平成二十二年三月二十五日提出、質問第三一〇号)において、今年三月二十三日の参議院予算委員会における鳩山由紀夫内閣総理大臣の答弁を引用して、平成二十二年度の内閣官房報償費

よつて情報公開する対象が、今年度の内閣官房報償費（機密費）からではない場合、鳩山総理大臣の四月から私どもとすればすべてをこの支出に対してもチエックをいたします。」との答弁そのものと矛盾することになる。この場合、答

重点支援事業のうち、独立行政法人日本芸術文化振興会から交付される舞台芸術活動に係る助成金については、平成二十一年度から、複数回の公演を行う活動について、すべての公演が終了する前であっても、一定の条件を満たす場合には、概算払をすることを可能としているところである。

平成二十二年四月三十日提出
質問 第四回 一 号

平成二十二年四月三十日提出
質問第四回一号

一 歴代政権は内閣官房報償費(機密費)の年間予算をほぼ使い切ってきた。政権交代後、平野博文内閣官房長官は、内閣官房報償費(機密費)として三億六千万円を国庫からの支出を受けたと承知しているが、歴代政権と同じように、これ

「中で検討することとしている」(内閣官房
一七四第三二〇号)とのことであった。鳩山總理大臣の平成二十二年三月二十三日の参議院予算委員会における答弁は、「四月から私どもとすればすべてをこの支出に対してもチエックをいたします。そして、それを公開をいたすということを実施をしてまいりたい。ただ、当然のことながら、すぐに公開をするということが必要でも適當ではないと思っておりますので、適当な年月を経た後すべてが公開されるようになります。」(鳩山總理大臣の答弁では、情報公開の対象となつてるのは、明

五 会計検査院の平成十二年度決算検査報告には、内閣官房にかかり、「総理外国訪問に係るその他の経費について」の記述がある。ここでは、「総理外国訪問に際しては、前記の宿泊料金及び諸経費並びに旅費のほか、自動車や会場の借料等の現地における経費などが必要となる。これらの経費は、内閣官房の庁費及び前記図2の3の報償費(首相外國訪問経費)において、予算措置が講じられている。しかし、これらの予算が実際に要する経費を支弁するのに必

六 会計検査院の平成十二年度決算検査報告（以下「報告」という。）七十一ページの表5「総理大臣訪問に係る経費内訳」では「借料等」に「外務省」「報償費等」がある。「報告」は、「報償費（首相外國訪問経費において、予算措置が講じられている。しかし、これらの予算が実際に要する経費を支弁するのに必ずしも十分でなく、また、これらの経費のうちには本来外務省が負担にされたい。

すべき通常の外交政策を遂行するのに必要な経費も含まれているとの考え方から、外務省がその一部を負担している(表5参照)。と記述をしている。「報告」の記述は、かつて外務省の報償費が総理大臣官邸の外交用務に使われていたことを明らかにしていると考えるが、政府の見解如何。

右質問する。

内閣衆質一七四第四四一号
平成二十二年五月十四日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員塩川鉄也君提出内閣官房報償費(機密費)に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員塩川鉄也君提出内閣官房報償費(機密費)に関する質問に対する答弁書

平成二十二年四月三十日提出
質問 第四四二号

キルギス共和国における政権崩壊に関する第三回質問主意書

提出者 鈴木 宗男

衆議院議員塩川鉄也君提出内閣官房報償費(機密費)に関する質問に対する答弁書

一について

平成二十一年度に平野博文内閣官房長官へ支出された内閣官房報償費の未使用額は、千六百二十一万九千八十二円であり、これについては、平成二十二年四月二十六日に国庫に返納する手続が行われた。

なお、このほかに、平野博文内閣官房長官からの請求がなく未執行となつた内閣官房報償費が、二千二十一万千円ある。
二から四までについて
内閣官房報償費については、その取扱責任者である内閣官房長官が、責任を持つてこれを執行し、その使途等を検証しているところであ

り、お尋ねの内閣官房報償費の使途等の開示の範囲を含め、内閣官房報償費の透明性の確保を図る方策の詳細については、本年度一年間を通じて内閣官房報償費を執行する中で検討することとしている。

五及び六について

お尋ねの点も含め、先の答弁書(平成二十二年二月五日内閣衆質一七四第五三号)一から三までについて述べたこと以上の詳細について

は、報償費という経費の性質上、また、過去の政権下で行われてきたものであることから、お答えすることはできない。

平成二十二年四月三十日提出
質問 第四四二号

キルギス共和国における政権崩壊に関する第三回質問主意書

提出者 鈴木 宗男

衆議院議員塩川鉄也君提出内閣官房報償費(機密費)に関する質問に対する答弁書

一について

キルギス共和国における政権崩壊に関する第三回質問主意書

本年四月八日、中央アジアのキルギスで、反政府暴動に乗ずる形で野党が臨時政府を樹立し、政権が崩壊した。バキエフ大統領は逃亡したと報じられている。右と「前回答弁書」(内閣衆質一七四第四一六号)及び「前々回答弁書」(内閣衆質一七四第三七四号)を踏まえ、再度質問する。

一 「前々回答弁書」で「本年四月七日、キルギスの首都ビシュケクにおいて、野党勢力など反政府デモ隊と治安部隊との間で衝突があり、治安部隊側の発砲により、八十名以上の犠牲者と千

五百名以上の負傷者が発生した。また、同月八日には、野党党首が臨時政府を発足させたと承知しており、事態の推移を注視しているところである。これら情報については、在キルギス日本大使館からしきるべく情勢報告はなされている」との答弁がなされていることを受け、前回質問主意書で、今回の同国における動乱について報告する公電が、在キルギス日本大使館より外務省へ最初に届いたのはいつか、その日、時、分を問うたところ、「前回答弁書」では「お尋ねについては、在キルギス日本大使館から御指摘の『動乱』発生前より細かな動きを含め、しかるべき関連する情勢の報告がなされているが、お尋ねの公電の受領時間も明らかにすることは、今後の情報収集等に支障を来すおそれがあることから、お答えすることは差し控えたい。」との答弁がなされている。過去に同省として、例えば二〇〇七年三月三十日に閣議決定された政府答弁書(内閣衆質一六六第一三五号)等で、在外公館からの公電が同本省に到着した日、時、分を明らかにした事例はあると承知する。今回、「今後の情報収集等に支障を来すおそれがある」として、それを明らかにすることを拒むのはなぜか。

二 前々回質問主意書及び前回質問主意書で繰り返し問うているが、外務省はかつてキルギスを「東洋のイス」と形容し、同国における民主化に向けた取り組みを称賛していた。特に、かつて在ソ連日本大使を務め、キルギスを兼轄していた枝村純郎氏は積極的に同国を右の様に称しており、当時同省において同国に関するブリーフィングやレク等の説明を行う時にも、右

の呼称を良く用いていたと承知する。右につき「前回答弁書」では、「東洋のイス」との形容については、どのような経緯で称し始めたのか、これまで調べた限りでは確認できない。との答弁がなされている。右答弁にはこれまで調べた」とあるが、これまで同省においてどの様な調査がなされているのか、詳細に説明されたい。

三 キルギスでは、アカエフ前大統領をバキエフ大統領が追放し、そのバキエフ大統領がまた追放され、常に政治的混乱によって政権が変わっている。同国に対する我が国のODAは、同国

の民主化に資するものであったかとの問い合わせ、「前々回答弁書」では「我が国のキルギスに対する経済協力は、『対キルギス国別援助計画』に基づき、民主化・市場経済化促進、人間の安全保障の確立を重視して実施しており、同国との民主化・市場経済化にも一定の貢献を行つたものと考えている。」との答弁がなされていることを受け、前回質問主意書で、右の「対キルギス国別援助計画」はじめ同国に対するODAは、これまでどの様な基準で決められてきたのか、特に、アカエフ前大統領が追放された前後で何らかの変化を受けたか、アカエフ前大統領にしてもバキエフ大統領にしても、度重なる不正が国民の反感を買い、失脚に繋がったものと承知するが、これらの点を十分に把握した上でODAを供与してきたのか等と問うたところ、「前回答弁書」では「我が国のキルギスに対する経済協力は、『対キルギス国別援助計画』に基づき、その時々の同国的情勢も踏まえつつ、一貫して民主化・市場経済化促進、人間の安全保障

の確立を重視して実施している。」との答弁がなされている。では、アカエフ前大統領が追放される前後で、我が國の同国に対するODAにはどの様な変化があつたのか、またその変化は何を反映した結果生じたものであるのか、詳細に説明されたい。

四 前回質問主意書で、キルギスの政権交代はこれまで民主的手続きを経たことがなく、常に動乱によるものであったが、今後政府はこの教訓を活かした外交を進めなくてはならないのではないかと問うたところ、「前回答弁書」では「同国は、依然として民主化・市場経済化に向けた移行期にあると認識しており、今後も、同国の情勢も踏まえつつ、同国における民主化・市場経済化促進、人間の安全保障の確立を重視していく考えである」との答弁がなされているが、右答弁では、常に動乱により政権が変わっている同国に対し、我が國がこれまでどの様な教訓を得て、今後どのように活かしていく考えているのかが明らかではない。政府、特に外務省として、常に動乱により政権交代がなされている同国について、これまでどの様な教訓を得て、そして今後国民の税金が原資となつてはいるODAを同国に供与する際、その教訓をどの様に活かしていく考えているのか、再度説明を求める。右質問する。

内閣衆質一七四第四四二号

平成二十二年五月十四日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員鈴木宗男君提出キルギス共和国における政権崩壊に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出キルギス共和国における政権崩壊に関する第三回質問に対する答弁書

一について

情報源との関係で、お尋ねの公電の受領時間を含め、やり取りの詳細について明らかにすることは、今後の情報収集等に支障を来すおそれがあることから、お答えすることは差し控えたい。

二について

「東洋のスイス」との形容について、どのような経緯で称し始めたのか、外務省において、同省の保有する文書等を調査したが、これまで調べた限りでは確認できないものである。

三及び四について

先の答弁書(平成二十二年四月三十日内閣衆質一七四第四四一六号)五及び六についてでお答えしたところ、我が國のキルギスに対する経済協力は、「対キルギス国別援助計画」に基づき、その時々の同国情勢も踏まえつつ、一貫して民主化・市場経済化促進、人間の安全保障の確立を重視して実施している。今後も、同国情勢も踏まえつつ、同国における民主化・市場経済化促進、人間の安全保障の確立を重視していく考えである。

内閣衆質一七四第四四二号

平成二十二年五月十四日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路 孝弘殿

平成二十二年四月三十日提出
質問 第四四三号

総務省行政評価機能強化検討会における検察庁の裏金問題についての調査に関する再質問

主意書

提出者 鈴木 宗男

総務省行政評価機能強化検討会における検

察庁の裏金問題についての調査に関する再質問

質問主意書

本年二月十七日、原口一博総務大臣は、総務省行政評価機能強化検討会(以下、「検討会」という。)の第一回会合において、「検察の裏金についても全部オープンにし、行政評価するよう省内に指示した。聖域なくやる」旨述べ、また終了後、記者団に対し「検察に裏金があるかどうかも含め、全省庁を対象に調査に着手する。新政権になり、今までの垢を全部落とさなければならぬ」と、担当部局に実態調査を指示したことを明らかにしたと報じられている。右につき「政府答弁書」(内閣衆質一七四第一三〇号)では、「本年二月十七日に総務大臣の主宰により開催された行政評価機能強化検討会において、行政評価局による調査を検討中であるテーマの一つとして、『法令遵守(会計経理の適正化等)』が取り上げられたところ

二二〇〇八年三月二十日付と同月二十一日付の朝日新聞の「内部告発」という記事に、元大阪高檢公安部長の三井環氏が実名で検察庁における調査活動費の裏金流用を告発した経緯について掲載されており、それに、検察庁組織において、調査活動費が裏金にされ、幹部職員の飲食費として使われる等、流用された事実がある旨書かれている。前自民・公明政権は、検察庁の裏金問題を真っ向から否定し、調査をすることすら必要ないとのスタンスであった。鳩山由紀夫内閣においても、千葉景子法務大臣はじめ法務省政務三役は、検察庁の裏金問題について調査をする意向を全く示していない。前回質問主

等を含め、検討が行われる予定である。」との答弁がなされている。右と「前回答弁書」(内閣衆質一七四第二八七号)を踏まえ、再質問する。

一 「検討会」における議論について、「前回答弁書」では「本年二月十七日に総務大臣の主宰により開催された行政評価機能強化検討会において、行政評価局による調査を検討中であるテーマ」が取り上げられたところであるが、これ

は、国の行政機関全体を対象に、不適正な会計処理が行われていないか等を調査しようとするものである。本テーマについては、総務省において、同検討会における議論を踏まえ、調査の実施時期や実施方法等を含め、検討を行つてゐるところである。」との答弁がなされている。

「前回答弁書」が閣議決定されてからちょうど一ヶ月が経過するが、この間「検討会」における議論はどの様な進捗状況を見せていくのか説明されたい。

二 二〇〇八年三月二十日付と同月二十一日付の朝日新聞の「内部告発」という記事に、元大阪高檢公安部長の三井環氏が実名で検察庁における調査活動費の裏金流用を告発した経緯について掲載されており、それに、検察庁組織において、調査活動費が裏金にされ、幹部職員の飲食費として使われる等、流用された事実がある旨書かれている。前自民・公明政権は、検察庁の裏金問題を真っ向から否定し、調査をすることすら必要ないとのスタンスであった。鳩山由紀夫内閣においても、千葉景子法務大臣はじめ法務省政務三役は、検察庁の裏金問題について調査をする意向を全く示していない。前回質問主

等を含め、検討が行われる予定である。」との答弁がなされている。右と「前回答弁書」(内閣衆質一七四第二八七号)を踏まえ、再質問する。

れ、具体的な検討、検証がなされる見通しであるのかと問うたところ、「前回答弁書」では、一律で挙げた答弁がなされている。「前回答弁書」が閣議決定されてからちょうど一ヶ月が経過するが、この間「検討会」における、検察庁の裏金問題についての議論はなされているか。

三、前文で触れた様に、原口大臣は「検察に裏金があるかどうかも含め、全省府を対象に調査に着手する。新政権になり、今までの垢を全部落とさなければならぬ」と述べているが、原口

大臣として、検察庁の裏金問題についてどの様な見解を有しているか。「前回答弁書」では明確な答弁がなされていないところ、再度質問する。右質問する。

内閣衆質一七四第四三号
平成二十二年五月十四日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員鈴木宗男君提出総務省行政評価機能強化検討会における検察庁の裏金問題についての調査に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕
衆議院議員鈴木宗男君提出総務省行政評価機能強化検討会における検察庁の裏金問題についての調査に関する再質問に対する答弁書

一及び二について
〔法令等遵守（会計経理の適正化等）について
は、本年二月十七日及び三月二十六日に開催し
弁書

た行政評価機能強化検討会における議論を踏まえ、同年四月十三日に総務大臣が決定の上公表した「行政評価等プログラム」において、平成二十二年度に行政評価局が実施する調査のテーマ

の一つとして盛り込み、国の行政機関全体を横断的に対象とした、不適正な会計経理の防止対策の実施の有無とその内容や効果、不適正な会

計経理に関する内部監査の実施方法や実施内容等の調査に既に着手したところであり、調査結果については、同年六月末を目途に取りまとめて、公表する予定である。さらに、この調査結果を踏まえ問題があると考えられる場合には、必要に応じて追加調査の実施を検討することとしている。

なお、第二回目の同検討会においては、御指摘のような特定の行政機関の個別の問題についての議論はなされていない。

三について
御指摘のような特定の行政機関の個別の問題については承知していないが、国の行政機関全体において、会計経理の適正化等の法令遵守を徹底することは重要であると考えられることから、一及び二についてでお答えした調査に既に着手したところである。

内閣衆質一七四第四四号
平成二十二年五月十四日

内閣官房長官の見解如何。

二 報道によると野中氏は、官房長官就任時、前任の官房長官の秘書官から機密費に関する引き継ぎノートを渡され、それに基づいて機密費を配っていたとのことである。平野長官は、機密費の配付先を記した帳簿等を前任者から引き継いでいるか。

三 平野長官は、官房長官に就任してから、鳩山由紀夫内閣総理大臣に毎月機密費を渡しているか。

四 平野長官は、官房長官に就任してから、国会対策に毎月機密費を使っているか。

五 平野長官は、官房長官に就任してから、政黨・政党関係者に毎月機密費を使っているか。

六 野中氏は、機密費の原資が国民の汗と涙の結晶である税金である以上、その使途については可能な限り情報を開示すべきであり、国益と離れた個人の私的な事柄に対してそれが使われることがあつてはならないという、自責の念及び、機密費の透明性向上を願う気持ちから、過去の実態を明らかにしている。本年四月十六日

元内閣官房長官が内閣官房機密費の具体的使途に言及した件に係る平野博文内閣官房長官

長官の見解に関する質問主意書

野中広務元衆議院議員が、内閣官房長官を務めた時期、内閣官房機密費を多い時で月に七千

万円、少なくとも五千万円使い、その内訳は月々内閣総理大臣に一千万円、自民党国対委員長や参議院幹事長に各五百万円程度を渡し、更には政治評論家や野党の国会議員らにも配っていた旨、取材で明らかにしている。右を踏まえ、質問する。

一 前文で挙げた野中氏の証言に対する平野博文

内閣官房長官の見解如何。

二 報道によると野中氏は、官房長官就任時、前

任の官房長官の秘書官から機密費に関する引き継ぎノートを渡され、それに基づいて機密費を配していたとのことである。平野長官は、機密費の配付先を記した帳簿等を前任者から引き継いでいるか。

三 内閣衆質一七四第四四号
平成二十二年五月十四日

内閣官房長官の見解如何。

四 平野長官は、官房長官に就任してから、鳩山由紀夫内閣総理大臣に毎月機密費を渡しているか。

五 平野長官は、官房長官に就任してから、政

黨・政党関係者に毎月機密費を使っているか。

六 野中氏は、機密費の原資が国民の汗と涙の結晶である税金である以上、その使途については可能な限り情報を開示すべきであり、国益と離れた個人の私的な事柄に対してそれが使われることがあつてはならないという、自責の念及び、機密費の透明性向上を願う気持ちから、過去の実態を明らかにしている。本年四月十六日

に閣議決定された政府答弁書（内閣衆質一七四

第三五七号）では、平野長官としてどの様に機密費の透明性確保を図るのかとの問い合わせ

している。」との答弁がなされているが、現時点

で、平野長官は具体的にどの様な方策を検討しているのか説明されたい。

右質問する。

内閣衆質一七四第四四号
平成二十二年五月十四日

内閣官房長官の見解如何。

二 報道によると野中氏は、官房長官就任時、前

任の官房長官の秘書官から機密費に関する引き継ぎノートを渡され、それに基づいて機密費を配していたとのことである。平野長官は、機密費の配付先を記した帳簿等を前任者から引き継いでいるか。

三 内閣衆質一七四第四四号
平成二十二年五月十四日

内閣官房長官の見解如何。

四 平野長官は、官房長官に就任してから、鳩山由紀夫内閣総理大臣に毎月機密費を渡しているか。

五 平野長官は、官房長官に就任してから、政

黨・政党関係者に毎月機密費を使っているか。

六 野中氏は、機密費の原資が国民の汗と涙の結晶である税金である以上、その使途については可能な限り情報を開示すべきであり、国益と離れた個人の私的な事柄に対してそれが使われることがあつてはならないという、自責の念及び、機密費の透明性向上を願う気持ちから、過去の実態を明らかにしている。本年四月十六日

に閣議決定された政府答弁書（内閣衆質一七四

第三五七号）では、平野長官としてどの様に機密費の透明性確保を図るのかとの問い合わせ

している。」との答弁がなされているが、現時点

で、平野長官は具体的にどの様な方策を検討しているのか説明されたい。

右質問する。

内閣衆質一七四第四四号
平成二十二年五月十四日

内閣官房長官の見解如何。

二 報道によると野中氏は、官房長官就任時、前

任の官房長官の秘書官から機密費に関する引き継ぎノートを渡され、それに基づいて機密費を配していたとのことである。平野長官は、機密費の配付先を記した帳簿等を前任者から引き継いでいるか。

三 内閣衆質一七四第四四号
平成二十二年五月十四日

内閣官房長官の見解如何。

四 平野長官は、官房長官に就任してから、鳩山由紀夫内閣総理大臣に毎月機密費を渡しているか。

五 平野長官は、官房長官に就任してから、政

黨・政党関係者に毎月機密費を使っているか。

六 野中氏は、機密費の原資が国民の汗と涙の結晶である税金である以上、その使途については可能な限り情報を開示すべきであり、国益と離れた個人の私的な事柄に対してそれが使われることがあつてはならないという、自責の念及び、機密費の透明性向上を願う気持ちから、過去の実態を明らかにしている。本年四月十六日

に閣議決定された政府答弁書（内閣衆質一七四

第三五七号）では、平野長官としてどの様に機密費の透明性確保を図るのかとの問い合わせ

している。」との答弁がなされているが、現時点

で、平野長官は具体的にどの様な方策を検討しているのか説明されたい。

右質問する。

内閣衆質一七四第四四号
平成二十二年五月十四日

内閣官房長官の見解如何。

二 報道によると野中氏は、官房長官就任時、前

任の官房長官の秘書官から機密費に関する引き継ぎノートを渡され、それに基づいて機密費を配していたとのことである。平野長官は、機密費の配付先を記した帳簿等を前任者から引き継いでいるか。

三 内閣衆質一七四第四四号
平成二十二年五月十四日

内閣官房長官の見解如何。

四 平野長官は、官房長官に就任してから、鳩山由紀夫内閣総理大臣に毎月機密費を渡しているか。

五 平野長官は、官房長官に就任してから、政

黨・政党関係者に毎月機密費を使っているか。

六 野中氏は、機密費の原資が国民の汗と涙の結晶である税金である以上、その使途については可能な限り情報を開示すべきであり、国益と離れた個人の私的な事柄に対してそれが使われることがあつてはならないという、自責の念及び、機密費の透明性向上を願う気持ちから、過去の実態を明らかにしている。本年四月十六日

に閣議決定された政府答弁書（内閣衆質一七四

第三五七号）では、平野長官としてどの様に機密費の透明性確保を図るのかとの問い合わせ

している。」との答弁がなされているが、現時点

で、平野長官は具体的にどの様な方策を検討しているのか説明されたい。

右質問する。

内閣衆質一七四第四四号
平成二十二年五月十四日

内閣官房長官の見解如何。

二 報道によると野中氏は、官房長官就任時、前

任の官房長官の秘書官から機密費に関する引き継ぎノートを渡され、それに基づいて機密費を配していたとのことである。平野長官は、機密費の配付先を記した帳簿等を前任者から引き継いでいるか。

三 内閣衆質一七四第四四号
平成二十二年五月十四日

内閣官房長官の見解如何。

四 平野長官は、官房長官に就任してから、鳩山由紀夫内閣総理大臣に毎月機密費を渡しているか。

五 平野長官は、官房長官に就任してから、政

黨・政党関係者に毎月機密費を使っているか。

六 野中氏は、機密費の原資が国民の汗と涙の結晶である税金である以上、その使途については可能な限り情報を開示すべきであり、国益と離れた個人の私的な事柄に対してそれが使われることがあつてはならないという、自責の念及び、機密費の透明性向上を願う気持ちから、過去の実態を明らかにしている。本年四月十六日

に閣議決定された政府答弁書（内閣衆質一七四

第三五七号）では、平野長官としてどの様に機密費の透明性確保を図るのかとの問い合わせ

している。」との答弁がなされているが、現時点

で、平野長官は具体的にどの様な方策を検討しているのか説明されたい。

右質問する。

内閣衆質一七四第四四号
平成二十二年五月十四日

内閣官房長官の見解如何。

二 報道によると野中氏は、官房長官就任時、前

任の官房長官の秘書官から機密費に関する引き継ぎノートを渡され、それに基づいて機密費を配していたとのことである。平野長官は、機密費の配付先を記した帳簿等を前任者から引き継いでいるか。

三 内閣衆質一七四第四四号
平成二十二年五月十四日

内閣官房長官の見解如何。

四 平野長官は、官房長官に就任してから、鳩山由紀夫内閣総理大臣に毎月機密費を渡しているか。

五 平野長官は、官房長官に就任してから、政

黨・政党関係者に毎月機密費を使っているか。

六 野中氏は、機密費の原資が国民の汗と涙の結晶である税金である以上、その使途については可能な限り情報を開示すべきであり、国益と離れた個人の私的な事柄に対してそれが使われることがあつてはならないという、自責の念及び、機密費の透明性向上を願う気持ちから、過去の実態を明らかにしている。本年四月十六日

に閣議決定された政府答弁書（内閣衆質一七四

第三五七号）では、平野長官としてどの様に機密費の透明性確保を図るのかとの問い合わせ

している。」との答弁がなされているが、現時点

で、平野長官は具体的にどの様な方策を検討しているのか説明されたい。

右質問する。

内閣衆質一七四第四四号
平成二十二年五月十四日

内閣官房長官の見解如何。

二 報道によると野中氏は、官房長官就任時、前

任の官房長官の秘書官から機密費に関する引き継ぎノートを渡され、それに基づいて機密費を配していたとのことである。平野長官は、機密費の配付先を記した帳簿等を前任者から引き継いでいるか。

三 内閣衆質一七四第四四号
平成二十二年五月十四日

内閣官房長官の見解如何。

四 平野長官は、官房長官に就任してから、鳩山由紀夫内閣総理大臣に毎月機密費を渡しているか。

五 平野長官は、官房長官に就任してから、政

黨・政党関係者に毎月機密費を使っているか。

六 野中氏は、機密費の原資が国民の汗と涙の結晶である税金である以上、その使途については可能な限り情報を開示すべきであり、国益と離れた個人の私的な事柄に対してそれが使われることがあつてはならないという、自責の念及び、機密費の透明性向上を願う気持ちから、過去の実態を明らかにしている。本年四月十六日

に閣議決定された政府答弁書（内閣衆質一七四

第三五七号）では、平野長官としてどの様に機密費の透明性確保を図るのかとの問い合わせ

している。」との答弁がなされているが、現時点

で、平野長官は具体的にどの様な方策を検討しているのか説明されたい。

右質問する。

内閣衆質一七四第四四号
平成二十二年五月十四日

内閣官房長官の見解如何。

二 報道によると野中氏は、官房長官就任時、前

任の官房長官の秘書官から機密費に関する引き継ぎノートを渡され、それに基づいて機密費を配していたとのことである。平野長官は、機密費の配付先を記した帳簿等を前任者から引き継いでいるか。

三 内閣衆質一七四第四四号
平成二十二年五月十四日

内閣官房長官の見解如何。

四 平野長官は、官房長官に就任してから、鳩山由紀夫内閣総理大臣に毎月機密費を渡しているか。

五 平野長官は、官房長官に就任してから、政

黨・政党関係者に毎月機密費を使っているか。

六 野中氏は、機密費の原資が国民の汗と涙の結晶である税金である以上、その使途については可能な限り情報を開示すべきであり、国益と離れた個人の私的な事柄に対してそれが使われることがあつてはならないという、自責の念及び、機密費の透明性向上を願う気持ちから、過去の実態を明らかにしている。本年四月十六日

に閣議決定された政府答弁書（内閣衆質一七四

第三五七号）では、平野長官としてどの様に機密費の透明性確保を図るのかとの問い合わせ

している。」との答弁がなされているが、現時点

で、平野長官は具体的にどの様な方策を検討しているのか説明されたい。

右質問する。

内閣衆質一七四第四四号
平成二十二年五月十四日

内閣官房長官の見解如何。

二 報道によると野中氏は、官房長官就任時、前

任の官房長官の秘書官から機密費に関する引き継ぎノートを渡され、それに基づいて機密費を配していたとのことである。平野長官は、機密費の配付先を記した帳簿等を前任者から引き継いでいるか。

三 内閣衆質一七四第四四号
平成二十二年五月十四日

内閣官房長官の見解如何。

四 平野長官は、官房長官に就任してから、鳩山由紀夫内閣総理大臣に毎月機密費を渡しているか。

五 平野長官は、官房長官に就任してから、政

黨・政党関係者に毎月機密費を使っているか。

六 野中氏は、機密費の原資が国民の汗と涙の結晶である税金である以上、その使途については可能な限り情報を開示すべきであり、国益と離れた個人の私的な事柄に対してそれが使われることがあつてはならないという、自責の念及び、機密費の透明性向上を願う気持ちから、過去の実態を明らかにしている。本年四月十六日

に閣議決定された政府答弁書（内閣衆質一七四

第三五七号）では、平野長官としてどの様に機密費の透明性確保を図るのかとの問い合わせ

している。」との答弁がなされているが、現時点

で、平野長官は具体的にどの様な方策を検討しているのか説明されたい。

右質問する。

内閣衆質一七四第四四号
平成二十二年五月十四日

内閣官房長官の見解如何。

二 報道によると野中氏は、官房長官就任時、前

任の官房長官の秘書官から機密費に関する引き継ぎノートを渡され、それに基づいて機密費を配していたとのことである。平野長官は、機密費の配付先を記した帳簿等を前任者から引き継いでいるか。

三 内閣衆質一七四第四四号
平成二十二年五月十四日

内閣官房長官の見解如何。

四 平野長官は、官房長官に就任してから、鳩山由紀夫内閣総理大臣に毎月機密費を渡しているか。

五 平野長官は、官房長官に就任してから、政

黨・政党関係者に毎月機密費を使っているか。

六 野中氏は、機密費の原資が国民の汗と涙の結晶である税金である以上、その使途については可能な限り情報を開示すべきであり、国益と離れた個人の私的な事柄に対してそれが使われることがあつては

については、その取扱責任者である平野博文内閣官房長官が、責任を持つて、真にその経費の性格に適したものに限定して、適正に執行しているところである。

内閣官房報償費については、その取扱責任者である内閣官房長官が、責任を持つてこれを執行し、その使途等を検証しているところであり、お尋ねの内閣官房報償費の透明性の確保を図る方策の詳細については、本年度一年間を通じて内閣官房報償費を執行する中で検討することとしている。

① 平成五年十月、取調べの相手方二名にそれぞれ足蹴りするなどの暴行を加え、傷害を負わせる。同年十一月に免職処分を受ける。退職金の支払いはなし。

はいたのか、いたのなら、それらの者はその際、または事後的にどの様な対応を取っていたのかと問うたところ、「政府答弁書」でも当時の様子を記録した関係文書が保存されていないとの理由で、何ら明確な答弁がなされていない。しかし、一般に、検察官が取調べを行い、調書を作る際、取調べの様子を記録する事務官が同席するのではないか。確認を求める。

知る現職の検察官の存否等の把握が困難である」との答弁がなされている。法務省政務三役が、①から④の検察官がそれぞれ違法行為を働いていた際、周囲に他の者はいたのか、いたのなら、それらの者はその際、または事後的にどの様な対応を取っていたのか、当時の状況を知る現職の同僚職員がいるかないかを確認することが、なぜ困難であるのか説明された。

四
四 檢察官が取調べを行い、調書を作る際、取調べの様子を記録する事務官が同席することが一般的であるなら、①から④の検察官がそれぞれ違法行為を働いていた時にも、周囲に他の者がいたと考えるのが普通である。そうであるにもの

六　過去の質問主意書で、①から④の検察官の他に、被疑者等に対する取調べ等に際して暴行または暴言等の違法行為を働き、処分された、または、処分すべく調査が行われている事例は現時点であるかと問うこところ、「政府答申書で

書
質問第十四四五号
平成十二年五六日提出
検察官による違法な取調べに関する質問主意

提出者 鈴木 宗男

検察官による違法な取調べに関する質問主

意書

過去の質問主意書で、取調べ中に被疑者に對し

る、蹴る、被疑者を壁に押しつけ、身動きを

なくするといふを暴行を動き、または机を叩

大きな声を出（）暴言を吐くといつも威嚇在

それが表少太こなり罷免された、若くは自

藏書記二
卷之三

圖書の購入書(芝園社販一七四第一七二号)で

圖云二國名の僉察官が、取扱いの用事方ニ次

内客の暴行三四三の等の行為を勧め、敢成犯分子

云游道の因観二法事

卷之三

が明らかにされている。

② 平成五年十月、取調べの相手方二名にそれぞれ足蹴りするなどの暴行を加え、傷害を負わせる。同年十一月に免職処分を受ける。退職金の支払いはなし。

③ 平成六年三月、取調べの相手方の面前にあつた机を持ち上げて床に落とし、同机の下端を同人に接触させ、傷害を負わせる。同年十月に停職三ヶ月の処分を受け、その後退職する。退職金の支払いはあり。

④ 平成十三年三月、取調べの相手方に威迫的で不適切な発言を行う。平成十七年十二月に法務省内規に基づく厳重注意処分を受け、その後退職する。退職金の支払いはあり。

右と「政府答弁書」(内閣衆質一七四第四一三号)を踏まえ、質問する。

一 ①から④の検察官が関わった事件の公判は終了しているか。

二 「政府答弁書」では「御指摘の各調査の内容が確認できる関係文書については、保存期間が満了しているため保存されていない」との答弁がなされているが、①から④の検察官が関わった事件の公判が終了していないのなら、関係文書が既にないことで、何らかの影響は生じないのか。記録がない中で公判の維持はできるのか。

三 過去の質問主意書で、①から④の検察官がそぞれ違法行為を働いていた際、周囲に他の者が

はいたのか、いたのなら、それらの者はそのかと問うたところ、「政府答弁書」でも当時の様子を記録した関係文書が保存されていないとの理由で、何ら明確な答弁がなされていない。しかし、一般に、検察官が取調べを行い、調書を作る際、取調べの様子を記録する事務官が同席するのではないか。確認を求める。

四 検察官が取調べを行い、調書を作る際、取調べの様子を記録する事務官が同席することが一般的であるなら、①から④の検察官がそれぞれれ違法行為を働いていた時にも、周囲に他の者がいたと考えるのが普通である。そうであるにもかかわらず、なぜ法務省政務三役は、過去の答弁書において三で述べた問い合わせし、記録した文書がないことだけを理由に、何の答弁もしてこなかつたのか。「記録はないものの、一般的に他の者がその場に同席していたと考えられる」旨の答弁をすることは可能であつたと考えるが、法務省政務三役が不誠実な対応を取つてきた理由を説明されたい。

五 過去の質問主意書で、①から④の検察官がそれぞれ違法行為を働いていた際、周囲に他の者はいたのか、いたのなら、それらの者はその際、または事後的にどの様な対応を取つていたのかと問うたところ、過去の政府答弁書では何の答弁もなされていない。関係文書が保存されていなくとも、当時の状況を知る現職の検察官は、職員がいるのなら、その者に当時の状況を問はずせば良いのではないかとの問い合わせに対しても、「政府答弁書」では「御指摘の『当時の状況を

知る現職の検察庁職員の存否等の把握が困難である」との答弁がなされている。法務省政務三役が、①から④の検察官がそれぞれ違法行為を働いていた際、周囲に他の者はいたのか、いたのなら、それらの者はその際、または事後的にどの様な対応を取っていたのか、当時の状況を知る現職の同僚職員がいるかないかを確認することが、なぜ困難であるのか説明されたい。

六 過去の質問主意書で、①から④の検察官の他に、被疑者等に対する取調べ等に際して暴行または暴言等の違法行為を働き、処分された、または、処分すべく調査が行われている事例は現時点であるかと問うたところ、「政府答弁書」では「お尋ねの事例については承知していない」との答弁がなされている。右答弁は、法務省政務三役として、その様な事例がないか、きちんととした調査をした上でなされたものか。七 法務省政務三役として、表沙汰になつてはないものの、前文で挙げた①から④の検察官による違法な取調べと同様の事例がないか、改めて検察庁全体をチェックする考えはあるか。右質問する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出検察官による違法な取調べに関する質問に対する答弁書

一及び二について

御指摘の検察官四名がそれぞれ御指摘の処分の対象となつた行為に及んだ際に捜査に従事していた刑事案件については、いずれも判決が確定しているものと承知している。

三及び四について

一般論として申し上げれば、検察官が取調べを行い、その相手方の供述を調書に録取する際、検察事務官がこれに立ち会うことは多いものと承知しているが、先の答弁書(平成二十二年三月三十日内閣衆質一七四第二七二号)二、三及び五から七までについては、御指摘の検察官四名がそれぞれ御指摘の処分の対象となつた行為に及んだ際に、同席していた検察事務官等がいたかとのお尋ねについては、確認できる関係文書が保存されていないため、お答えすることは困難である旨答弁したものであるところ、法務大臣、法務副大臣及び法務大臣政務官(以下「政務三役」という。)は、質問主意書に対しては、質問の趣旨を踏まえて誠実に答弁しており、御指摘のように「法務省政務三役が不誠実な対応を取つてきた」ものとは考えていない。

五について

お尋ねについては、御指摘の取調べの相手方に暴行を加えた検察官三名に対しては必要な調査を行つた上で、いずれも平成五年又は平成六年に威迫的で不適切な発言を行つた検察官の対象となつた行為に及んだ際に捜査に従事していた刑事案件については、いずれも判決が確定しているものと承知している。

年に懲戒処分を行つており、御指摘の取調べの

相手方に威迫的で不適切な発言を行つた検察官に対しても必要な調査を行つた上で、平成十七年に法務省の内規に基づく処分を行つていると

ころ、既に当該各調査及び処分後相当期間が経過し、御指摘の各事案について、当該各調査の内容が確認できる関係文書が保存されていない

ためである。
六及び七について
先の答弁書(平成二十二年四月三十日内閣衆質一七四第四一三号)三については、政務三役が、必要かつ正確な情報を、法務省組織令平成十二年政令第二百四十八号により検察に閲覧することを所管する法務省刑事局から提出させた上で作成し、最終的に法務大臣の責任において閣議にかけ、決定したものであるところ、検察当局においては、従来から、取調べについては、その適正の確保に努め、一般的には適正に行われているものと承知しております。御指摘のようないくつかの問題についてお尋ねに回答する必要があります。

い」という。
原因是鳩山内閣が進める四月に始まつた「高校授業料無償化」で「募金は不要になる」との誤解が生じているためとされる。
教育は貴賤を問わず、平等に受けられる機会を与えることが重要と考える。

従つて、次の事項について質問する。

一 育英会によると、政権交代後の昨年十月に実

内閣衆質一七四第四四六号

平成二十二年五月十四日

衆議院議員木村太郎君提出あしなが募金に関する質問に対する答弁書

衆議院議員木村太郎君提出あしなが募金に関する質問に対する答弁書

内閣総理大臣 島田由紀夫

内閣衆質一七四第四四六号

平成二十二年五月十四日

衆議院議員木村太郎君提出あしなが募金に関する質問に対する答弁書

内閣総理大臣 島田由紀夫

内閣衆質一七四第四四六号

平成二十二年五月十四日

衆議院議員木村太郎君提出あしなが募金に関する質問に対する答弁書

内閣衆質一七四第四四六号

官 報 (号 外)

施する授業料の減免措置や独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の奨学金事業の充実を通じて、学生等の経済的支援に努めているところである。なお、機構の奨学金事業においては、大学等への進学を希望している高校生等が安心して勉学に打ち込むことができるよう、高等学校等の在学中に進学後の奨学金を予約することができる制度も設けているところである。

「職員の退職管理に関する政令」(平成二十一年十二月二十五日政令第三百八十九号)は有効か。また、施行当初の附則第二十一条は有効か。

施行された際ににおける退職管理政令附則第二十一条は、国家公務員法等の一部を改正する法律附則第四条第一項の政令で定める日等を定める政令(平成二十二年政令第百十六号)により改正され、本年一月一日以降、退職管理政令附則第七条となっている。

二について
退職管理政令の施行後、現在までに、退職管理政令に基づき再就職等監視委員会の権限を内閣総理大臣が行使した例は、ない。
三について

退職管理政令附則第七条は、国家公務員法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第百八号)附則第十六条の規定に基づく委任の範囲で

で定めたものであるが、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）に規定する再就職等規制の例外の承認等の権限は、今国会に提出して

いる国家公務員法等の一部を改正する法律案において新たに設置することとしている中立公正の第三者機関である再就職等監視・適正化委員会が行使することが適切であると考えており、

同委員会の設置に伴い、退職管理政令附則第十七条の規定を廃止することとしたいたと考へてゐる。

平成二十二年五月六日提出
質問第四回八号

意書 独立行政法人等の役員の公募に関する質問主 提出者 塩崎 恭久

卷之三

「独立行政法人等の役員人事に関する当面の対応方針について」(平成二十一年九月二十九日閣議決定。以下「対応方針」という。)に基づき取り組んできたところであり、今後とも、対応方針に基づき取り組むとともに、お尋ねの法人についても、対応方針の趣旨を踏まえ検討していくこととしている。

なお、沖縄振興開発金融公庫については、対応方針により、公募による役員の選考を行うこととされているところである。

平成二十二年五月六日提出
質問 第四四九号

国家公務員の在職中の求職活動に関する質問

主意書

提出者 塩崎 恭久

国家公務員の在職中の求職活動に関する質問

主意書

国家公務員の在職中の求職活動に関する質問

主意書

国家公務員の在職中の求職活動に関する質問

主意書

国家公務員の在職中の求職活動に関する質問

主意書

国家公務員の在職中の求職活動に関する質問

主意書

三、政府としては、本件に関してどのような方針

で取り組んでいく考えか。

右質問する。

内閣衆質一七四第四四九号

平成二十二年五月十四日

内閣総理大臣 島山由紀夫

衆議院議長 横路 孝弘殿
衆議院議員塩崎恭久君提出国家公務員の在職中の求職活動に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員塩崎恭久君提出国家公務員の在職中の求職活動に関する質問に対する答弁書

主意書

一について

お尋ねの在職中の求職活動に関する承認の権限

について、職員の退職管理に関する政令

(平成二十年政令第三百八十九号。以下「退職管理制度」という。)附則第七条において、再就職

オフ規制を廃止し、所管の企業にも直接再就職できることにする一方で、在職中の求職活動には再就職等監視委員会の承認が必要とされている。麻生内閣は、その承認権限を、暫定的に政令で総理に委任した。

この「政令により承認権限は総理に委任されている」ということは、現在も有効なのか。

二 また、これまで、承認を受けて求職活動を行った事例は何件あるのか。

三について

国家公務員法(昭和二十二年法律第二百二十号)に規定する在職中の求職活動に関する承認の権限は、今国会に提出している国家公務員法等の一部を改正する法律案において新たに設置することとしている中立公正の第三者機関である再就職等監視・適正化委員会が行使することが適切であると考えており、同委員会の設置に伴い、退職管理制度第七条の規定を廃止することとしたいと考えている。

切であると考えており、同委員会の設置に伴い、退職管理制度第七条の規定を廃止することとしたいと考えている。

環境委員長樽床伸二君解任決議案

右の議案を提出する。

平成二十二年五月十八日

提出者

浜田 靖一 吉野 正芳

福井 照

賛成者

あべ 俊子外百十二名

環境委員長樽床伸二君解任決議

本院は、環境委員長樽床伸二君を解任する。

理由

右決議する。

環境委員長樽床伸二君は、去る五月十三日の理

事懇談会散会後、与野党の意見が一致していない

にも関わらず翌十四日の委員会開会を職権で決定

した。この間、委員長が中立・公正な立場から、

事態打開のために主体的に与野党双方に働きかけような行動は一切なかつた。

十四日の委員会においても、慎重審議を求める野党の主張に耳を傾けることなく、野党議員の質疑を遮つて与野党議員の動議を取り上げ、「地球温暖化対策基本法案」を強権的に採決した。この法案に関しては、自由民主党・無所属の会および公明党がそれぞれ対案を提出しており、産業界からも慎重かつ十分な審議を求める声が上がつていたにもかかわらず、わずか十八時間の質疑で採決するという暴挙は決して看過できない。

樽床伸二君はその委員長就任にあたり「その責務の重大さを十分認識し」「公正かつ円満な委員会運営に努めてまいる所存でございます」との所

信を述べていたが、このたびの不誠実な行為を見

るにつけ、委員長職の重大さを認識していたとは言い難い。その委員会運営は、与野党の一方的な方針に従うだけの無気力かつ不公平なものであり、

委員長の重責を担うに、極めて不適格であると言わざるを得ない。これ以上樽床伸二君が環境委員長の職務を遂行するには不適当であり、解任に値する。

これが本決議案を提出する理由である。

エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律案

国会に提出する。

平成二十二年二月十二日

内閣総理大臣 島山由紀夫

エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行ふ事業の促進に関する法律

目次

第二章 総則(第一条—第三条)

第三章 特定事業の促進(第四条—第十七条)

第三章 需要開拓支援法人(第十八条—第三十一条)

(二条)

第四章 雑則(第三十三条—第三十六条)

第五章 罰則(第三十七条—第四十二条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、内外におけるエネルギーをめぐる経済的・社会的・環境の変化に伴い、エネルギー環境適合製品を開発し、及び製造する事業の重要性が増大していることから、これらの事業の実施に必要な資金の調達の円滑化に関する措置及びエネルギー環境適合製品の需要の開拓を図ることにより、当該事業の促進を図り、もって我が国産業の振興を通じて国民经济の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「非化石エネルギー源」とは、太陽光、風力、原子力その他化石燃料以外のエネルギー源として政令で定めるものをいう。

² この法律において「化石燃料」とは、原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される燃料をいう。

3 この法律において「エネルギー環境適合製品」とは、次に掲げるものをいう。

一 非化石エネルギー源から電気若しくは熱を得るために用いられる機器、装置又は設備であつて、電気若しくは熱を得ること又は燃料を製造することを効率的に行うことができるものとして主務大臣が定めるもの

二 機械類であつて、エネルギーの消費量との対比におけるその性能の向上の程度が高いと認められるものとして主務大臣が定めるもの（前号に掲げるものを除く。）

三 機械類であつて、その使用に際してのエネルギーの消費に係る環境への負荷の程度が低いと認められるものとして主務大臣が定めるもの（前号に掲げるものを除く。）

四 専ら第一号から第三号までに掲げる製品となる機械類であつて、当該製品の使用に必要な部分品として開発され、又は製造される物として主務大臣が定めるもの

五 専ら第一号から第三号までに掲げる製品とともに使用するために開発され、又は製造される機械類であつて、当該製品の使用に必要なものとして主務大臣が定めるもの

四 この法律において「特定事業」とは、エネルギー環境適合製品を開発し、又は製造する事業

五 この法律において「リース契約」とは、次に掲げる要件に適合する保険契約をいう。

一 エネルギー環境適合製品をリース契約により使用させる事業を行う者（以下「リース業者」という。）が保険料を支払うことと約するものであること。

二 その受け取行う者が、リース業者が締結したリース契約につき、当該リース業者が使用開始日後に到来する支払期日において対価の支払を受けることができなかつたとき、当該リース業者の請求に基づき、その対価の支払を受けることができなかつたことによつて生じた当該リース業者の損害をてん補することを約して保険料を收受するものであること。

四 この法律において「リース契約」とは、エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に当たつて配慮すべき事項

五 この法律において「リース契約」とは、エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に即応した高度な産業技術を利用するにより、技術の水準の著しい向上又は新たな事業の創出をもたらすことが見込まれるものその他の我が国産業活動の発達及び改善に特に資するものをいう。

5 この法律において「リース契約」とは、対価を得てエネルギー環境適合製品を使用させる契約であつて、エネルギー環境適合製品を使用せらる期間（以下「使用期間」という。）が三年以上であり、かつ、使用期間の開始の日（以下「使用開始日」という。）以後又は使用開始日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れができる旨の定めがないものをいう。

二 特定事業の促進に関する次に掲げる事項

イ 特定事業の内容に関する事項

ロ 特定事業の実施に必要な資金の調達の円滑化に関する株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）及び指定金融機関（第八条第一項の規定により指定された指定金融機関をいう。第六条第一号において同じ。）が果たすべき役割に関する事項

二 特定事業の促進に関する次に掲げる事項

イ 特定事業の内容に関する事項

ロ 特定事業の実施に必要な資金の調達の円滑化に関する株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）及び指定金融機関（第八条第一項の規定により指定された指定金融機関をいう。第六条第一号において同じ。）が果たすべき役割に関する事項

て定めるものとする。

一 エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進の意義及び基本的な方向に関する事項

二 特定事業の促進に関する次に掲げる事項

イ 特定事業の内容に関する事項

を作成し、主務省令で定めるところにより、これを主務大臣に提出して、その特定事業計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 二以上の事業者が特定事業を共同して行おうとする場合にあつては、当該二以上の事業者は共同して特定事業計画を作成し、前項の認定を受けることができる。

3 特定事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 1 特定事業の内容及び実施時期
- 2 特定事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

4 主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その特定事業計画が次の各号のいづれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 前項第一号に掲げる事項が基本方針のうち前条第二項第一号イに掲げる事項の内容に照らして適切なものであること。

二 当該特定事業計画に係る特定事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

(特定事業計画の変更等)

第五条 前条第一項の認定を受けた者(以下「認定事業者」という。)は、当該認定に係る特定事業計画を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けなければならない。

2 主務大臣は、認定事業者が当該認定に係る特定事業計画(前項の規定による変更の認定がない。

あつたときは、その変更後のもの。以下「認定事業計画」という。)に従つて特定事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 主務大臣は、認定特定事業計画が前条第四項各号のいずれかに適合しないものとなつたと認めるときは、認定事業者に対して、当該認定特定事業計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。

4 前条第四項の規定は、第一項の認定に準用する。

(公庫の業務の特例)

第六条 公庫は、株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号)第一条及び第十二条の規定にかかわらず、次に掲げる業務(以下「特定事業促進円滑化業務」という。)を行うことができる。

一 指定金融機関に対し、認定事業者が認定特定事業計画に従つて特定事業を実施するため必要な資金の貸付けに必要な資金の貸付けを行うこと。

二 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(特定事業促進円滑化業務実施方針)

第七条 公庫は、基本方針(第三条第二項第二号口に掲げる事項に限る。)に即して、主務省令で定めるところにより、特定事業促進円滑化業務実施方針に適合し、かつ、特定事業促進業務を適正かつ確実に遂行するため

の方法及び条件その他特定事業促進円滑化業務実施方針」という。)を定めなければならぬ。

2 主務大臣は、認定事業者が当該認定に係る特定事業計画(前項の規定による変更の認定がない。

2 公庫は、特定事業促進円滑化業務実施方針を定めようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

3 公庫は、前項の規定による主務大臣の認可を受けたときは、遅滞なく、特定事業促進円滑化業務実施方針を公表しなければならない。

4 公庫は、特定事業促進円滑化業務実施方針に従つて特定事業促進円滑化業務を行わなければならぬ。

(指定金融機関の指定)

第八条 主務大臣は、主務省令で定めるところにより、認定事業者が認定特定事業計画に従つて特定事業を実施するために必要な資金を貸し付ける業務のうち、当該貸付けに必要な資金について公庫から貸付けを受けて行おうとするもの(以下「特定事業促進業務」という。)に關し、次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、指定金融機関として指定することができる。

一 この法律、銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)その他の政令で定める法律又はこれらの法律に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

二 第十五条第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者

2 前項の規定による指定(以下この章において単に「指定」という。)を受けようとする者は、主務省令で定める手続に従い、基本方針及び特定事業促進円滑化業務実施方針に即して特定事業促進業務に関する規程(以下この章において「業務規程」という。)を定め、これを指定申請書に添えて、主務大臣に提出しなければならない。

3 業務規程には、特定事業促進業務の実施体制及び実施方法に関する事項その他の主務省令で定める事項を定めなければならない。

4 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。

一 この法律、銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)その他の政令で定める法律又はこれらの法律に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

二 第十五条第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行う役員のうち

に、次のいずれかに該当する者がある者

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

ロ 指定金融機関が第十五条第一項の規定により指定を取り消された場合において、当該指定の取消しに係る聴聞の期日及び場所の公示の日前六十日以内にその指定金融機関の役員であった者で当該指定の取消しの経験を有していること。

2 日から起算して五年を経過しないもの

(号)外

官

(指定の公示)

第九条 主務大臣は、指定をしたときは、指定金

融機関の商号又は名称、住所及び特定事業促進業務を行う営業所又は事務所の所在地を公示しなければならない。

2 指定金融機関は、その商号若しくは名称、住

所又は特定事業促進業務を行う営業所若しくは

事務所の所在地を変更しようとするときは、あ

らかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければ

ならない。

3 主務大臣は、前項の規定による届出があつた

ときは、その旨を公示しなければならない。

(業務規程の変更の認可等)

第十条 指定金融機関は、業務規程を変更しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければ

ならない。

2 主務大臣は、指定金融機関の業務規程が特定

事業促進業務の適正かつ確実な遂行上不適当となつたと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(協定)

第十二条 公庫は、特定事業促進円滑化業務につ

いては、指定金融機関と次に掲げる事項をその内容に含む協定を締結し、これに従いその業務を行うものとする。

一 指定金融機関が行う特定事業促進業務に係る貸付けの条件の基準に関する事項

二 指定金融機関は、その財務状況及び特定事

業促進業務の実施状況に関する報告書を作成

し、公庫に提出すること。

三 前二号に掲げるもののほか、指定金融機関

が行う特定事業促進業務及び公庫が行う特定事業促進円滑化業務の内容及び方法その他の

事務所令で定める事項

2 公庫は、前項の協定を締結しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

これを変更しようとするときも、同様とする。

(帳簿の記載)

第十二条 指定金融機関は、特定事業促進業務について、主務省令で定めるところにより、帳簿

を備え、主務省令で定める事項を記載し、これ

を保存しなければならない。

(監督命令)

第十三条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定金融機関に対し、特定事業促進業務に関し監督上必要な命令

をすることができる。

(業務の休廃止)

第十四条 指定金融機関は、特定事業促進業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとする

ときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければ

ならない。

2 主務大臣は、前項の規定による届出があつた

ときは、その旨を公示しなければならない。

3 指定金融機関が特定事業促進業務の全部を廃止したときは、当該指定金融機関の指定は、その効力を失う。

(指定の取消し等)

第十五条 主務大臣は、指定金融機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り

消すことができる。

一 特定事業促進業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二 指定に関し不正の行為があつたとき。

三 この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

2 主務大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(指定の取消し等に伴う業務の結了)

第十六条 指定金融機関について、第十四条第三項の規定により指定が効力を失つたとき、又は

したときは、その旨を公示しなければならない。

(監督命令)

第十三条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定金融機関に対し、特定事業促進業務に関し監督上必要な命令

をすることができる。

(業務の休廃止)

第十四条 指定金融機関は、特定事業促進業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとする

ときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければ

ならない。

2 主務大臣は、前項の規定による届出があつた

ときは、その旨を公示しなければならない。

3 指定金融機関が特定事業促進業務の全部を廃止したときは、当該指定金融機関の指定は、その効力を失う。

(指定の取消し等)

第十五条 主務大臣は、指定金融機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り

消すことができる。

第十六条 第四条第三項

第四十一条

第十七条 特定事業促進円滑化業務が行われる場合には、次の表の上欄に掲げる株式会社日本政策金融公庫法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十四条第一項第五号	第十一项第一項第五号	第十一项第一項第五号	第十一项第一項第五号
業務	行う業務	行う業務	行う業務
業務及び特定事業促進円滑化業務 (製造事業促進法第六条に規定する特定事業促進円滑化業務をいう。以下同じ。)	行う業務(特定事業促進円滑化業務を除く。)	行う業務(特定事業促進円滑化業務を除く。)	次に掲げる業務及び特定事業促進円滑化業務

前条第一項の規定により指定が取り消されたときは、当該指定金融機関であつた者又はその一

般承継人は、当該指定金融機関が行った特定事業促進業務の契約に基づく取引を結了する目的の範囲内においては、なお指定金融機関とみなす。

(株式会社日本政策金融公庫法の適用)

第十七条 特定事業促進円滑化業務が行われる場

合には、次の表の上欄に掲げる株式会社日本政

策金融公庫法の規定中同表の中欄に掲げる字句

は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(需要開拓支援法人の指定)

第三章 需要開拓支援法人

第十八条 経済産業大臣は、エネルギー環境適合製品の需要の開拓のための事業を行うことを目的とする一般社団法人、一般財團法人その他政令で定める法人であつて、第二十条に規定する業務（以下「需要開拓支援業務」という。）に関する基準に適合すると認められるものを、その申請により、需要開拓支援法人として指定することができる。

一 需要開拓支援業務を的確に実施するために必要と認められる経済産業省令で定める基準に適合する財産的基礎を有し、かつ、需要開拓支援業務に係る収支の見込みが適正であること。

二 職員、業務の方法その他の事項についての需要開拓支援業務の実施に関する計画が、需要開拓支援業務を的確に実施するために適切なものであること。

三 役員又は構成員の構成が、需要開拓支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四 需要開拓支援業務以外の業務を行つてゐる場合には、その業務を行うことによつて需要開拓支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

経済産業大臣は、前項の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の規定による指定（以下この章において単に「指定」という。）をしてはならない。

二 第三十条第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。

三 その役員のうちに、次のいずれかに該当する者があること。

イ 第一号に該当する者

口 第二十二条第一項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者

(指定の公示等)

第十九条 経済産業大臣は、指定をしたときは、当該指定を受けた需要開拓支援法人の名称及び住所、需要開拓支援業務を行う事務所の所在地並びに需要開拓支援業務の開始の日を公示しなければならない。

2 需要開拓支援法人は、その名称若しくは住所又は需要開拓支援業務を行なう事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を経済産業大臣に届け出なければならぬ。

3 経済産業大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

（業務）

第二十条 需要開拓支援法人は、次に掲げる業務を行なうものとする。

一 リース保険契約の引受けを行うこと。

二 エネルギー環境適合製品に関する情報の提供を行うこと。

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(役員の選任及び解任)

第二十一条 需要開拓支援法人の役員の選任及び解任は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 経済産業大臣は、需要開拓支援法人の役員が、この法律(この法律に基づく命令又は处分を含む)若しくは次条第一項に規定する業務規程に違反する行為をしたとき、又は需要開拓支援業務に関し著しく不適当な行為をしたときは、需要開拓支援法人に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

(業務規程)

第二十二条 需要開拓支援法人は、需要開拓支援業務の開始前に、需要開拓支援業務に関する規程(以下この章において「業務規程」という。)を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

二 前号に掲げる業務以外の業務

(責任準備金)

2 需要開拓支援業務の実施の方法その他の業務規程で定めるべき事項は、経済産業省令で定める。

3 経済産業大臣は、第一項の認可をした業務規程が需要開拓支援業務の的確な実施上不適当と

なつたと認めるときは、需要開拓支援法人に対し、これを変更すべきことを命ずることができ

し、これを変更すべきことを命ずることができ

る。

(事業計画等)

第二十三条 需要開拓支援法人は、事業年度ごとに、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、毎事業年度開始前に指定を受けた日の

属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく、経済産業大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 需要開拓支援法人は、事業年度ごとに、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、毎事業年度経過後三月以内に経済産業大臣に提出しなければならない。

(区分経理)

(業務規程)

第二十四条 需要開拓支援法人は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 第二十条第一号の業務及びこれに附帯する業務

(業務の休廃止)

第二十五条 需要開拓支援法人は、経済産業大臣の許可を受けなければ、需要開拓支援業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 経済産業大臣が前項の規定により需要開拓支援業務の全部の廃止を許可したときは、当該需要開拓支援法人に係る指定は、その効力を失う。

3 経済産業大臣は、第一項の許可をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(帳簿の備付け等)

第二十六条 需要開拓支援法人は、経済産業省令

で定めるところにより、需要開拓支援業務に関する事項で経済産業省令で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。

第二十七条 この章に定めるものほか、需要開拓支援法人が需要開拓支援業務を行う場合における需要開拓支援法人の財務及び会計に関する必要な事項は、経済産業省令で定める。

(監督命令)

第二十八条 経済産業大臣は、需要開拓支援業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるとときは、需要開拓支援法人に対し、需要開拓支援業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

2 需要開拓支援業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

一 需要開拓支援業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二 不正な手段により指定を受けたとき。

三 第十九条第二項、第二十三条から第二十六条まで又は前条第一項の規定に違反したとき。

2 経済産業大臣は、需要開拓支援法人が各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消さなければならない。

第三十条 経済産業大臣は、需要開拓支援法人が第十八条第二項各号第一号を除く)のいずれかに該当するに至ったときは、その指定を取り

(指定の取消し等)

第三十一条 経済産業大臣は、需要開拓支援法人が

第十八条第二項各号第一号を除く)のいずれかに該当するに至ったときは、その指定を取り

消さなければならない。

2 経済産業大臣は、需要開拓支援法人が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り

消り消し、又は期間を定めて需要開拓支援業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 経済産業大臣は、需要開拓支援業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二 不正な手段により指定を受けたとき。

三 第十九条第二項、第二十三条から第二十六条まで又は前条第一項の規定に違反したとき。

五 第二十二条第一項の規定により認可を受けた業務規程によらないで需要開拓支援業務を行つたとき。

3 経済産業大臣は、前二項の規定により指定を取り消し、又は前項の規定により需要開拓支援業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

(指定の取消しに伴う措置)

第二十二条 需要開拓支援法人は、前条第一項又

は第二項の規定により指定を取り消されたときは、

その需要開拓支援業務の全部を、当該需要開拓支援業務の全部を承継するものとして経済産業大臣が指定する需要開拓支援法人に引き継がなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、前条第一項又は第二項の規定により指定を取り消された場合における需要開拓支援業務の引継ぎその他の必要な事項は、経済産業省令で定める。(情報の提供等)

第三十二条 経済産業大臣は、需要開拓支援法人に対し、需要開拓支援業務の実施に関し必要な情報及び資料の提供又は指導及び助言を行うものとする。

第四章 雜則

(国の責務)

第三十三条 国は、内外におけるエネルギーをめぐる経済的・社会的環境の変化に伴い、エネルギー環境適合製品の普及を図ることが重要となつていていることから、エネルギー環境適合製品に係る規制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるとともに、エネルギー環境適合製品の開発又は製造の事業を行ふ者に対して、技術に関する助言、研修又は情報を提供その他必要な施策を総合的に推進するよう努めるものとする。

(報告徴収及び立入検査)

- 第三十四条 主務大臣は、認定事業者に対し、認定特定事業計画の実施状況について報告を求めることができる。

- 2 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定金融機関に対し特定事業促進業務に関して報告を求め、又はその職員に、指定金融機関の営業所若しくは事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

- 3 経済産業大臣は、需要開拓支援業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、需要開拓支援法人に対し業務若しくは財産の状況に関して報告を求め、又はその職員に、需要開拓支援法人の事務所に立ち入り、需要開拓支援業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

- 4 第二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

- 5 第二項及び第三項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

- 6 第七条第一項、第八条第一項から第三項まで、第十一條第一項第三号、第十二條及び第十四条第一項における主務省令は、第四項に規定する主務大臣の共同で発する命令とする。

- 7 第二項及び第三項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈され、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるとともに、エネルギー環境適合製品の開発又は製造の事業を行ふ者に対して、技術に関する助言、研修又は情報を提供その他必要な施策を総合的に推進するよう努めるものとする。

ける主務大臣は、基本方針のうち、同条第二項

第一号、第二号イ、第三号及び第四号に掲げる事項についてはエネルギー環境適合製品の開発

又は製造を行う事業を所管する大臣、同項第二号に掲げる事項については経済産業大臣及び財務大臣とする。

- 3 第四条第一項、同条第四項(第五条第四項において準用する場合を含む。)、第五条第一項から第三項まで及び前条第一項における主務大臣は、特定事業に係る事業を所管する大臣とする。

- 4 第七条第二項及び第三項、第八条第一項及び第二項、第九条、第十条、第十一條第二項、第十三条、第十四条第一項及び第二項、第十五条並びに前条第二項における主務大臣は、経済産業大臣及び財務大臣とする。

- 5 第四条第一項及び第五条第一項における主務省令は、第三項に規定する主務大臣の共同で発する命令とする。

- 6 第七条第一項、第八条第一項から第三項まで、第十一條第一項第三号、第十二條及び第十四条第一項における主務省令は、第四項に規定する主務大臣の共同で発する命令とする。

- 7 第二項及び第三項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈され、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるとともに、エネルギー環境適合製品の開発又は製造の事業を行ふ者に対して、技術に関する助言、研修又は情報を提供その他必要な施策を総合的に推進するよう努めるものとする。

る経過措置を含む。)を定めることができる。

第五章 罰則

(罰則)

- 第三十七条 第三十一条第一項の規定による需要開拓支援業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした需要開拓支援法人の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 三 第三十八条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十二条の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

- 二 第十四条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

- 三 第三十四条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

- 四 第三十四条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

- 五 第三十九条次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした需要開拓支援法人の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十六条の規定に違反して帳簿を備え付けて、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

- 二 第二十九条第一項の規定による許可を受け

- 2 第三条第一項及び第三項から第五項までにお

- 第三十五条 第二条第三項における主務大臣は、エネルギー環境適合製品の開発又は製造を行う事業を所管する大臣とする。

- 第三十六条 この法律に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する

ないで、需要開拓支援業務の全部を廃止したとき。

三 第三十四条第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四 第三十四条第三項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

第五十条 第三十四条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下罰金に処する。

第四十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對して各本条の刑を科する。

第四十二条 第七条第二項及び第十二条第二項の規定により主務大臣の認可を受けなければならぬ場合において、その認可を受けなかつたときは、その違反行為をした公庫の取締役、執行役又はその職務を行つべき社員は、百万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(見直し)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、内外の経済情勢の変化を勘案

しつつ、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいてこの法律の廃止を含めて見直しを行うものとする。

内外におけるエネルギーをめぐる経済的・社会的環境の変化に伴い、重要性が増大しているエネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業を促進するため、当該事業の実施に必要な資金の調達の円滑化及びエネルギー環境適合製品の需要の開拓を図るための措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、内外におけるエネルギーをめぐる経済的・社会的環境の変化に伴い、重要性が増大しているエネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業を促進するため、当該事業の実施に必要な資金の調達の円滑化及びエネルギー環境適合製品の需要の開拓を図るための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 主務大臣は、エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する基本方

針を定め、これを公表すること。

2 主務大臣は、事業者の作成した特定事業計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれる等の要件に適合する場合これを認定し、認定事業者に対して株式会社日本政策金融公庫が指定金融機関を通じて実施する金融支援措置を講じること。

3 株式会社日本政策金融公庫は、主務大臣の指定した指定金融機関に対し、認定事業者が特定事業を実施するために必要な資金の貸付け等の業務(特定事業促進円滑化業務)を行うことができるものとすること。

平成二十二年五月十四日
提出者
PTA・青少年教育団体共済法案
衆議院議長 横路 孝弘殿

経済産業委員長 東 祥二
右報告する。

円、財政投融資特別会計予算(財政融資資金勘定)に一千億円、エネルギー対策特別会計に八十億円がそれぞれ計上されている。

4 経済産業大臣は、リース保険契約の引受け、エネルギー環境適合製品に関する情報の提供等の業務を行う一般社団法人等で、一定の基準に適合すると認められるものを、その申請により需要開拓支援法人として指定することができるものとすること。

5 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

目次
第一章 総則(第一条・第二条)
第二章 共済事業(第三条～第十六条)
第三章 監督(第十七条～第二十条)
第四章 雑則(第二十一条～第二十五条)
第五章 罰則(第二十六条～第二十八条)
附則
第一章 総則
(目的)
本案は、エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進を図るための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費
平成二十二年度一般会計予算に一億七千万

第一条 この法律は、P.T.A.及び青少年教育団体の相互扶助の精神に基づき、その主催する活動における災害等についてこれらの団体による共済制度を確立し、もつて青少年の健全な育成と

報 告 (号 外)

福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「PTA」とは、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（大学を除く。）をいう。以下同じ。）に在籍する児童、児童、生徒若しくは学生（以下「児童生徒等」という。）の保護者（同法第十六条に規定する保護者をいい、同条に規定する保護者のない場合における里親（児童福祉法（昭和二十二年法律第一百六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により委託を受けた里親をいう。）その他の文部科学省令で定める者を含む。以下同じ。）及び当該学校の教職員で構成される団体又はその連合体をいう。

2 この法律において「青少年教育団体」とは、青少年（おもむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の体験活動その他青少年の健全な育成を目的とする活動を行う社会教育関係団体（社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第十条に規定する社会教育関係団体をいう。）又はその連合体をいう。

3 この法律において「共済事業」とは、児童生徒等、青少年、保護者、教職員その他の者の灾害（負傷、疾病、障害又は死亡等をいう。以下同じ。）に関し、共済掛金の支払を受け、共済金を交付する事業をいう。

4 この法律において「共済団体」とは、次条の認可を受けて共済事業を行う者をいう。

第二章 共済事業

(認可)

第三条 PTAであつて一般社団法人若しくは一般財團法人であるもの若しくは青少年教育団体であつて一般社団法人、一般財團法人若しくは一定の特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人（以下「一般社団法人等」という。）であるもの又は児童生徒等若しくは青少年の健康の保持増進に関する事業を行ふことを目的とする一般社団法人等であつてPTA若しくは青少年教育団体（以下「PTA等」という。）と人的関係若しくは財産の拠出に係る関係において密接な関係を有するものとして文部科学省令で定めるもの（以下「特定関係団体」という。）は、行政庁の認可を受けて、共済事業を行うことができる。

第四条 前条の規定によりPTA又はこれに係る特定関係団体が行うことができる共済事業は、次に掲げるものとする。

一 PTA又はこれに係る特定関係団体が主催する活動における児童生徒等、保護者、教職員その他文部科学省令で定める者の灾害に係る共済事業

二 学校の管理下における当該学校に在籍する児童生徒等の災害に係る共済事業

2 前条の規定により青少年教育団体又はこれに係る特定関係団体が行うことができる共済事業

は、これらの団体が主催する活動における青少年、保護者その他これらの団体の活動に携わる者として文部科学省令で定める者の災害に係るものとする。

第五条 共済事業においては、共済契約者の保護者及び職員の災害に係る共済事業

二 隣接保育所等の管理下以外における児童の災害に係る共済事業

三 隣接保育所等が主催する活動における保護者及び職員の災害に係る共済事業

(共済事業の内容)

第六条 共済事業においては、共済契約者の保護を図り、その健全かつ適切な運営を確保するため、共済契約は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

3 第一項の共済事業を行ふPTA又はこれに係る特定関係団体は、当該共済事業のほか、次に掲げる共済事業を行ふことができる。

一 学校の管理下以外における児童生徒等の災害に係る共済事業

4 第一項第二号の共済事業を行ふPTA又はこれに係る特定関係団体は、同項及び前項の共済事業のほか、第一号の共済事業又はこれに併せて第二号若しくは第三号の共済事業を行うことができる。

二 学校が主催する活動における保護者及び教職員の災害に係る共済事業

一 共済掛金の額が文部科学省令で定める額を超えないこと。

二 共済金の額が文部科学省令で定める額を超えないこと。

三 共済期間が一年を超えないこと。

一 第一項第二号の共済事業に係る学校と同一の地域にある児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所又は認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第七条第一項に規定する認定こども園）の施設のうち同法第三十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とするもの（以下「隣接保育所等」という。）の管理下における当該

二 隣接保育所等に在籍する児童の災害に係る共済事業

第六条 PTA等又は特定関係団体は、第三条の認可を受けようとするときは、共済事業の種類、共済事業を行う区域その他共済事業の実施方法、共済契約、共済掛金及び準備金に関する事項その他の文部科学省令で定める事項を記載した共済規程を定め、行政庁に提出しなければならない。

2 共済規程の変更（軽微な事項その他の文部科学省令で定める事項に係るもの）は、行な

政府の承認を受けなければ、その効力を生じない。

三 申請者が、役員として、監事一人以上を置く者であること。

3 共済団体は、前項の文部科学省令で定める事項に係る共済規程の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

4 共済規程の設定、変更及び廃止は、社員総会又は評議員会の決議を経なければならない。

5 共済規程の変更のうち、軽微な事項その他の文部科学省令で定める事項に係るものについては、前項の規定にかかわらず、定款で、社員総会又は評議員会の決議を経ることを要しないものと定めることができる。この場合においては、社員総会又は評議員会の決議を経ることを要しない事項の範囲及び当該変更の内容の周知の方法を定款で定めなければならない。

(認可審査基準)

第七条 行政庁は、第三条の認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 当該申請をした者(次号及び第三号において「申請者」という。)が、共済事業を健全かつ適切に遂行するに足りる財産的基礎を有する者であること。

二 申請者が、その人的構成等に照らして、共済事業を的確かつ公正に遂行することができ、その知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であること。

三 申請者が、役員として、監事一人以上を置く者であること。

4 共済規程に記載された事項が、第五条の規定に適合しているほか、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 共済契約の内容が、共済契約者、被共済者、共済金額を受け取るべき者その他の関係者(以下「共済契約者等」という。)の保護に欠けるおそれのないものであること。

ロ 共済契約の内容に關し、特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

ハ 共済契約の内容が、公の秩序又は善良の風俗を害する行為を助長し、又は誘発するおそれのないものであること。

二 共済契約者等の権利義務その他共済契約の内容が、共済契約者等にとって明確かつ平易に定められたものであること。

ホ 共済掛金が、合理的かつ妥当なものであり、また特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

ヘ その他文部科学省令で定める基準

五 準備金の額が千万円以上であること。

3 第一項の規定は、同項の共済団体から共済契約の締結の代理又は媒介を行う者に対する求償権の行使を妨げない。

4 民法(明治二十九年法律第八十九号)第七百二十四条の規定は、第一項の規定による損害賠償の請求権について準用する。

(区分経理)

第十一条 共済団体は、共済事業以外の事業を行う場合には、共済事業に係る会計(以下「共済会計」という。)を他の事業に係る会計と区分して経理しなければならない。

二 共済契約者は被共済者に対して、虚偽のことを告げ、又は共済契約の契約条項のうち重要な事項を告げない行為

二 前号に定めるもののほか、共済契約者等の保護に欠けるおそれがあるものとして文部科学省令で定める行為

(共済団体の賠償責任)

第九条 共済団体は、共済契約の締結の代理又は媒介を行う者が当該共済団体のために行う共済契約の締結の代理又は媒介につき共済契約者に加えた損害を賠償する責めに任ずる。

2 前項の規定は、同項の共済団体が、共済契約の締結の代理又は媒介の委託をするにつき相当の注意をし、かつ、当該共済契約の締結の代理又は媒介を行う者が当該共済団体のために行う共済契約の代理又は媒介につき共済契約者に加えた損害の発生の防止に努めた場合は、適用しない。

(資産の運用方法の制限)

第十二条 共済団体は、共済会計に属する資産については、文部科学省令で定める方法以外の方法で運用してはならない。

3 第一項の規定は、同項の共済団体から共済契約の締結の代理又は媒介を行う者に対する求償権の行使を妨げない。

4 民法(明治二十九年法律第八十九号)第七百二十四条の規定は、第一項の規定による損害賠償の請求権について準用する。

(業務報告書)

第十四条 共済団体は、事業年度ごとに、業務及び財産の状況を記載した業務報告書を作成し、行政庁に提出しなければならない。

官 報 (号外)

<p>2 共済団体は、前項の業務報告書を提出するときは、文部科学省令で定める事項について公認会計士又は監査法人が文部科学省令で定めるところにより行つたPTA・青少年教育団体共済監査に基づき作成したPTA・青少年教育団体共済監査報告書を添付しなければならない。ただし、純資産額が一億円以下の共済団体にあっては、この限りでない。</p> <p>3 第一項の業務報告書の記載事項、提出期日その他前二項の規定の適用に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。</p> <p>(共済事業の廃止)</p> <p>第十五条 共済団体は、共済事業を廃止しようとするときは、行政庁の承認を受けなければならぬ。</p> <p>(合併)</p> <p>第十六条 共済団体を全部又は一部の当事者とする合併は、行政庁の承認を受けなければ、その効力を生じない。</p> <p>第三章 監督</p> <p>(報告又は資料の提出)</p> <p>第十七条 行政庁は、共済団体の業務の健全かつ適切な運営を確保し、共済契約者等の保護を図るために必要な措置を講ずべき事項及び期限を示して、資料の提出を求めることができる。(立入検査)</p> <p>第十八条 行政庁は、共済団体の業務の健全かつ適切な運営を確保し、共済契約者等の保護を図るために必要な措置を講ずべき事項及び期限を示して、資料の提出を求める。</p>	<p>るため必要があると認めるときは、当該職員に、共済団体の事務所その他の施設に立ち入りらせ、その業務若しくは会計の状況に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2 前項の規定による立入り、質問又は検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。</p> <p>3 第一項の規定による立入り、質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p> <p>(共済規程の変更命令等)</p> <p>第十九条 行政庁は、共済団体の業務若しくは財産の状況に照らして、又は事情の変更により、共済団体の業務の健全かつ適切な運営を確保し、共済契約者等の保護を図るために必要な措置を講ずべき事項及び期限を示して、資料の提出を求める。</p>
<p>第二十条 行政庁は、共済団体の財産の状況が著しく悪化し、共済事業を継続することが共済契約者等の保護の見地から適当でないと認めるときは、当該共済団体の第三条の認可を取り消すことができる。</p> <p>(認可の取消し)</p> <p>第二十一条 行政庁は、共済団体が法令若しくは法令に基づいてする行政庁の処分若しくは共済規程に定めた事項のうち特に重要なものに違反したとき、又は公益を害する行為をしたときは、当該共済団体の第三条の認可を取り消すことができる。</p> <p>(文部科学省令への委任)</p> <p>第二十二条 この法律に定めるもののほか、認可等に関する申請の手続、書類の提出の手続その他この法律を実施するため必要な事項は、文部科学省令で定める。</p>	<p>停止を命じ、若しくは財産の供託を命じ、若しくは財産の処分を禁止し、若しくは制限し、それは認可等に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限のものでなければならない。</p> <p>(行政庁)</p> <p>第二十三条 この法律中「行政庁」とあるのは、一の都道府県の区域を越えない区域において共済事業を行う旨を共済規程に定める共済団体については都道府県教育委員会、その他の共済団体については文部科学大臣とする。</p> <p>第二十四条 この法律に定めるもののほか、認可等に関する申請の手續、書類の提出の手続その他この法律を実施するため必要な事項は、文部科学省令で定める。</p> <p>第二十五条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に従い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む)を定めることができる。</p> <p>(経過措置)</p> <p>第二十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第十四条第一項の規定に違反して、同項に規定する業務報告書を提出せず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてこれを提出した者</p> <p>二 第十四条第二項の規定に違反して、同項に</p>

規定するPTA・青少年教育団体共済監査報告書を添付しなかつた者

三 第十七条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

四 第十八条第一項の規定による質問に対して、答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(準備金に関する経過措置)

第一条 この法律の施行の日から起算して七年を経過するまでの間ににおける第七条第五号の規定の適用については、同号中「千万円」とあるのは、「五百万円」とする。

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

(登録免許税法の一部改正)

第四条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十
五号)の一部を次のように改正する。

二 第十条第一項、第十一項、第十二条、第十
三条又は第十五条の規定に違反したとき。

三 第十九条第一項又は第二項の規定による命
官

六十九の三 児童生徒等の災害に係る共済事業の認可

PTA・青少年教育団体共済法(平成二十二年法律
第一号)第三条(認可)の文部科学大臣がする共済

事業の認可

令(改善計画の提出を求める)ことを含む。)に違反したとき。

四 第二十二条第一項の規定により付した条件に違反したとき。

附 則

(施行期日)

(調整規定)

第五条 この法律の施行の日が地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成二十二年法律第一号)第二十条の規定の施行の日前である場合には、同条の規定の施行の日の前日までの間における第四条第四項第一号の規定の適用については、同号中「第七条第一項」とあるのは、「第六条第二項」とする。

第六条 罰則(第十七条—第二十条)

第一章 総則

第一条 この法律は、我が国の排他的経済水域及び大陸棚が天然資源の探査及び開発、海洋環境の保全その他の活動の場として重要なこと

にかんがみ、排他的経済水域等の保持を図るために必要な低潮線の保全並びに排他的経済水域等の保全及び利用に関する活動の拠点として重要な離島における拠点施設の整備等に関し、基

本計画の策定、低潮線保全区域における海底の掘削等の行為の規制、特定離島港湾施設の建設その他の措置を講ずることにより、排他的経済水域等の保全及び利用の促進を図り、もって我が国の経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上に寄与することを目的とする。

(定義等)

第二条 この法律において「排他的経済水域等」とは、排他的経済水域及び大陸棚に関する法律(平成八年法律第七十四号)第一項の排他的経済水域及び大陸棚をいう。

平成二十二年二月九日

内閣総理大臣 堀山由紀夫

排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 基本計画(第三条・第四条)

第三章 低潮線保全区域(第五条—第七条)

第四章 特定離島港湾施設(第八条—第十三条)

第五章 雜則(第十四条—第十六条)

第六章 罰則(第十七条—第二十条)

の限界を画する基礎となる直線基線及び湾口若しくは湾内若しくは河口に引かれる直線を定めるために必要となる低潮線を保全することをい

この法律において「特定離島」とは、本土から遠隔の地にある離島であつて、天然資源の存在状況その他該離島の周辺の排他的経済水域等の状況に照らして、排他的経済水域等の保全及び利用に関する活動の拠点として重要であり、

十五年法律第二百八十八号)第二条第三項に規定する港湾区域、同法第五十六条第一項の規定により都道府県知事が公告した水域及び漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第百三十七号)第六条、第一項から第四項までの規定により市町村長、都道府県知事又は農林水産大臣が指定した漁港の区域が存在しないことその他公共施設の整備の状況に照らして当該活動の拠点となる施設の整備を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものをいう。

4 この法律において「拠点施設」とは、特定離島において排他的経済水域等の保全及び利用に関する活動の拠点として整備される施設をいう。

5 この法律において「低潮線保全区域」とは、低潮線の保全が必要な海域(海底及びその下を含む。)として政令で定めるものをいう。

6 内閣総理大臣は、第三項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、あらかじめ、

7
関係都道府県知事の意見を聽かなければならぬ。
低潮線保全区域は、低潮線の保全を通じて排他的経済水域等の保持を図るために必要な最小限度の区域に限つて定めるものとし、やむを得ない事情により、海底の地形、地質その他の低潮線及びその周辺の自然的条件について、調査によつてその確認を行なうことができない海域については定めないものとする。

第二章 基本計画

(基本計画)

第三条 政府は、排他的経済水域等の保全及び利用の促進のため、低潮線の保全並びに拠点施設の整備、利用及び保全(次項において「拠点施設の整備等」という。)に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 基本計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する基本的な方針
- 二 低潮線の保全に関し関係行政機関が行う低潮線及びその周辺の状況の調査、低潮線保全区域における海底の掘削等の行為の規制その他措置に関する事項
- 三 特定離島を拠点とする排他的経済水域等の保全及び利用に関する活動の目標に関する事項

四 拠点施設の整備等の内容に関する事項

五 その他の低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する事項

3 内閣総理大臣は、基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(基本計画の推進)

第四条 国は、次章及び第四章並びに他の法律で定めるもののほか、基本計画に基づき、排他的経済水域等の保全及び利用の促進のため、低潮線及びその周辺の状況の調査、拠点施設の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

第三章 低潮線保全区域

(低潮線保全区域内の海底の掘削等の許可)

第五条 低潮線保全区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の許可を受けなければならない。ただし、低潮線の保全に支障を及ぼすおそれがないものとして政令で定める行為については、この限りでない。

- 一 海底の掘削又は切土
- 二 土砂の採取
- 三 施設又は工作物の新設又は改築
- 四 前三号に掲げるもののほか、低潮線保全区

域における海底の形質に影響を及ぼすおそれがある政令で定める行為

2 国土交通大臣は、前項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る事項が低潮線保全区域における低潮線の保全に支障を及ぼすおそれがないと認める場合でなければ、これを許可してはならない。

(許可の特例)

第六条 第九条第一項、海岸法(昭和三十一年法律第一百一号)第八条第一項若しくは第三十七条の五、港湾法第三十七条规定若しくは第五十六条第一項又は漁港漁場整備法第三十九条第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、前条第一項の規定による許可を受けることを要しない。

2 国又は地方公共団体が前条第一項の行為をしようとする場合には、同項中「国土交通大臣の許可を受けなければ」とあるのは「国土交通大臣と協議しなければ」と、同条第二項中「許可の申請」とあるのは「協議」と、「その申請」とあるのは「その協議」と、「これを許可しては」とあるのは「その協議に応じては」とする。

(監督処分)

第七条 國土交通大臣は、次に掲げる者に対し、その行為の中止、施設若しくは工作物の改築、移転若しくは撤去、施設若しくは工作物により生すべき低潮線の保全上の障害を予防するため必要な施設の設置その他の措置をとること又は

官 報 (号 外)

- 8 第六項の規定により売却した代金は、売却に

9 は委任した者が当該工作物等の撤去等を行ふ旨
を、あらかじめ、公告しなければならない。

4 国土交通大臣は、前項の規定により工作物等
を撤去し、又は撤去させたときは、当該工作物等
等を保管しなければならない。

5 国土交通大臣は、前項の規定により工作物等
を保管したときは、当該工作物等の所有者、占
有者その他当該工作物等について権原を有する
者(第九項において「所有者等」という。)に対し
当該工作物等を返還するため、国土交通省令で
定めるところにより、国土交通省令で定める事
項を公示しなければならない。

6 国土交通大臣は、第四項の規定により保管し
た工作物等が滅失し、若しくは破損するおそれ
があるとき、又は前項の規定による公示の日か
ら起算して三月を経過してもなお当該工作物等
を返還することができない場合において、国土
交通省令で定めるところにより評価した当該工
作物等の価額に比し、その保管に不相当な費用
又は手数を要するときは、国土交通省令で定め
るところにより、当該工作物等を売却し、その
売却した代金を保管することができる。

7 国土交通大臣は、前項の規定による工作物等
の売却につき買受人がない場合において、同項
に規定する価額が著しく低いときは、当該工作
物等を廃棄することができます。

要した費用に充てることができる。

- 9 第三項から第六項までに規定する撤去、保管、売却、公示その他の措置に要した費用は、当該工作物等の返還を受けるべき所有者等その他当該工作物等の撤去等を命すべき者の負担とする。

10 第五項の規定による公示の日から起算して六月を経過してもなお第四項の規定により保管された工作物等(第六項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。)を返還することができないときは、当該工作物等の所有権は、國に帰属する。

(報告の徴収等)

第十二条 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、第九条第一項の規定による許可を受けた者に対し必要な報告を求め、又はその職員に当該許可に係る行為に係る場所若しくは当該許可を受けた者の事務所若しくは事業所に立ち入り、当該許可に係る行為の状況若しくは工作物、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができることとする。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならぬ。

い。

要した費用に充てることができる。

(強制徵收

- (強制徵収)

第十三条 第九条第六項の規定に基づく占用料若しくは土砂採取料、同条第七項の規定に基づく過怠金又は第十一条第九項の規定に基づく負担金(以下この条において「負担金等」と総称する。)をその納期限までに納付しない者がある場合においては、国土交通大臣は、督促状によって納付すべき期限を指定して督促しなければならない。この場合において、督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して二十日以上経過した日でなければならない。

2 國土交通大臣は、前項の規定による督促をした場合においては、国土交通省令で定めるところにより、延滞金を徴収することができる。この場合において、延滞金は、年十四・五ペーセントの割合で計算した額を超えない範囲内で定めなければならない。

3 第一項の規定による督促を受けた者がその指定の期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、国土交通大臣は、国税滞納処分の例により負担金等及び前項の延滞金を徴収することができる。この場合における負担金等及び延滞金の先取特権は、国税及び地方税に次ぐものとする。

4 延滞金は、負担金等に先立つものとする。

(許可の条件)

第五章 雜則

第十四条 國土交通大臣は、この法律の規定に基

づく許可には、この法律の施行のために必要な

- づく許可には、この法律の施行のために必要な限度において、条件を付すことができる。

2 前項の条件は、許可を受けた者に対し、不当な義務を課すこととなるものであつてはならない。

(経過措置)

第十五条 この法律の規定に基づき政令又は国土交通省令を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ、政令又は国土交通省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(権限の委任)

第十六条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

第六章 罰則

第十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第五条第一項の規定に違反して、同項各号に掲げる行為をした者

二 第九条第一項の規定に違反して、同項各号に掲げる行為をした者

三 第十条第一項の規定に違反した者

第十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第七条第一項の規定による国土交通大臣の命令に違反した者

二 第十一条第一項の規定による国土交通大臣の命令に違反した者

第十九条 第十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第二十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

官 報 (号外)

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二条第五項及び第七項、第三章、第十七条第一号に係る部分に限る。)並びに第十八条(第一号に係る部分に限る。)並びに附則第五条の規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(港湾法の一部改正)

第二条 港湾法の一部を次のように改正する。

第五十六条の三第一項中「及び第五十六条第一項」を「並びに第五十六条第一項及び排他的経

済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のため

の低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する

法律(平成二十二年法律第 号)第九条第一

項」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第一百十五条の二十二の次に次の一条を加える。

(水産資源保護法の一部改正)

第三条 水産資源保護法(昭和二十六年法律第三百十三号)の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「若しくは同法」を「同法

に、「に規定する水域」を「の規定により都道府

県知事が公告した水域若しくは排他的経済水域

及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮

線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律

(平成二十二年法律第 号)第九条第一項

(特定離島港湾施設の存する港湾における水域

の占用の許可等)の規定により国土交通大臣が

公告した水域に改め、同条第五項中「又は港湾

管理者」を「若しくは港湾管理者」に、「同条第三

項」を「若しくは同条第三項」に改め、「若しく

は」を削り、「行おうとする」を行い、若しくは

国土交通大臣が排他的経済水域及び大陸棚の保

全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠

点施設の整備等に関する法律第九条第一項の規

定による許可をし、若しくは同条第五項(特定

離島港湾施設の存する港湾における国等の工事

についての特例)の規定による協議に応じよう

とする」に改める。

(自衛隊法の一部改正)

第四条 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五

号)の一部を次のように改正する。

第一百十五条の二第三項中「第一百十五条の十七」を「第一百十五条の二十三」に改める。

第一百十五条の二十二の次に次の一条を加える。

（排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律の特例）

第一百十五条の二十三第一項に、「同条

により出動を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律(平成二十二年法律第 号)第九条第一項

の占用の許可等)の規定により国土交通大臣が

公告した水域に改め、同条第五項中「又は港湾

管理者」を「若しくは港湾管理者」に、「同条第三

項」を「若しくは同条第三項」に改め、「若しく

は」を削り、「行おうとする」を行い、若しくは

国土交通大臣が排他的経済水域及び大陸棚の保

全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠

点施設の整備等に関する法律第九条第一項の規定による許可をしては」とあるのは「協議に応じては」とあるのは「その協議」と、「これを許可しては」とあるのは「その協議に応じては」とあり、及

条第五項の規定の適用については、撤収を命

ぜられ、又は第七十七条の二の規定による命

令が解除されるまでの間は、同項中「国土交

通大臣の許可を受けなければ」とあるのは「國

土交通大臣と協議しなければ」と、前二項中

「許可をしては」とあるのは「協議に応じて

は」とあるのは、「国土交通省令で定めると

ころにより、国土交通大臣の許可を受けなけ

れば」とあるのは、「あらかじめ、その旨を國

土交通大臣に通知しなければ」とする。

前項の規定により読み替えられた排他的経

済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のた

る法律(平成二十二年法律第 号)第九条第

めの低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律案及び同

する法律第九条第五項の通知を受けた国土交

通大臣は、同条第一項の規定により公告され

た水域に係る港湾の利用又は保全上必要があ

ると認めるときは、当該通知に係る部隊等の

長に対し意見述べることができる。

第五条 自衛隊法の一部を次のように改正する。

第一百十五条の二十三第一項に、「同条第一項」

を「第五条第一項又は第九条第一項」に、「同条

第五項」を「同法第六条第二項又は第九条第五

項」に、「同項」を「同法第六条第二項中「国土交

通大臣の許可を受けなければ」とあるのは「國

土交通大臣と協議しなければ」とあるのは「國

土交通大臣の許可を受けなければ」とあるのは「國

土交通大臣と協議しなければ」とあるのは「國

土交通大臣の許可を受けなければ」とあるのは「國

地球温暖化対策基本法

目次

第一章 総則(第一条—第九条)

第二章 中長期的な目標（第十條・第十一條）

第六章 基本語彙(第六二集)

卷之三

第三章 地方公法團体の醜聞（第三回後）

第五章 雜則（第三十五條）

附則

第一章 總則

四

報 (号外)

第一条 この法律は、気候系に対しして危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ地球温暖化を防止すること及び地球温暖化に適応することが人類共通の課題であり、すべての主要な国が参加する公平なかつ実効性が確保された地球温暖化の防止のための国際的な枠組みの下に地球温暖化の防止に取り組むことが重要であることにかんがみ、地球全体における温室効果ガスの排出の量の削減に貢献するとともに、国際社会の中で率先して、エネルギー需給の在り方を含め社会経済構造の転換を促進しつつ、脱化石燃料化（エネルギーの供給源の化石燃料に依存する程度をできる限り低減すること）を図ること等により、温室効果ガスの排出の量をできる限り削減し、並びに温室効果ガスの吸

もつて地球環境の保全に貢献するとともに現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「地球温暖化」とは、人の活動に伴つて発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表、大気及び海水の温度が追加的に上昇する現象をいう。

2 この法律において「地球温暖化対策」とは、温室効果ガスの排出の抑制並びに吸収作用の保全及び強化(以下「温室効果ガスの排出の抑制等」という。)その他の国際的に協力して地球温暖化の防止を図るための施策並びに地球温暖化によつてもたらされる洪水、高潮等による被害及び生物の多様性、食料の生産、人の健康等への影響の防止及び軽減その他の国内及び国外に

六 六ふつ化硫黄

七 前各号に掲げるもののほか、地球温暖化をもたらす程度の大きい物質として国際約束によりその排出を抑制することとされている物質であつて、政令で定めるもの

4 この法律において「温室効果ガスの排出」とは、人の活動に伴つて発生する温室効果ガスを大気中に排出し、放出し、若しくは漏出させ、又は他人から供給された電気若しくは熱(燃料又は電気を熱源とするものに限る。)を使用することをいう。

5 この法律において「再生可能エネルギー」とは、次に掲げるエネルギー源を利用したエネルギーをいう。

- 一 太陽光
- 二 風力
- 三 水力

6 この法律において「フロン類等」とは、クロロフルオロカーボン及びハイドロクロロフルオロカーボンのうち特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律(昭和六十三年法律第五十三号)第二条第一項に規定する特定物質であるもの、第三項第四号から第六号までに掲げる物質その他これらに類する物質として政令で定めるものをいう。

(基本原則)

第三条 地球温暖化対策は、社会経済活動その他の活動による温室効果ガスの排出をできる限り抑制することその他の温室効果ガスの排出の抑制等に関する行動が新たな生活様式の確立等を通じて積極的に行われることによって、豊かな国民生活及び産業の国際競争力が確保された経済の持続的な成長を実現しつつ、温室効果ガスの排出の量を削減し、並びに温室効果ガスの吸

取作用を保全し、及び強化することができる社会をつ、地球温暖化に適応することができる社会を実現するため、環境基本法（平成五年法律第九十一号）の基本理念にのつとり、地球温暖化対策に關し、基本原則を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、温室効果ガスの排出の量の削減に関する

3 おける地球温暖化への適応を図るための施策を
いう。

一 この法律において「温室効果ガス」とは、次に
掲げる物質をいう。

二 二酸化炭素

三 メタン

一 酸化二窒素

五 太陽熱
四 地熱
六 バイオマス（動植物に由来する有機物で
あつてエネルギー源として利用することがで
きるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス
及び石炭並びにこれらから製造される製品を
除く））をいう。）

四八

四 地熱

おける地球温暖化への適応を図るための施策を

官報 (号外)

<p>收作用を保全し、及び強化することができる社会が構築されることを旨として、行われなければならない。</p> <p>2 地球温暖化対策は、地球温暖化を防止すること及び地球温暖化に適応することが人類共通の課題であること並びに我が国の経済社会が国際的な密接な相互依存関係の中で営まっていることからかんがみ、我が国に蓄積された知識、技術、経験等を生かして、及び国際社会において我が国の占める地位に応じて、国際的協調の下に積極的に推進されなければならない。</p> <p>3 地球温暖化対策は、地球温暖化の防止及び地球温暖化への適応に資する技術の開発その他の研究開発及びその成果の普及が重要であることからかんがみ、これらの研究開発及びその成果の普及が図られるよう、行われなければならない。</p> <p>4 地球温暖化対策は、地球温暖化の防止及び地球温暖化への適応に資する産業の発展並びにこれによる就業の機会の増大が図られるとともに、地球温暖化対策の推進に伴い影響を受ける事業に従事する者の雇用の安定が図られるよう、行われなければならない。</p> <p>5 地球温暖化対策は、エネルギーに関する施設との連携を図りつつ、エネルギーの安定的な供給の確保が図られるよう、行われなければならない。</p> <p>6 地球温暖化対策は、地球温暖化が国民生活に</p>	<p>広範な悪影響を及ぼすものであることを踏まえ、防災、生物の多様性の保全、食料の安定供給の確保、保健衛生及び医療の確保等に関する施策との連携を図りつつ、行われなければならない。</p> <p>7 地球温暖化対策は、経済活動及び国民生活に及ぼす効果及び影響について事業者及び国民の理解を得つつ、適切な財政運営に配慮しながら、行われなければならない。</p> <p>(国の責務)</p>
<p>第四条 国は、前条に定める地球温暖化対策についての基本原則(次条第一項において「基本原則」という。)にのつとり、総合的かつ計画的な地球温暖化対策を策定し、及び実施する責務を有する。</p>	<p>2 國は、温室効果ガスの排出の抑制等及び地球温暖化への適応のための施策を推進するとともに、温室効果ガスの排出の抑制等及び地球温暖化への適応に係る施策について、当該施策の目的の達成との調和を図りつつ温室効果ガスの排出の抑制等及び地球温暖化への適応が行われるよう配意するものとする。</p> <p>(地方公共団体の責務)</p>
<p>第五条 地方公共団体は、基本原則にのつとり、地球温暖化対策に關し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的・社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。</p>	<p>2 地方公共団体は、地球温暖化対策の策定及び実施に当たり、国、他の地方公共団体及び民間団体等と連携協力するよう努めるとともに、その地方公共団体の区域において民間団体等が地球温暖化の防止及び地球温暖化への適応が行なう活動の促進を図るため、前項に規定する施策に関する情報の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>(国民の責務)</p>
<p>第六条 事業者は、その事業活動に關し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置(他の者の措置を含む。)を講ずるよう努めるとともに、国及び地方公共団体が実施する地球温暖化対策に協力しなければならない。</p>	<p>2 地方公共団体は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上、財政上、税制上又は金融上の措置その他の措置を講じなければならない。</p> <p>(法的上の措置)</p>
<p>第七条 国民は、その日常生活に關し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を講ずるよう努めるとともに、国及び地方公共団体が実施する地球温暖化対策に協力しなければならない。</p>	<p>2 政府は、毎年、前項の報告に係る地球温暖化の状況及び政府が講じた地球温暖化対策に関する報告を提出しなければならない。</p> <p>3 政府は、毎年、国会に、地球温暖化の状況及び政府が講じた地球温暖化対策に関する報告を提出しなければならない。</p>
<p>第八条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上、財政上、税制上又は金融上の措置その他の措置を講じなければならない。</p>	<p>2 政府は、毎年、前項の報告に係る地球温暖化の状況及び政府が講じた地球温暖化対策に関する報告を提出しなければならない。</p>

第二章 中長期的な目標

(温室効果ガスの排出の量の削減に関する中長期的な目標)

第十条 國的に認められた知見に基づき、平成三十二年までに達成を目指すべき我が国における一年間の温室効果ガスの排出量(国際約束に基づく措置であつてそれにより得た量を温室効果ガスの排出を削減した量とみなすことができるものとして政令で定めるものにより得た量がある場合には、当該量を減じた量をいう。第三項において同じ。)は、平成二年(第二条第三項第四号から第七号までに掲げる物質にあつては、国際約束に基づき、政令で定める年。第三項において同じ。)における温室効果ガスの排出量からこれに二十五パーセントの割合を乗じて計算した量を削減した量とする。

2 前項に規定する目標は、すべての主要な国が、公平なかつ実効性が確保された地球温暖化の防止のための国際的な枠組みを構築するとともに、温室効果ガスの排出量に関する意欲的な目標について合意をしたと認められる場合に設定されるものとし、政府は、当該主要な国による国際的な枠組みの構築及び意欲的な目標についての合意が実現するよう努めるものとする。

3 國的に認められた知見に基づき、平成六十年までに達成を目指すべき我が国における一年間の温室効果ガスの排出量は、平成二年における温室効果ガスの排出量からこれに八十パーセントの割合を乗じて計算した量を削減した量

官報(号外)

とする。この場合において、政府は、平成六十年までに世界全体の温室効果ガスの排出量を少なくとも半減するとの目標をすべての国と共に有するよう努めるものとする。

4 国は、第一項及び前項前段に規定する目標の達成に資するため、第四章に定める基本的施策を総合的、有効適切かつ効率的に講じなければならぬ。ただし、第一項に規定する目標が設定されるまでの間においても、前項前段に規定する目標の達成に資するよう、同章に定める基本的施策について積極的に講ずるものとする。

5 前各号に掲げるもののほか、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

四 政府が総合的かつ計画的に講すべき地球温暖化対策

三 平成四十二年及び平成五十二年における温室効果ガスの排出量の見通し

四 政府が総合的かつ計画的に講すべき地球温暖化対策

五 前各号に掲げるもののほか、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

三 地球温暖化対策に関する事務を所掌する大臣は、基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 地球温暖化対策に関する事務を所掌する大臣は、前項の規定により基本計画の案を作成しようとするとときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の適切な方法により、地方公共団体及び民間団体等の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

5 地球温暖化対策に関する事務を所掌する大臣は、第三項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、基本計画を公表しなければならない。

6 前項の規定は、基本計画の変更について準用する。

3 前項の一定の期間における温室効果ガスの排出量の限度を定める方法については、一定の期間における温室効果ガスの排出量の総量の限度として定める方法を基本としつつ、生産量その他事業活動の規模を表す量の一単位当たりの温室効果ガスの排出量の限度として定める方法についても、検討を行うものとする。

(地球温暖化対策のための税の検討その他の税制全体の見直し)

第十四条 国は、地球温暖化対策を推進する観点から、税制全体のグリーン化(環境への負荷の低減に資するための見直しをいう。)を推進するものとする。

1 地球温暖化対策についての基本的な方針

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

3 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

4 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

5 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

6 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

7 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

8 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

9 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

10 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

11 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

12 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

13 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

14 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

15 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

16 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

17 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

18 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

19 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

20 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

21 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

22 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

23 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

24 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

25 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

26 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

27 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

28 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

29 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

30 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

31 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

32 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

33 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

34 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

35 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

36 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

37 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

38 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

39 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

40 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

41 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

42 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

43 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

44 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

45 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

46 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

47 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

48 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

49 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

50 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

51 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

52 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

53 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

54 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

55 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

56 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

57 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

58 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

59 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

60 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

61 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

62 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

63 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

64 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

65 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

66 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

67 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

68 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

69 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

70 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

71 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

72 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

73 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

74 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

75 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

76 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

77 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

78 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

79 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

80 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

81 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

82 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

83 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

84 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

85 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

86 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

87 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

88 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

89 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

90 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

91 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

92 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

93 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

94 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

95 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

96 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

97 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

98 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

99 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

100 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

101 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

102 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

103 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

104 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

105 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

106 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

107 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

108 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

109 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

110 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

111 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

112 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

113 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

114 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

115 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

116 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

117 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

118 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

119 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

120 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

121 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

122 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

123 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

124 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

125 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

126 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

127 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

128 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

129 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

130 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

131 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

132 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

133 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

134 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

135 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

136 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

137 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

138 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

139 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

140 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

141 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

142 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

143 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

144 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

145 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

146 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

147 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

148 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

149 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

150 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

151 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

152 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

153 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

154 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

155 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

156 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

157 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

158 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

159 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

160 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

2 国は、前項の規定による税制全体のグリーン化の推進においては、地球温暖化対策のための税について、平成二十三年度の実施に向けた成案を得るよう、検討を行うものとする。 （再生可能エネルギーに係る全量固定価格買取制度の創設等）
第十五條 国は、再生可能エネルギーの利用を促進するため、全量固定価格買取制度（電気事業者が一定の価格、期間及び条件の下で、電気である再生可能エネルギーの全量について、調達する制度をいう。）の創設に係る施策を講ずるものとする。

2 国は、前項に定める施策のほか、再生可能エネルギーを利用するための設備の設置の促進、電気である再生可能エネルギーの供給に資するための電力系統の整備の促進、再生可能エネルギーの利用に関する規制の適切な見直しその他官の必要な施策を講ずるものとする。 （原子力に係る施策等）
第十九條 国は、温室効果ガスの排出の抑制に資するため、温室効果ガスの排出の抑制による貨物輸送への転換等の貨物流通の効率化の促進、公共交通機関の利用者の利便の増進その他の必要な施策を講ずるものとする。 （革新的な技術開発の促進等）
第二十一条 国は、地球温暖化の防止及び地球温暖化への適応に資する技術の高度化及び有効活用を図るため、再生可能エネルギーの利用、安全の確保を基本とした原子力発電、エネルギーの使用の合理化、燃料電池、蓄電池並びに二酸化炭素の回収及び貯蔵に関する革新的な技術その他の地球温暖化の防止及び地球温暖化への適応に資する技術の開発及び普及の促進のために必要な施策を講ずるものとする。 （エネルギーの使用の合理化の促進等）
第二十二条 国は、エネルギーの使用の合理化の促進により温室効果ガスの排出の抑制に資するため、エネルギーの消費量との対比における性能

が優れている機械器具の普及の促進、熱の損失の防止のための性能が優れている建築材料及び施工方法を用いた建築物の新築及び改修の促進、エネルギーの効率的利用のための情報通信技術の利用の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。
第二十一条 国は、フロン類等が排出されないようすることを目指して、フロン類等の使用及び排出の抑制に資する製品の開発及び普及の促進等を通じたフロン類等の使用及び排出の抑制並びにフロン類等の適正かつ確実な回収及び破壊の促進、フロン類等に代替する物質であつて地球温暖化に深刻な影響をもたらさないもの及びその物質を使用した製品の開発及び普及の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。
第二十二条 国は、温室効果ガスの排出の抑制等に資する自動車の適正な使用の促進及び道路交通の円滑化の推進、鉄道及び船舶による貨物輸送への転換等の貨物流通の効率化の促進、公共交通機関の利用者の利便の増進その他の必要な施策を講ずるものとする。 （新たな事業の創出等）
第二十三条 国は、地球温暖化の防止及び地球温暖化への適応に資する新たな事業の創出及び健全な発展を図るため、規制の適切な見直し、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。 （教育及び学習の振興等）
第二十四条 国は、事業者及び国民が、その事業活動及び日常生活に関し、地球温暖化の防止及

び地球温暖化への適応のための自発的な活動を行うことを促進するため、温室効果ガスの排出の抑制等に資する製品及び役務の選択に関する意識の啓発、民間団体等の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与するための活動に関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。 （温室効果ガスの排出量等に関する情報の公表等）
第二十五条 国は、温室効果ガスの排出の抑制等に資するため、事業活動（国及び地方公共団体の事務及び事業を含む。以下この条において同じ。）又は製品及び役務の利用に伴う温室効果ガスの排出量に関する情報並びに事業活動に係る温室効果ガスの排出の抑制等に関する情報の公表の促進、事業者及び国民によるそれらの情報の利用の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。
第二十六条 国は、地球温暖化の防止及び地球温暖化への適応に資する地域社会の形成を推進するためには事業者及び国民の理解と協力を得ることとが欠くことのできないものであることにかんがみ、地球温暖化及びその影響の予測並びに地球温暖化の防止及び地球温暖化への適応に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実のために必要な施策を講ずるものとする。 （地域社会の形成に当たっての施策）
第二十七条 国は、温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化による都市機能の集積並びに地域におけるエネルギーの共同利用及び廃熱の回収利用の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。 （温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化）
第二十八条 国は、森林の整備及び保全、

緑地の保全、緑化の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地球温暖化への適応を図るための施策)

第二十八条 国は、地球温暖化及びその影響について予測を行い、その結果を踏まえ、地球温暖化への適応を図るために施策を計画的に推進するものとする。

(国際的協調のための施策)

第二十九条 国は、地球温暖化対策を国際的協調の下で推進することの重要性にかんがみ、すべての主要な国が参加する公平なかつ実効性が確保された地球温暖化の防止のための国際的な枠組みの構築を図るとともに、地球温暖化の防止及び地球温暖化への適応に関する国際的な連携の確保、国際的な資金の提供に関する新たな枠組みの構築、技術及び製品の提供その他の取組を通じた自国外の地域における温室効果ガスの排出の抑制等への貢献を適切に評価する仕組みの構築その他の国際協力を推進するために必要な施策を講じ、あわせて、地方公共団体及び民間団体等による地球温暖化の防止及び地球温暖化への適応に関する国際協力のための活動の促進を図るため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地方公共団体に対する財政措置等)

第三十条 国は、地方公共団体が地球温暖化対策を策定し、及び実施するための費用について、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(地球温暖化の状況等に関する観測等)

第三十一条 国は、地球温暖化対策を適正に策定し、及び実施するため、大気中における温室効果ガスの濃度変化の状況並びにこれに関連する気候の変動及び生態系の状況を把握するための観測及び監視を行うとともに、地球温暖化及びその影響の予測に関する調査その他の地球温暖化対策の策定及び実施に必要な科学的知見の充実を図るために調査を実施するものとする。

第三十二条 国は、地球温暖化対策の適確な策定及び実施に資するため、諸外国における温室効果ガスの排出の抑制等に資する技術を早期に普及させるための制度その他の地球温暖化対策を推進するための制度の調査及び研究を行うものとする。

第三十三条 国は、地球温暖化対策に関する政策形成に民意を反映し、並びにその過程の公正性及び透明性を確保するため、地球温暖化対策に關し学識経験のある者、消費生活、労働及び産業の領域を代表する者その他広く事業者及び国民の意見を求め、これを考慮して政策形成を行う仕組みの活用を図るものとする。

(第二節 地方公共団体の施策)

第三十四条 地方公共団体は、その地方公共団体の区域の自然的・社会的条件に応じた地球温暖化対策を、その総合的かつ計画的な推進を図りつつ実施するものとする。

第五章 雜則

(地球温暖化対策に関する事務を所掌する大臣)

第三十五条 この法律における地球温暖化対策に関する事務を所掌する大臣は、政令で定める。

附 則

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第十条第一項及び附則第四条の規定は、すべての主要な国が、公平なかつ実効性が確保された地球温暖化の防止のための国際的な枠組みを構築するとともに、温室効果ガスの排出量に関する意欲的な目標について合意をしたと認められる日以後の政令で定める日から施行する。

第二条 政府は、第十条第一項及び第三項前段に規定する目標の達成に資するため、国内排出量取引制度その他の第四章に定める基本的施策の実施の状況についての点検及び評価並びにこれらに基づく施策の推進のための方策について検討を行い、この法律の施行後一年以内を目途に成案を得るものとする。

(検討)

第二条第一項を次のように改める。

この法律において「地球温暖化」、「地球温暖化対策」、「温室効果ガス」及び「温室効果ガスの排出」の意義は、それぞれ地球温暖化対策基本法第二条第一項から第四項までに規定する当該用語の意義による。

第三条 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第百十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「京都議定書目標達成計画」を「実施計画」に、「地球温暖化対策推進本部(第十一条第一項

十九条)」を「削除」に改める。

第一条中「地球温暖化が地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものであり、気候系に対しても危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ地球温暖化を防止することが人類共通の課題であり、すべての者が自主的かつ積極的にこの課題に取り組むことが重要であることにかんがみ」を「気候変動に関する国際連合枠組条約の

京都議定書(以下「京都議定書」という)」第三条の規定に基づく約束を履行するとともに地球温暖化対策基本法(平成二十二年法律第号)第十条第三項前段に規定する目標の達成に資するため、同法第三条に定める基本原則にのっとり、「京都議定書目標達成計画」を「実施計画」に改め、「ための」の下に「具体的な」を、「地球温暖化対策の」の下に「着実な」を加える。

第二条第二項から第四項までを削り、同条第五項を同条第二項とし、同条第六項第一号中「気候変動に関する国際連合枠組条約の」及び「(以下「京都議定書」という。)」を削り、同項を同条第三項とする。

第三条から第七条までを次のように改める。

(温室効果ガスの排出量等の算定等)
 第三条 政府は、温室効果ガスの排出及び吸収に関し、気候変動に関する国際連合枠組条約第四条^{1(a)}に規定する目録及び京都議定書第七条¹に規定する年次目録を作成するため、毎年、我が国における温室効果ガスの排出量及び吸収量を算定し、環境省令で定めるところにより、これを公表するものとする。

第四条から第七条まで 削除
 「第二章 京都議定書目標達成計画」を「第二章 実施計画」に改める。
 第八条の見出しを「(実施計画)」に改め、同条第一項中「たために必要な目標の達成に関する計画」以下「京都議定書目標達成計画」を「とともに地球温暖化対策基本法第十条第三項前段に規定する目標の達成に資するため、同法第十二条第一項に規定する基本計画に即して、地球温暖化対策の実施に関する計画(以下「実施計画」)に改め、同条第二項中「京都議定書目標達成計画」を「実施計画」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 計画期間
 第八条第二項第二号中「抑制等」を「抑制並びに吸収作用の保全及び強化(以下「温室効果ガスの排出の抑制等」という。)」に改め、同項第三号中「温室効果ガスである」を「計画期間における温室効果ガス総排出量」に改め、同項第八号中「第三条第四項に規定する」を「第二条第三項第三号及び第四号に掲げる数量の取得、京都議定書第十七条に規定する排出量取引への参加その他の京都市議定書第三条の規定に基づく約束の履行のために必要な」に改め、同項第九号中「ほか」の下に「内閣総理大臣は、京都議定書目標達成計画の案につき」を「地球温暖化対策に関する事務を所掌する大臣は、実施計画の案を作成し、」に改め、同条第三項中「内閣総理大臣は、前項」を「地球温暖化対策に関する事務を所掌する大臣は、第三項」に、「京都議定書目標達成計画」を「実施計画」に改め、同項第五項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 地球温暖化対策に関する事務を所掌する大臣は、実施計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他適切な方法により、地方公共団体並びに事業者、国民及びこれらの者の組織する民間の団体の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

第九条の見出しを「(実施計画の変更)」に改め、同条第一項中「平成二十一年において」を削り、「京都議定書目標達成計画」を「実施計画」に改め、同条第二項中「京都議定書目標達成計画」を「実施計画」に改め、同条第三項中「温室効果ガスである」に改め、同項第七号中「温室効果ガス総排出量」を「計画期間における温室効果ガス総排出量」に改め、同項第八号中「第三

条第四項に規定する」を「第二条第三項第三号及び第四号に掲げる数量の取得、京都議定書第十七条に規定する排出量取引への参加その他の京都市議定書第三条の規定に基づく約束の履行のために必要な」に改め、同項第九号中「ほか」の下に「内閣総理大臣は、京都議定書目標達成計画の案につき」を「地球温暖化対策に関する事務を所掌する大臣は、実施計画の案を作成し、」に改め、同条第三項中「内閣総理大臣は、前項」を「地球温暖化対策に関する事務を所掌する大臣は、第三項」に、「京都議定書目標達成計画」を「実施計画」に改め、同項第五項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

第十条から第十九条まで 削除
 第二十条第一項中「図りつつ」の下に「実施計画に基づき」を加え、同条第二項中「京都議定書目標達成計画」を「実施計画」に改める。

第三章 削除
 第一条及び第八条第一項中「第十条第三項前段」を「第十条第一項及び第三項前段」に改め正に伴う経過措置)
 第五条 この法律の施行の日以後附則第三条の規定による改正後の地球温暖化対策の推進に関する法律第八条第一項の規定に基づき最初に実施計画が定められるまでの間においては、附則第三条の規定による改正前の地球温暖化対策の推進に関する法律第八条第一項の規定に基づき定められた京都議定書目標達成計画を、附則第三条の規定による改正後の地球温暖化対策の推進に関する法律第八条第一項の規定に基づき定められた実施計画とみなす。
 第四十二条中「及び民間団体等」を「並びに事業者、国民及びこれらの者の組織する民間の団体」に改める。

第四十七条の見出しを「(地球温暖化対策に関する事務を所掌する大臣等)」に改め、同条第五項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第六項とし、同条中第四項を第五項とし、第一項から第三項までを一項ずつ繰り下げ、同条に第一項として次の二項を加える。

この法律における地球温暖化対策に関する事務を所掌する大臣は、地球温暖化対策基本法第三十五条の政令で定める大臣とする。

第四条 地球温暖化対策の推進に関する法律の一

部を次のように改正する。

第一条及び第八条第一項中「第十条第三項前段」を「第十条第一項及び第三項前段」に改め正に伴う経過措置)

第六条 次に掲げる法律の規定中「第二条第六項」を「第二条第三項」に改める。

二 農業協同組合法等の一部改正

第六条 次に掲げる法律の規定中「第二条第六項」を「第二条第三項」に改める。

三 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律五百号)第八十七条の二第一項ただし書

六 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)第五十八条第二項第十八号	六 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)第五十八条第二項第十八号
七 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第十一条第二項第十四号	七 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第十一条第二項第十四号
八 保険業法(平成七年法律第二百五号)第九十八条第一項第八号	八 保険業法(平成七年法律第二百五号)第九十八条第一項第八号
九 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十号)第五十四条第四項第十六号	九 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十号)第五十四条第四項第十六号
十 株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)第二十二条第四項第十八号	十 株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)第二十二条第四項第十八号
十一 商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律(平成二十一年法律第七十四号)第二条中商品取引所法(昭和二十五年法律第二百三十九号)第三条にたゞし書を加える改正規定	十一 商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律(平成二十一年法律第七十四号)第二条中商品取引所法(昭和二十五年法律第二百三十九号)第三条にたゞし書を加える改正規定

(日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法の一部改正)	第一条 地球温暖化対策基本法(平成二十二年法律第二百三十九号)第十九条第二項第二号中「地球温暖化対策の推進に関する法律」を「地球温暖化対策基本法」に改め、第十九条第一項中「地球温暖化対策の推進に関する法律」を「地球温暖化対策基本法(平成二十二年法律第二百三十九号)」に改める。
(日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号)の一部を次のように改止する。)	第二条 地球温暖化対策基本法(平成二十二年法律第二百三十九号)第十九条第二項第二号中「地球温暖化対策の推進に関する法律」を「地球温暖化対策基本法(平成二十二年法律第二百三十九号)」に改める。
(特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部改正)	第三条 地球温暖化対策基本法(平成二十二年法律第二百三十九号)第十九条第二項第二号中「地球温暖化対策の推進に関する法律」を「地球温暖化対策基本法(平成二十二年法律第二百三十九号)」に改める。
(特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(平成十三年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。)	第四条 地球温暖化対策基本法(平成二十二年法律第二百三十九号)第十九条第二項第二号中「地球温暖化対策の推進に関する法律」を「地球温暖化対策基本法(平成二十二年法律第二百三十九号)」に改める。
(第一条中「地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第二百三十九号)」を「地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第二百三十九号)」に改め、第二条中「地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第二百三十九号)」を「地球温暖化対策基本法(平成二十二年法律第二百三十九号)」に改め、第三条中「地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第二百三十九号)」を「地球温暖化対策基本法(平成二十二年法律第二百三十九号)」に改めること。	第五条 地球温暖化対策基本法(平成二十二年法律第二百三十九号)第十九条第二項第二号中「地球温暖化対策の推進に関する法律」を「地球温暖化対策基本法(平成二十二年法律第二百三十九号)」に改めること。

3 國際的に認められた知見に基づき、二〇五	一 議案の目的及び要旨 本案は、地球全体における温室効果ガスの排出量の削減に貢献するとともに、国際社会の中で率先して、エネルギー需給の在り方を含め社会経済構造の転換を促進しつつ、脱化石燃料化(エネルギーの供給源の化石燃料に依存すること等により、温室効果ガスの排出の量をできる限り削減し、並びに温室効果ガスの吸収作用を保全し、及び強化することができ、かつ、地球温暖化に適応することができる社会を実現するため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。 2 國際的に認められた知見に基づき、二〇二〇年までに達成を目指すべき我が国における一年間の温室効果ガスの排出量は、一九九〇年における温室効果ガスの排出量からこれに二五パーセントの割合を乗じて計算した量を削減したこと、及び当該目標は、すべての主要な国が、公平なかつ実効性が確保された地球温暖化の防止のための国際的な枠組みを構築するとともに、温室効果ガスの排出量に関する意欲的な目標について合意をしたと認められる場合に設定されるものとすること。 3 國際的に認められた知見に基づき、二〇五
4 國は、我が国における一年間の一次エネルギーの供給量に占める再生可能エネルギーの供給量の割合について、二〇二〇年までに一〇パーセントに達することを目標とするものとすること。	4 國は、我が国における一年間の一次エネルギーの供給量に占める再生可能エネルギーの供給量の割合について、二〇二〇年までに一〇パーセントに達することを目標とするものとすること。
5 政府は、地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るために、地球温暖化対策についての基本的な方針等を内容とする基本計画を定めなければならないものとすること。	5 政府は、地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るために、地球温暖化対策についての基本的な方針等を内容とする基本計画を定めなければならないものとすること。
6 国内排出量取引制度の創設、地球温暖化対策のための税の検討及び再生可能エネルギーに係る量固定価買取制度の創設等、国が講すべき基本的施策について規定するものとすること。	6 国内排出量取引制度の創設、地球温暖化対策のための税の検討及び再生可能エネルギーに係る量固定価買取制度の創設等、国が講すべき基本的施策について規定するものとすること。
7 この法律は、公布の日から施行すること。	7 この法律は、公布の日から施行すること。

8 これは、2に関する規定は、すべての主要な国が、公平なかつ実効性が確保された地球温暖化の防止のための国際的な枠組みを構築するとともに、温室効果ガスの排出量に関する意欲的な目標について合意をしたと認められる場合に設定されるものとすること。	8 これは、2に関する規定は、すべての主要な国が、公平なかつ実効性が確保された地球温暖化の防止のための国際的な枠組みを構築するとともに、温室効果ガスの排出量に関する意欲的な目標について合意をしたと認められる場合に設定されるものとすること。
9 これは、2に関する規定は、すべての主要な国が、公平なかつ実効性が確保された地球温暖化の防止のための国際的な枠組みを構築するとともに、温室効果ガスの排出量に関する意欲的な目標について合意をしたと認められる場合に設定されるものとすること。	9 これは、2に関する規定は、すべての主要な国が、公平なかつ実効性が確保された地球温暖化の防止のための国際的な枠組みを構築するとともに、温室効果ガスの排出量に関する意欲的な目標について合意をしたと認められる場合に設定されるものとすること。
10 これは、2に関する規定は、すべての主要な国が、公平なかつ実効性が確保された地球温暖化の防止のための国際的な枠組みを構築するとともに、温室効果ガスの排出量に関する意欲的な目標について合意をしたと認められる場合に設定されるものとすること。	10 これは、2に関する規定は、すべての主要な国が、公平なかつ実効性が確保された地球温暖化の防止のための国際的な枠組みを構築するとともに、温室効果ガスの排出量に関する意欲的な目標について合意をしたと認められる場合に設定されるものとすること。
11 これは、2に関する規定は、すべての主要な国が、公平なかつ実効性が確保された地球温暖化の防止のための国際的な枠組みを構築するとともに、温室効果ガスの排出量に関する意欲的な目標について合意をしたと認められる場合に設定されるものとすること。	11 これは、2に関する規定は、すべての主要な国が、公平なかつ実効性が確保された地球温暖化の防止のための国際的な枠組みを構築するとともに、温室効果ガスの排出量に関する意欲的な目標について合意をしたと認められる場合に設定されるものとすること。
12 これは、2に関する規定は、すべての主要な国が、公平なかつ実効性が確保された地球温暖化の防止のための国際的な枠組みを構築するとともに、温室効果ガスの排出量に関する意欲的な目標について合意をしたと認められる場合に設定されるものとすること。	12 これは、2に関する規定は、すべての主要な国が、公平なかつ実効性が確保された地球温暖化の防止のための国際的な枠組みを構築するとともに、温室効果ガスの排出量に関する意欲的な目標について合意をしたと認められる場合に設定されるものとすること。

官 報 (号 外)

二 議案の可決理由

本案は、地球全体における温室効果ガスの排出量の削減に貢献するとともに、国際社会の中で率先して、エネルギー需給の在り方を含め社会経済構造の転換を促進しつつ、脱化石燃料化を図ること等により、温室効果ガスの排出量をできる限り削減し、並びに温室効果ガスの吸収作用を保全し、及び強化することができ、かつ、地球温暖化に適応することができる社会を実現するための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する

平成二十二年五月十四日

環境委員長 樽床伸一

衆議院会議録第二十二号中正誤
ページ 段行誤
三一末三保健
保険 正

平成二十二年五月十八日 衆議院会議録第二十九号 地球温暖化対策基本法案及び同報告書

官 報 (号 外)

平成二十二年五月十八日

衆議院会議録第二十九号

五六

第一回
明治二十五年三月三十一日
郵便物認可

発行所
〒105-1844
東京都港区虎ノ門二丁目
独立行政法人国立印刷局

電話
03(3587)4294

定価
本体
130円